

奄美大島生物多様性地域戦略

(2025-2034)

～自然と共に生きる奄美のしま創りプラン～



表紙写真(奄美大島の様々な生き物たち)

ルリカケス

奄美市

アオカナヘビ

(一財)自然環境
研究センター

アマミトゲネズミ

浜田 太

アカヒゲ

(一財)自然環境
研究センター

アマミデンダ

山下 弘

アマミイボイモリ

浜田 太

アマミイシカワ
ガエル

浜田 太

リュウキュウ
ハグロトンボ

奄美市

アマミノクロウサギ

奄美市

アマミヒイラギモチ

山下 弘

アマミスミレ

山下 弘

フェリエベニボシ
カミキリ

浜田 太

アサトカンアオイ

山下 弘

アカウミガメ

奄美市

上段：種 名
下段：撮影者

はじめに

奄美大島生物多様性地域戦略（以下「本戦略」という。）は、生物多様性基本法に基づき、奄美大島の5市町村（奄美大島自然保護協議会）によって2015年3月に策定されました。複数の地方自治体が連携し、1つの広域的な生物多様性地域戦略を策定する取組は、奄美大島が全国で初めての事例として高く評価されています。

本戦略は、生物多様性基本法や生物多様性国家戦略の趣旨を踏まえ、生物多様性鹿児島県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における生物多様性保全と持続可能な利用に係るガイドラインとなるものです。さらに、地域が主体となった人と自然が共生する社会づくり活動の指針となるものです。

本戦略は、奄美大島の生物多様性保全と持続可能な利用に関する長期的・総合的な計画です。奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。その際、「地域活性化は自然環境と歴史文化を基盤とした個性ある地域づくりによってもたらされる」、「これらの保全と地域活性化は両立する」という考え方に立って各般の施策を講じ、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

本戦略は、2015年度から10年間の計画として策定され、策定5年後の2019年度に中間評価と改定を実施しました。このたび、2024年度の計画期間終了に伴い、有識者で構成する「奄美大島生物多様性地域戦略の見直しに係る専門委員会」を設置して本戦略の取組状況と10年間の短期目標達成状況の最終評価と見直しを行い、次の10年間の計画として改定しました。

前回の本戦略改定から5年の間に、2021年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録が実現し、2022年には生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）が開催され、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択、2023年の「生物多様性国家戦略2023－2030」の閣議決定と「生物多様性鹿児島県戦略2024－2033」の改定、「自然共生サイト」の認定制度の運用開始、2024年のマングース根絶宣言等、奄美大島の生物多様性をめぐる様々な状況が世界・国・島レベルで変化しています。

この間に、奄美大島では本戦略に基づき、国や県との連携と役割分担の下、マングースやノネコ等の外来種防除、パトロール等の違法採集対策、野生動物の交通事故防止、ガイド認定制度導入や主要なエコツアー利用場所の利用ルール試行等の適正利用、自然環境に配慮した公共事業の推進、世界的に貴重な自然環境の普及啓発及び情報発信等の取組を進め、一定の成果を上げてきました。

一方、奄美大島が世界自然遺産に登録された2021年当時に世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症が現在は収束し、インバウンド観光客を含む観光活動も活発化しており、今後は入込客数の増加が予想されます。これは、奄美大島の地域活性化にとってまたとない機会となりうると同時に、地域の自然と社会に大きな影響を与える可能性があります。また、侵略的外来種のマングース根絶に伴い、世界自然遺産としての価値を表わす固有種・絶滅危惧種の分布や個体数が回復する一方で、アマミノクロウサギなどの交通事故や農作物被害等が増加傾向にあり、地域のくらしや産業と希少種保護を両立する上で新たな課題となっています。

このため、今回の本戦略改定にあたっては、上述の各種取組を引き続き強化・推進するとともに、入込客数増加による自然環境・生活環境への影響の抑制、自然環境・歴史文化を体験・体感する機会の提供、経済効果の島内への広範な波及による地域活性化と自然環境保全に還元する仕組みづくり、これらを主体的に担う人材の育成、そして、市町村が実施主体となる取組だけでなく、国・県等他の行政機関、企業・事業者、NPO等の活動団体、研究機関、地域住民等の取組に対して積極的に連携・支援し、より効果的に生物多様性の保全と持続可能な利用の推進につなげることを重視して、重点施策や行動計画を見直しました。



奄美の森と海をつなぐ河川 (写真：自然環境研究センター)

目 次

第1章

戦略の策定にあたって

1	生物多様性地域戦略策定の背景	2
	(1) 生物多様性とは	
	(2) 生物多様性保全の重要性	
	(3) 国内外の動き	
	(4) 生物多様性地域戦略の役割	
2	奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ	8
	(1) 戦略の目的・性格	
	(2) 戦略の位置づけ	
3	戦略の体系と事業展開の考え方	9
	 奄美大島の概要	10

第2章

奄美大島の生物多様性の特徴

1	生物の多様性が高い	14
2	固有種が多く存在する	15
3	奄美大島の特異な気候が生んだ希少な動植物が存在する	17
4	世界的に重要な生物多様性に富んだ自然がある	18
5	人と自然との関わりの中で培われてきた自然がある	20
	 奄美大島における「自然共生サイト」の取組	21

第3章

奄美大島の生物多様性の保全及び利用上の課題

1	開発や自然の過剰な利用などの人間活動による影響	24
	(1) 生息・生育環境の改変や生物の違法な採集に起因する課題	
	(2) 配慮不足の自然利用に起因する課題	
	(3) 自然の管理方法に起因する課題	
2	人間活動と自然の関わりの減少による影響	25
	(1) 里地・里山の機能の劣化に起因する課題	
3	人為的に持ち込まれた生物や物質による影響	26
	(1) 外来種による影響に起因する課題	
	(2) 環境汚染による影響に起因する課題	
	 マングースの根絶宣言	27
4	地球温暖化に伴う環境変化による影響	28
5	人の意識と社会経済の変化による影響	29
	 アラセツ行事	29
6	地域の暮らし・産業と希少種保護の両立	30

第4章

基本的事項と目標

1 基本的事項	34
(1) 対象区域	
(2) 計画期間	
(3) 基本理念	
(4) 基本方針	
コラム 「環境文化」とは？	35
2 目標	36
(1) 長期目標（前戦略策定から50年後、2065年の奄美大島の姿）	
(2) 短期目標（10年後、2035年の奄美大島の姿）	

第5章

重点施策

【重点施策1】 希少種の保全活動	42
(1) 希少野生動植物の盗採・盗掘防止のためのパトロール等監視の強化	
(2) 希少野生動物の交通事故対策	
(3) 希少種保全と地域の暮らしとの調和	
(4) 生物多様性モニタリング調査及び情報収集	
コラム 世界自然遺産を活かしたブランド化 徳之島の「アマミノクロウサギ共生たんかんジャム」	43
【重点施策2】 ノネコ、ノヤギ及び外来種対策	44
(1) ノネコ対策の強化	
(2) ノヤギ対策の強化	
(3) 外来種の駆除活動の支援・推進	
(4) 外来種の現状把握の推進	
【重点施策3】 重要な地域の保全・再生	46
(1) 既存の保護地域（世界自然遺産地域、国立公園、天然記念物等）の保護管理の推進	
(2) 自然共生サイトの認定推進	
(3) 森林の再生と生物多様性に配慮した森林経営の推進	
(4) 里地・里山の保全・再生	
(5) マングローブ林の保全・再生	
(6) 里海（海岸・藻場・サンゴ礁等）の保全・再生	
【重点施策4】 持続可能な観光管理の推進	48
(1) 奄美群島認定エコツアーガイド制度の運用とガイド利用者の満足度向上	
(2) 希少種の生息区域の利用ルールの策定と運用	
(3) 体験型観光の推進（エコツーリズム、里のエコツアー等の推進）	

【重点施策5】 生物多様性に配慮した産業振興	49
(1) 特産品や農産物のブランド化による地域活性化の推進	
(2) 地産地消の推進	
(3) 地材地建の推進	
【重点施策6】 体験活動や住民参加型活動の推進	50
(1) 奄美の自然・歴史・文化などの学習機会の拡大(学校教育における機会拡大を含む)	
(2) 住民参加による生物多様性保全関連活動の推進	
【重点施策7】 環境文化の保全に向けた取組の推進	51
(1) 体験型観光の推進(里のエコツアーの推進)	
(2) 奄美の歴史・文化などの学習機会提供の検討	
(3) 住民参加による環境文化関連活動の推進	
(4) 環境文化に関する人材育成の推進	

第6章

行動計画

基本方針1 生物多様性の保全・管理	55
1 重要な地域の保全・管理	55
2 重要な生態系の保全と再生	56
3 野生生物の適切な保護と管理	57
(1) 希少種とその生息・生育地の保全	
(2) 鳥獣の管理	
(3) 外来種の防除	
4 地球温暖化対策の推進	60
5 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進	61
基本方針2 生物多様性と環境文化の持続可能な利活用	62
1 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開	62
(1) 林業における取組	
(2) 農業における取組	
(3) 水産業における取組	
2 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開	64
3 生物多様性の保全に配慮した地域振興	65
基本方針3 自然共生社会を構築するための仕組づくりと人材育成	66
1 多様な主体の参画促進	66
2 人材の育成と活用	67
3 情報の収集・発信	68

第7章

推進体制と進行管理

1	戦略の推進体制	70
2	各主体の役割	71
	(1) 奄美大島自然保護協議会・市町村	
	(2) 国・県等の行政機関	
	(3) 企業・事業者	
	(4) エコツアーガイド	
	(5) 環境NPOなど各種活動団体	
	(6) 教育機関	
	(7) 学識者・研究機関	
	(8) 住民・来訪者	
	 コラム 民間を含む多様な主体の連携による生物多様性保全	76
3	戦略の進行管理	77
	(1) 進捗状況の把握及び公表	
	(2) 戦略の見直し	

第8章

資料編

1	奄美大島における希少野生動植物の指定状況	80
2	奄美大島・徳之島からの動植物持ち出しに関する共同文書	81
3	奄美大島で確認されている対策が必要な外来種	83
4	奄美大島の重要湿地	87
5	奄美大島の干潟	88
6	文化財の指定状況	89
7	奄美の民謡(島唄)に現れる自然	90
8	奄美の歴史年表	92
9	奄美大島における主な自然ふれあい・環境文化関連施設	94
10	短期目標達成状況の指標(例)	96
11	奄美大島生物多様性地域戦略 策定から改定までの経過	109
12	関係者名簿	111

第1章

戦略の策定にあたって



油井岳 (写真: 瀬戸内町)

1 生物多様性地域戦略策定の背景

(1) 生物多様性とは

生物多様性基本法では、「生物の多様性」について「様々な生態系が存在すること並びに、生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と定義しています。また、環境省のウェブサイトでは、「生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。」と説明しています。

〈様々な自然があること：生態系の多様性〉

奄美大島には、森、マングローブ、サンゴ礁など、さまざまな環境があります。その中で森という環境ひとつをとっても、樹木の構成や成り立ち、林齢などにより、多様な種類の森林に分けることができます。それぞれの環境と、そこで生きる生物も含めたまとまりを「生態系」と呼びます。「生態系の多様性」とは、どれだけ多くの生態系があるかということです。



〈生物の種類に差異があること：種（種間）の多様性〉

それぞれの生態系には、その環境を好む動物や植物、さらにはプランクトンやバクテリアのような小さな生物まで、様々な種類の生物が生息・生育しています。

「種（種間）の多様性」とは、そこに棲む生物の種類がどのくらい豊富であるかということです。



〈生物の種内に差異があること：遺伝子（種内）の多様性〉

アマミハナサキガエルは同じ種の中でも、色や模様が様々に異なっています。この他にも体質や性格が異なるというように、外見だけではわからないところにも違いは存在しています。

「遺伝子（種内）の多様性」とは、同じ種の中のそれぞれの生物が持つ遺伝子の違いがどのくらいあるかということです。言い換えれば生物の持つ個性の豊かさの程度がどのくらいあるかということです。



〔写真：○興 克樹、★常田 守、△浜田 太、●大和村、◆龍郷町、■自然環境研究センター〕

(2) 生物多様性保全の重要性

生物の多様性は、地球上の生命誕生以来、何十億年もの長い時間をかけて作られてきたものです。私たち人類も地球上の多様な生物の一部です。そして、私たちの生活は、多様な生物によって構成される様々な自然から生み出される恵み（生態系サービス¹⁾）によって支えられています。その恵みには衣・食・住など物質的な供給サービスのほか、気候の緩和や洪水防止などの調整サービス、伝統的文化や芸術などを育む文化的サービス、生活基盤となっている環境を作っている基盤サービスなどの種類があります。これらをいつまでも使い続けられるような形で利用しなければ、私たちも暮らしていくことができません。

自然の恵み（生態系サービス）

生活に必要な資源を供給するという自然の恵み 「供給サービス」

衣服などに利用する綿や羊毛も、米や野菜などの食物も、木材やサンゴで造った石垣も、クビ木や長命草等の健康食品・抗生物質等の医薬品も、生物等が創り出してくれた自然の恵みです。



サンゴの石垣（写真：瀬戸内町）

環境を制御するという自然の恵み 「調整サービス」

私たちが出す汚水を微生物が浄化してくれることも、森の木々が晴れの日でも川の水を流し続けてくれることも、浸食されやすい赤土の崖を植物が覆って崩落を防止してくれることも、カやハエなどをカエルやヤモリが駆除してくれていることも、生物等が行ってくれる自然の恵みです。



溪流（写真：大和村）

文化や伝統など人の心に通じる自然の恵み 「文化的サービス」

自然の息吹を美しく描いた田中一村の絵画も、美しい風景や海の力（タラソ）による癒やしも、ダイビング・釣りなどの野外レクリエーションなども、自然が精神的にあるいは宗教的に私たちの暮らしに潤いを与えてくれることも、生物等が提供してくれる自然の恵みです。



ダイビング（写真：大和村）

環境を基本的に構成するものを作り出すという自然の恵み 「基盤サービス」

私たちが生きて行くために必要とする空気や水も、作物を育てるための土壌や栄養分も、生物等が創り出してくれた自然の恵みです。



フナギョの滝（写真：奄美市）

1 生態系サービス

国際連合の提唱によって2001年～2005年に行われた、地球規模の生態系に関するアセスメントである「ミレニアム生態系評価」では、生物や生態系から得られる恵みを評価するために、その恵みを生態系サービスとして「供給」「調整」「文化的」「基盤」の4つに分類して評価しました。

(3) 国内外の動き

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議²で、「生物の多様性に関する条約」³の調印が行われ、1993年に発効しました。このような国際的な生物多様性を保全する流れを受け、わが国でも最初の生物多様性国家戦略を1995年に策定しました。

2008年に生物多様性基本法が施行され、2010年には名古屋で行われた生物多様性条約締約国会議(CBD-COP10)において、生態系が取り返しの付かない劇的な変化が起こる転換点(ティッピングポイント)⁴の概念が示されました。これを受けてCBD-COP10では、2020年までの取組目標として、生物多様性・自然の恵みを守り・向上させ、賢明に利用し、公正に利益を分かち合うための行動を分かりやすく20に単純化した「愛知目標(愛知ターゲット)」がまとめられました。

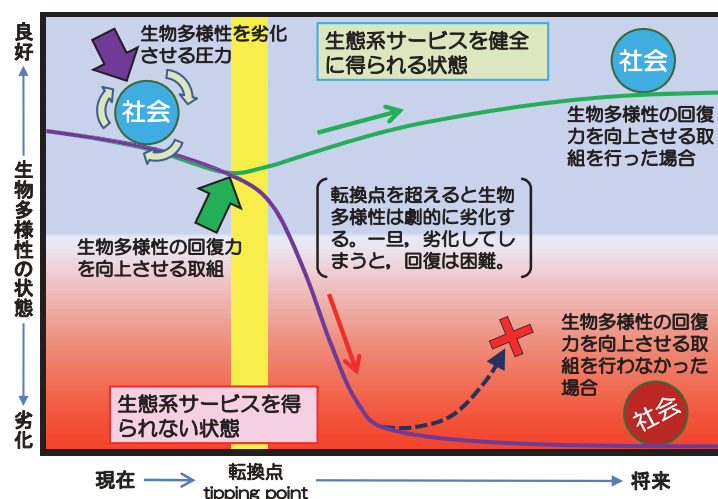
これを踏まえ我が国では、2012年には、愛知目標達成に向けたロードマップ等を盛り込んだ「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されています。

さらに、鹿児島県でも「生物多様性鹿児島県戦略」(以下「県戦略」という。)が2014年に策定されました。県戦略の中で奄美地域は、生物多様性の高い地域として評価され、奄美地域の生物多様性の保全に向けたさまざまな取組が行われてきました。

2015年には国連サミットにおいて、世界目標である「持続可能な開発目標(SDGs)⁵」が採択され、我が国においては2016年に内閣に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、国内での取組や開発途上国への国際支援が行われています。

また、2017年には、ユネスコ世界遺産センターへ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産候補地として推薦され、奄美群島国立公園が指定されました。その後、IUCNの登録延期勧告により一旦推薦を取り下げたため、2019年に再推薦がなされました。新型コロナウイルス感

生物多様性の転換点(ティッピングポイント)



[出典：地球規模生物多様性概況第3版(一部改変)]

2 国連環境開発会議

地球サミット(UNCED)。世界の環境について考えることを目的に世界の首脳が集まった国際会議です。以後10年おきに環境をテーマにした首脳会議を開催しています。

3 生物の多様性に関する条約

生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約(CBD: Convention on Biological Diversity)です。

4 転換点(ティッピングポイント)

臨界点とも言い、生態系の状態がここを超えて悪化すると生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの劣化が生じ、回復が困難になる時点を指します。

5 持続可能な開発目標(SDGs)

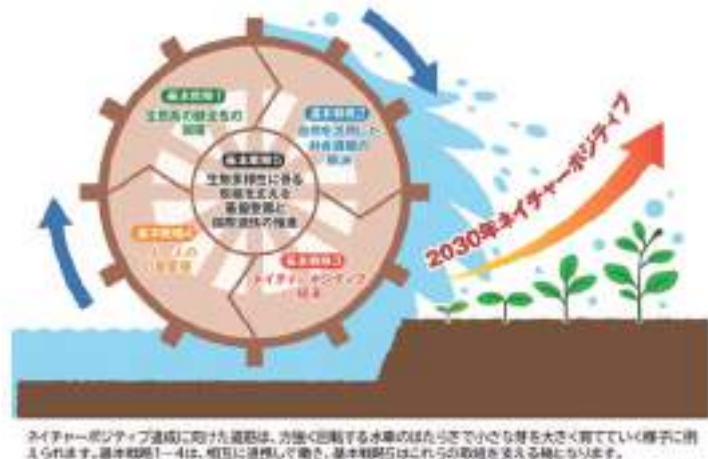
2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成された2016年から2030年までの世界目標です。

感染症の世界的蔓延に伴う2020年の世界遺産委員会の開催延期を経て、2021年7月の第44回世界遺産委員会拡大合会で「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載（世界遺産登録）が決議されました⁶。世界遺産登録後は、国（環境省、林野庁、文化庁）、地元自治体（鹿児島県、沖縄県及び関係12市町村）のほか、「奄美群島における世界自然遺産推進共同体」⁷をはじめとした民間の企業・団体の参画により、世界遺産の保護管理が進められています。

2022年にカナダのモントリオールにおいて、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催されました。そこで採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」⁸には、いわゆる「ネイチャーポジティブ」や「30by30」が盛り込まれました。

これらを踏まえて我が国では、2023年には新たに「生物多様性国家戦略2023-2030」⁹が閣議決定されました。また、ネイチャーポジティブの実現と30by30目標の達成に向けた取組として「自然共生サイト」の認定が始まりました。奄美大島では2024年度末までに、3つの自然共生サイト（陸域2つ、海域1つ）が認定されています。鹿児島県では2024年3月に県戦略の改定を行い、「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略」を策定しました。さらに、約20年にわたる継続的・科学的・計画的・組織的なマングース防除事業の結果、奄美大島のマングース根絶が2024年9月に環境省によって宣言されたことは、外来種対策の分野において、奄美大島だけでなく国・世界レベルで特筆すべき成果です。

生物多様性国家戦略2023-2030の5つの基本戦略と2030年ネイチャーポジティブ



ネイチャーポジティブ達成に向けた道筋は、方向を定めながら進む水車のようなイメージで大きく育てていく様子に例えられます。基本戦略1～4は、相互に関連し合い働き、基本戦略5はこれらの取組を支える輪になります。

〔出典：生物多様性国家戦略2023-2030関連イラスト（環境省）より転載〕

6 世界遺産一覧表への記載決議

一般に「世界遺産登録」と呼ばれます。本地域については同時に、①特に西表島の観光管理、②希少野生動物の交通事故対策、③河川再生戦略の策定、④緩衝地帯の森林管理への対応と、2022年12月1日までにユネスコ世界遺産センターへ進捗報告することが決議されました。日本政府は①～④の要請事項に対してタスクフォース（緊急性の高い課題や問題解決のために一時的に編成されるチーム）を設置して対応を検討し、「保全状況報告書」としてユネスコ世界遺産センターに提出しました。

7 世界自然遺産推進共同体

世界自然遺産地域の奄美大島、徳之島をはじめとする奄美群島全体を含む鹿児島県内の40の企業・団体（発足当時）により、2019年に発足した組織です。世界自然遺産に関する普及啓発、希少種及び自然環境の保護、希少種の密猟・密輸などさまざまな課題の解決や、調査研究・普及啓発などへの参加及び協力、並びに希少種及び自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興にも取り組み、奄美群島の環境保全と地域振興の循環モデルの確立を目指すとしています。現在（2025年12月時点）では、鹿児島県外の企業・団体も含め71社が参画しています。

8 昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標の後継となる、生物多様性に関する新たな世界目標です。2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」、いわゆるネイチャーポジティブを2030年ミッションとしています。また、2050年のあるべき姿を示す4つの目標（ゴール）と、2030年までに達成すべき23の目標（ターゲット）が設定されており、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全する「30by30」目標がターゲットの一つになっています。

9 生物多様性国家戦略2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進、の5つを基本戦略としています。

(4) 生物多様性地域戦略の役割

前述の生物多様性保全の重要性や、生物多様性に関する世界目標や国家戦略等の近年の国内外の動向から、生物多様性地域戦略の役割として、各地域が生物多様性の保全と持続可能な利用を地域づくりに活かし、自然と人間社会の持続可能性を高めて地域社会を活性化させることが求められます。具体的には、生態系の健全性を回復させ、自然の恵みを活用して地域の社会課題を解決し、産業や住民の行動変容を促すとともに、それを支える情報基盤と社会システムを整備することが求められています。

- 「ネイチャーポジティブ」の実現

2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるという世界目標に対応し、自然を再興させる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すこと。

- 生態系の健全性の回復と維持

地域の生態系（動植物やその生息環境）の質と規模を向上させ、生物多様性の損失を食い止めること。

- 自然を活用した地域づくりと社会課題の解決

保全された自然資本を、地域課題の解決や魅力的なまちづくり、地域経済の活性化に繋げること。

- 自然の恵みを支える産業・ビジネスの変革

生物多様性と自然資本の恩恵を受けて成り立つ産業やビジネスが、自然に配慮する形で社会変革を推進すること。

- 住民一人ひとりの行動変容と社会システムの整備

生物多様性に関する価値観の共有や具体的な行動変容を促し、調査体制の整備や多様な主体の連携を促進する仕組みを構築すること。

生物多様性関連年表

年代	世界・国	鹿児島県	奄美大島
1970年代	「世界遺産条約」採択(1972) 「自然環境保全基本方針」閣議決定(1973)	「鹿児島県自然環境保全条例」制定(1972) 「鹿児島県自然環境保全基本方針」告示(1973) 「鹿児島県ウミガメ保護条例」公布	
1980年代	「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」設立(1989)		
1990年代	「地球サミット」開催、「アジェンダ21」及び「生物多様性条約」採択(1992) 「種の保存法」公布(1992) 「生物多様性国家戦略」の決定(1995)	「鹿児島県環境基本計画」策定(1998) 「鹿児島県環境基本条例」公布(1999)	マングースの捕獲開始(有害鳥獣)(1993) マングース防除モデル事業開始(1996)
2000年代	「新・生物多様性国家戦略」の閣議決定(2002) 「鳥獣保護法」公布(2002) 「自然再生推進法」公布(2002) 「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む「琉球諸島」が候補地に選定(2003) 「環境保全活動・環境教育推進法」公布(2003) 「特定外来生物法」公布(2004) 「第三次生物多様性国家戦略」の閣議決定 「農林水産省生物多様性戦略」決定(2007) 「エコツーリズム推進法」公布(2007) 「生物多様性基本法」の制定(2008)	「鹿児島県希少野生動植物保護条例」公布(2003) 「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物」動物編・植物編を発行(2003) 「奄美群島自然共生プラン」策定(2003)	「奄美野生生物保護センター」開所(2000) マングースの本格防除開始(2000) 奄美マングースバスターズ発足(2005) 「希少野生動植物保護条例」公布(島内5市町村)(2006) 「山羊の放し飼い防止条例」公布(島内5市町村)(2007)
2010	「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催、「愛知目標」採択 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 「生物多様性地域連携促進法」公布		
2011		「奄美群島版自然への配慮ガイドライン ハンドブック」作成	「飼い猫の適正な飼養及び管理条例」公布(島内5市町村)
2012	「生物多様性国家戦略2012～2020」閣議決定	「奄美群島マナーガイド」作成	
2013	「世界自然遺産推薦候補地科学委員会」設置	「生物多様性鹿児島県戦略」策定	「奄美大島自然保護協議会」設立 「奄美大島自然保護ガイドブック」発行
2014	「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」決定		「奄美群島エコツーリズム推進協議会」設立
2015	国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択		「奄美大島生物多様性地域戦略」策定
2016	「第2回生物多様性総合評価(JBO2)」結果公表 「世界自然遺産推薦候補地地域連絡会議」設置 世界遺産暫定一覧表への記載	「奄美群島持続的観光マスタープラン」策定	「奄美大島エコツーリズム推進協議会」設立
2017	世界遺産一覧表記載への推薦 「奄美群島国立公園」指定		「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」策定及びエコツーリズム推進法による認定、エコツアーガイド認定制度の運用開始
2018	IUCNより世界遺産一覧表記載への「登録延期」勧告 世界遺産一覧表記載への推薦取り下げ		
	「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」策定		
2019	世界遺産一覧表記載への再推薦 「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」策定 「奄美群島地域における希少な野生動植物の密猟・密輸対策連絡会議」発足	「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」施行	「金作原における利用ルール」試行開始
		「奄美群島における世界自然遺産推進共同体」発足	
2020	「奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画」策定		「奄美大島生物多様性地域戦略(2019-2024)」改定
2021	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載決議 「第3回生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)」結果公表	奄美大島内の「世界自然遺産奄美トレイル」全線開通	「三太郎線の夜間利用ルール」の通年運用開始
2022	「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」開催、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の保全状況報告書をUNESCO世界遺産センターに提出		「奄美大島世界遺産センター」開所 「奄美自然観察の森」リニューアル開所 「湯湾岳の利用ルール」試行開始
2023	「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定 「自然共生サイト」認定制度の運用開始	「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」改定	「アマミノクロウサギ・トラスト3号地」と「奄美大島 真米の里 秋名・幾里・大勝」が自然共生サイトに認定
		地元企業等による「奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊」結成	
2024	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」公布		奄美大島のマングース根絶宣言 「瀬戸内町 ネリヤカナヤの海」が自然共生サイトに認定
2025			「アマミノクロウサギミュージアム Quru Guru」開所

2 奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ

(1) 戦略の目的・性格

本戦略は、生物多様性基本法に基づき奄美大島の5市町村が連携して策定するもので、奄美大島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画となるものです。

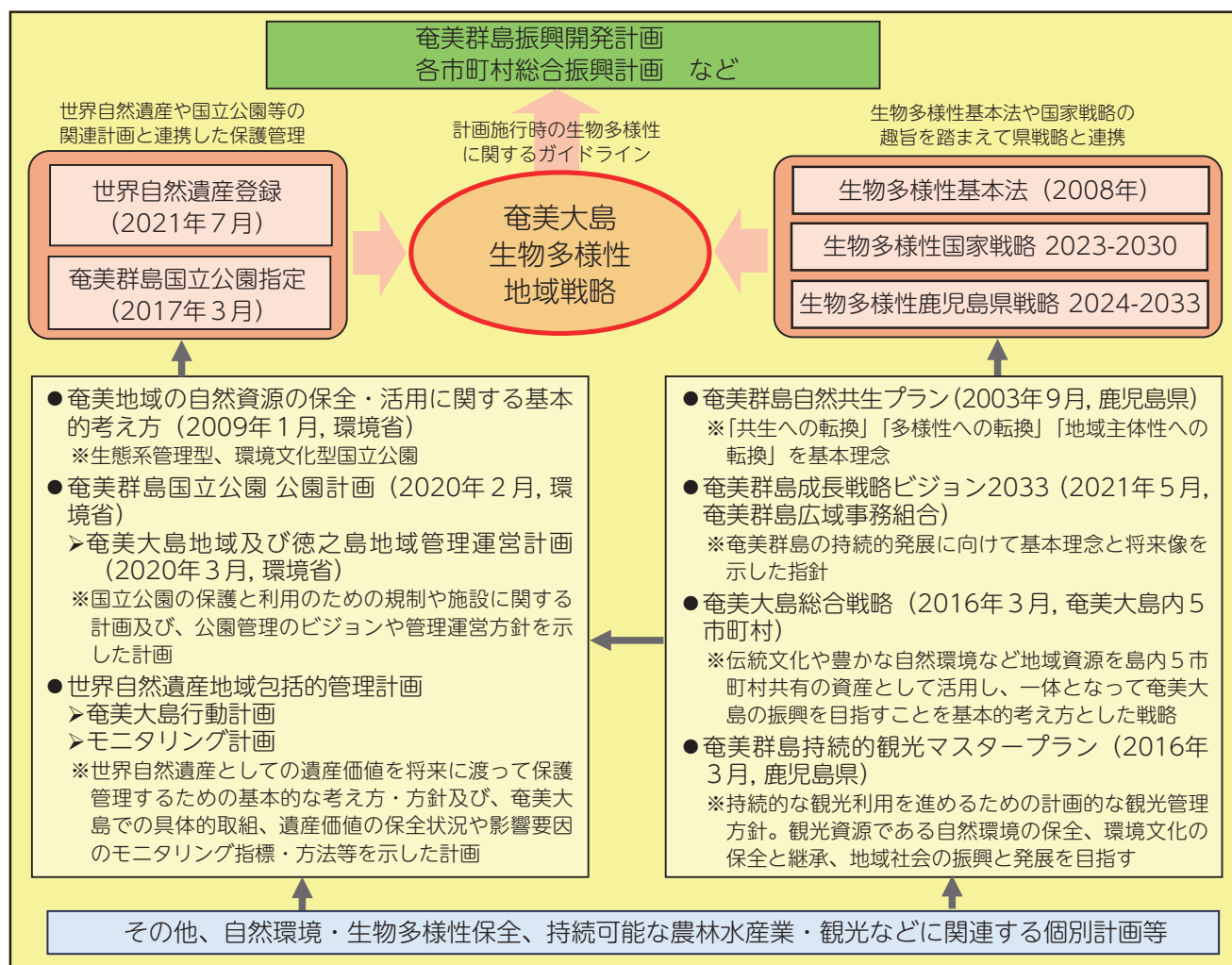
本戦略は、奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。

地域活性化は個性ある地域づくりによってもたらされ、それは自然環境と歴史文化を基礎としていとの考え方に立って各般の施策を講じていき、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

(2) 戦略の位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法や国家戦略の趣旨を踏まえ、県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における、生物多様性の保全と利用に係るガイドラインとなるものです。また、世界遺産登録を踏まえ、関係行政機関で策定した世界自然遺産地域包括的管理計画、奄美大島行動計画や世界自然遺産地域モニタリング計画など、これらの計画と連携を図りながら保安全管理に取組み、さらに、地域が主体となった人と自然が共生する積極的な社会づくり活動を目指します。

奄美大島生物多様性地域戦略の位置づけ(体系図)

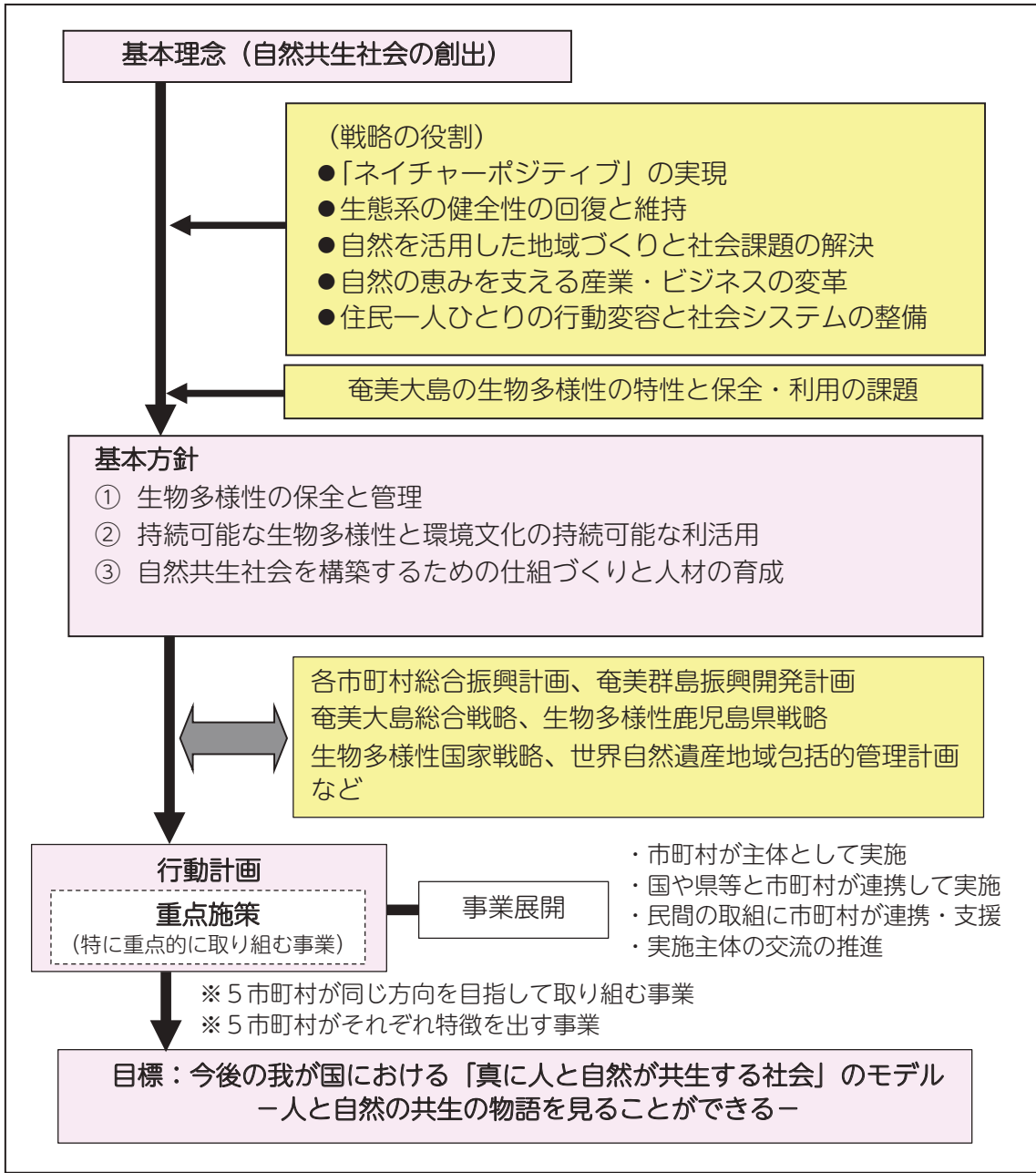


3 戦略の体系と事業展開の考え方

本戦略は、自然共生社会の創出を基本理念として長期目標と短期目標を設定し（第4章）、地域戦略の役割を踏まえつつ、奄美大島における生物多様性の保全・利用上の課題を明確にした上で、取り組むべき施策をとりまとめます。施策については事業展開の3つの基本方針を定め（第4章）、それに沿って地域の各主体が連携して取り組む行動計画（第6章）と、その中で5市町村が短期目標の達成に向かって重点的に取り組む重点施策（第5章）を示します。

国や県等が事業主体となる事業との連携において、5市町村が担う役割を整理した上で、事業の実現に向けて国、県等に必要な支援を要請する内容を示していきます。また、企業、世界自然遺産推進共同体やNPO等の団体、研究機関、地域住民など民間主体が実施する生物多様性保全や持続可能な利用の取組に対して、5市町村が積極的に連携・支援するとともに、これらの主体間の交流を推進し、より広く連携・協働できる関係づくりに努めます（第7章）。

奄美大島生物多様性地域戦略の体系と事業展開の考え方



コラム 奄美大島の概要

(1) 自然条件

奄美大島は、鹿児島県本土から南西方向に約367kmの位置にあり、面積は71,235ヘクタールとなっています。択捉島、国後島、沖縄本島、佐渡島に次いで5番目に大きく、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町の5市町村で構成されています。

海域は黒潮の影響を受け、高い海水温と温暖・湿潤な亜熱帯海洋性気候を示し、名瀬の年間降水量は約2,900mmで、台風の常襲地域にもなっています。

奄美大島は、島が大きく標高694mの湯湾岳をはじめとして山が深いため、水量が豊富な河川が島内各所に見られます。

奄美大島の多くの海岸がリアス海岸となっており、入江の奥に古くから集落(シマ)が成立していました。集落の周辺は里地・里山・里海として、自然と人が共生して形成してきた特有の自然が生まれ、その中で、自然と結びついた独自の伝統と文化も育まれました。

(2) 土地利用

島の9割以上(約67,000ヘクタール)が森林で、そのうち約93%が天然林です。昭和期には、枕木の産出やパルプチップ材の切り出しなどのために大規模な伐採が行われました。

奄美大島の人工林・天然林別森林現況(単位:ha)

区分	総数	針葉樹		広葉樹		特殊樹林		竹林	未立木地	更新困難地ほか	総面積に対する天然林率
		人工林	天然林	人工林	天然林	人工林	天然林				
国有林	4,078	123	60	63	3,799	—	—	—	33	—	94.6%
民有林	62,623	1,550	1,022	415	56,997	353	27	159	449	2,100	92.7%

特殊樹林: シャリンバイ。更新困難地ほか: 更新困難地、伐採跡地、その他(ソテツ)を含む。
※総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で一致しない。
[出典:「令和6年度鹿児島県森林・林業統計(鹿児島県ウェブサイト)」をもとに作成]

農地は、1950年代(昭和25～34年頃)には約5,000ヘクタール(全島面積の約6%程度)を占め、そのうち約30%(約1,500ヘクタール)が水田でした。近年では、水田の面積は約60ヘクタールに激減しています。畑地についても1950年代には約3,500ヘクタールありましたが、現在は約2,100ヘクタールとなっています。

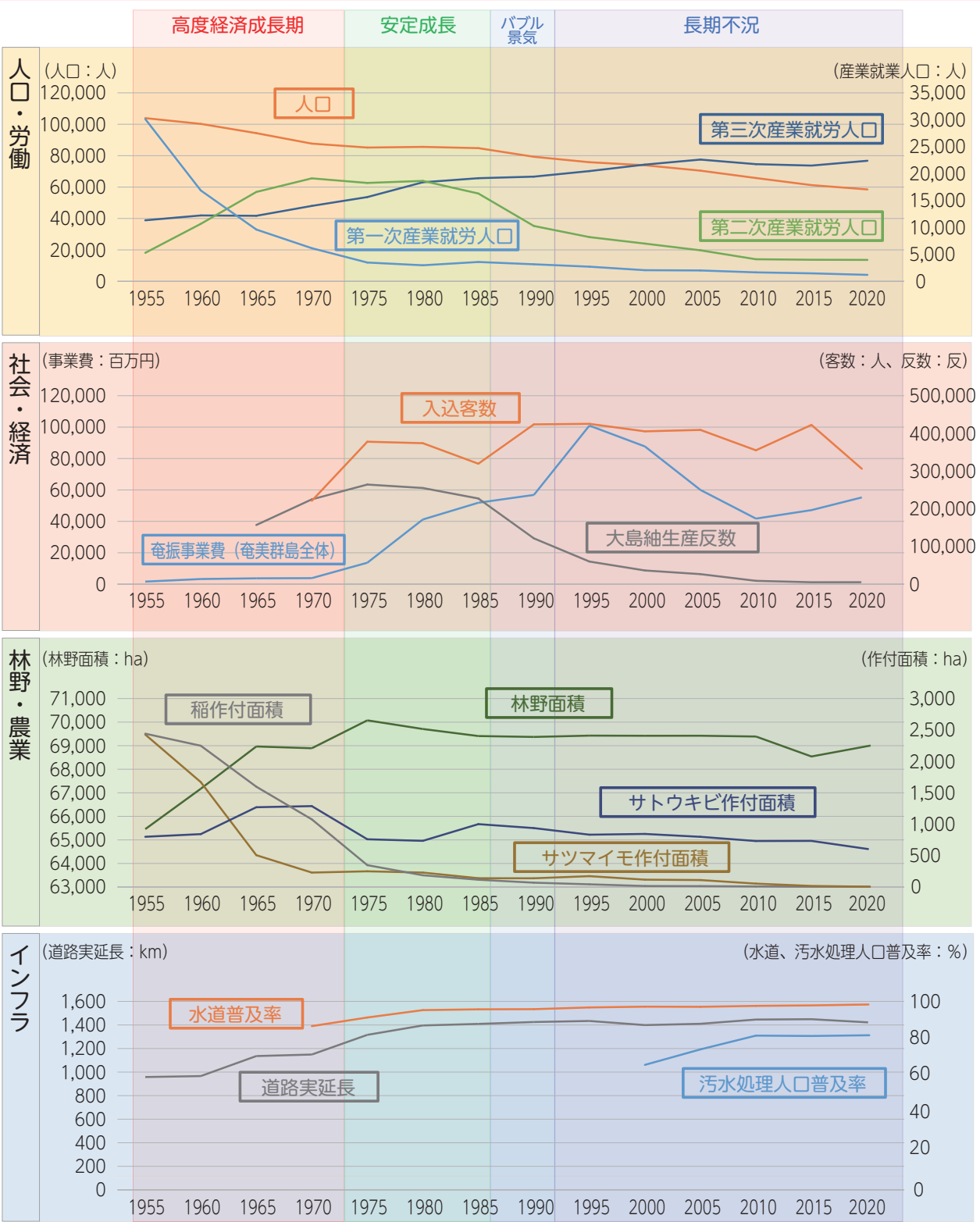
(3) 人口と産業

奄美大島の人口は、戦時中を除き1960年頃まで、およそ10万人程度でしたが、その後徐々に減少して、近年では6万人程度、うち就労者数は約2万7千人となっています。

産業別就労者の推移をみると、1960年頃に3万人以上(構成比64.4%)いた第1次産業の就労者数は、1975年頃までに激減し、近年は約1,400人(全就労者数の5.0%)となっており、さらに、従事者の高齢化が進行しています。

第2次産業の就労者数は、1980年頃は大島紬の生産が全盛期で、全就労者数の約半数を占めました。現在は建設業と製造業などが中心で、約3,900人(全就労者数の約14.2%)を占めています。黒糖焼酎の出荷額も2005年をピークに減少傾向にあります。大島紬の年間生産反数も1980年頃の、年間約25万反をピークに、2015年度には5千反まで割り込んでいます。近年の産業の中心は第3次産業で、その就労者数は約22,100人で、全就労者数の約80.2%を占めています。

奄美大島における各種社会状況（基礎情報）の変遷



注：入込客数とは奄美大島外から奄美大島へ入った人数と奄美群島内で移動した人数の合計であり、ビジネス等の観光以外の目的での来島や群島住民の移動を含む。
[出展：人口・産業就労人口：国勢調査（総務省 統計局）
汚水処理人口普及率：奄美市資料をもとに作成
その他：奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課）]

第2章

奄美大島の生物多様性の特徴



アマミノクロウサギ [写真：平城 達哉]

1 生物の多様性が高い

奄美大島の北側には、生物地理区において大きな境界となる渡瀬線が位置しており、動物地理区では旧北区と東洋区が、植物地理区では全北区と旧熱帯区が区分されています。

そのため、アカマタ、ガラスヒバァ、ハブ、ヒメハブ、ハロウエルアマガエル、ヒメアマガエル等の東洋区を分布域とする動物や中琉球の固有種などが奄美大島を分布の北限としています。また、132種の植物が奄美大島を分布の北限としています。一方で北方系の生物も分布するなど、北方系の生物と南方系の生物の混在、豊富な降水量などの特別な環境、地史的な分離・独立の変遷など、さまざまな要素が重なり合って、奄美大島の豊かな生物相が形成されています。

日本全体の生物種として確認されている種数は約38,000種、そのうち奄美大島での確認種数は5,083種となっており、国土の面積の0.2%に満たない奄美大島において、国内全体の生物種の約13%が確認されています。

また、奄美大島は多くの鳥類、チョウなどの昆虫類、ウミガメなどの爬虫類、クジラなどの海棲哺乳類の中継地・越冬地・繁殖地となっていて、これらの生物の来訪があることも生物多様性を高める要因となっています。

近年は、世界自然遺産への推薦・登録によって奄美大島に対する研究者の関心も高まり、研究の進展によって隠蔽種¹や新種の発見も進んでいます。

奄美大島の確認種数

	在来種数			固有種数	
	日本全国	奄美大島	日本全国に対する割合	固有種数	固有種率
維管束植物 ^{※1}	約7,000	1,307	19%	125	10%
哺乳類	108	13	12%	8	62%
鳥類 ^{※2}	633	315	50%	2	1%
陸生爬虫類	72	16	22%	10	63%
両生類	74	10	14%	9	90%
陸水生魚類	約400	154	39%	9	6%
昆虫類	約30,000	3,254	11%	695	21%
陸水生甲殻十脚類	73	14	19%	3	21%

※1：亜種・変種を含む。 ※2：渡り鳥及び迷鳥を含む。
〔出典：「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（仮訳）（2019年1月）日本政府」をもとに作成〕

奄美・沖縄における北限・南限種（植物）

区分	地域	種数	区分	地域	種数
北限種	奄美大島	132	南限種	奄美大島	20
	沖縄島	54		沖縄島	73

〔出典：「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」第2回指定分科会資料（環境省 自然環境局 国立公園課）〕



アカマタ

〔写真：浜田 太〕



ハロウエルアマガエル

〔写真：常田 守〕

1 隠蔽種

本来は別種であるが外見上の区別がつかないため、同一種として扱われていた種。遺伝子の塩基配列等を調べる分子系統学的手法で、別種が存在が明らかになることが多い。例えば、かつて九州南部から琉球列島にかけて広く分布するヤモリはミナミヤモリとされていましたが、遺伝的解析の結果、トカラ列島の小宝島、奄美大島、徳之島にはミナミヤモリと遺伝的に異なる集団がいることが明らかになり、2008年にアマミヤモリとして新種記載されました。

2 固有種が多く存在する

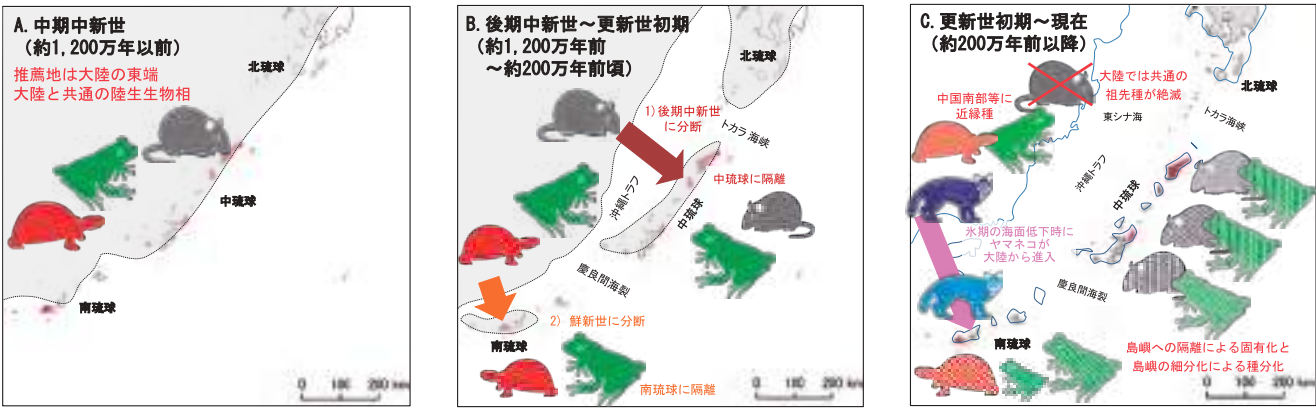
奄美大島の生物相は、後期中新世（約 1200 万年前～ 500 万年前）までに大陸から分離されました。その際、大陸に存在した捕食者が島にいなかったため、大陸では捕食者の影響で絶滅したアマミノクロウサギなどの生物が、奄美大島では固有種として現在でも遺存しています。

また、奄美大島は他の島嶼と分離された歴史が長く、島で個別に進化した生物が、現在では固有種・固有亜種²として見られます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表記載推薦書（日本政府, 2019）では、奄美大島でこれまでに確認されている生物は、維管束植物1,307種（うち固有種125種）※、哺乳類13種（うち固有種8種）、鳥類315種（うち固有種2種）、陸生爬虫類16種（うち固有種10種）、両生類10種（うち固有種9種）、陸水生魚類154種（うち固有種9種）、昆虫類3,254種（うち固有種695種）、淡水甲殻十脚類14種（うち固有種3種）とされており、多数の固有種等が確認されています。奄美大島の代表的な固有種・固有亜種として、アマミノクロウサギ、アマミシカワガエル、ルリカケス、アマミデングなどがあげられます。

※：亜種・変種を含む

琉球列島の古地理と生物の動向の推定図



〔出典：「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島（仮訳）（2019年1月 日本政府）」をもとに作成〕

奄美大島に生息・生育する代表的な固有種・固有亜種

区分	種 名
哺乳類	アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、オリイネズミ
鳥 類	ルリカケス、アマミヤマシギ、オオトラツグミ（亜）、オーストンオオアカゲラ（亜）
爬虫類	ハブ、ヒメハブ、ヒヤン、アマミタカチホヘビ、バーバートカゲ、アマミヒメトカゲ、アマミヤモリ
両生類	アマミイボイモリ、アマミシリケンイモリ、オットンガエル、アマミハナサキガエル、アマミシカワガエル
陸水生魚類	リュウキュウアユ（亜）、ハヤセボウズハゼ、キバラヨシノボリ、アヤヨシノボリ、ミナミアシシロハゼ、ミナミヒメミズハゼ
昆虫類	アマミマルバネクワガタ、ウケジマルバネクワガタ（亜）、マルダイコクコガネ、フェリエベニボシカミキリ、エグリタマミズムシ、アマミヤンマ（亜）、アマミサナエ（亜）、アマミルリモントンボ（亜）、リュウキュウハグロトンボ（亜）
陸水生甲殻十脚類	アマミミナミサワガニ、リュウキュウサワガニ、サカモトサワガニ
植 物	アマミデング、トリガミネカンアオイ、グスクカンアオイ、カケロマカンアオイ、フジノカンアオイ、ナゼカンアオイ、アサトカンアオイ、ミヤビカンアオイ、オオバカンアオイ、アマミイワウチワ、アマミクサアジサイ、アマミアワゴケ、ヒメミヤマコナスビ、アマミナツトウダイ、アマミヒイラギモチ、アマミスミレ

※ここでは琉球列島に固有なものを対象とし、固有亜種には（亜）を付した。

〔出典：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産一覧表記載推薦書 付属資料3-2：種リスト（2019年1月 日本政府）」、「日本産爬虫両生類標準和名リスト（2024年3月11日版 日本爬虫両生類学会）」をもとに作成〕

2 固有種・固有亜種

「固有種」とは、地球上でその地域にしか生息・生育・繁殖しない生物種のことです。「固有亜種」とは、同じ種の集団が地理的に隔てられることで地域的に分化したもので、他地域の集団との遺伝的な特徴の差や形態の差が見られます。その地域の固有種や固有亜種がいなくなることで、種そのものや、地域的に特徴のある集団の絶滅につながるため、保護対象として重要なものです。

奄美大島に生息・生育する代表的な固有種



アマミノクロウサギ ★



アマミトゲネズミ ★



アマミイボイモリ ★



アマミイシカワガエル ★



ルリカケス ★



トリガミネカンアオイ ●



アサトカンアオイ ●



アマミイワウチワ ●



アマミクサアジサイ ●



アマミアワゴケ ●



アマミナツトウダイ ●



アマミデンド ●



アマミヒイラギモチ ●



アマミスミレ ●



フェリエベニボシカミキリ ★

(写真: ★浜田 太、●山下 弘)

3 奄美大島の特異な気候が生んだ希少な動植物が存在する

奄美大島は、黒潮の影響を受けて、世界の亜熱帯地域でも限られた地域にしか成立しない湿潤な亜熱帯多雨林（常緑広葉樹林）が発達しているという特徴があります。

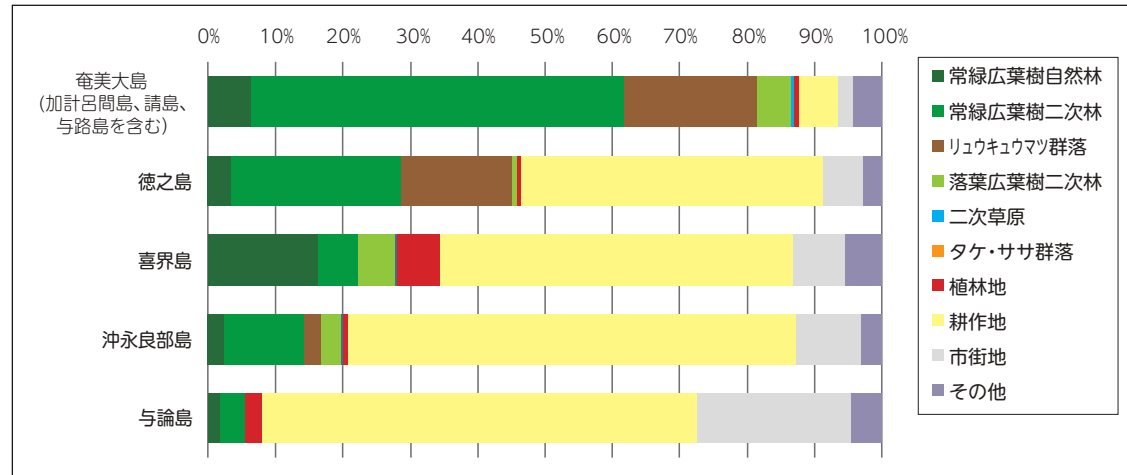
また、同じ気候条件にある奄美群島の中でも、奄美大島は特に、

- ・ 多くの森林が維持されており、森林域の連続性が保たれている
- ・ 高い山があり、特異な気候がもたらす大量の降水により、大きな河川が多い
- ・ 降水量が多いときには、川岸には周期的に冠水する溪流帯も存在している

など、他の島では見られない多様な生態系を有しています。

このような深い森林や豊かな河川と特異な気候が生んだ多様な自然環境に適応し、奄美大島には、さまざまな希少な動植物が生息・生育しています。その中でも、人為的な影響などによって特に減少が見られるために保護が必要な種等については国や県、市町村の法令によって、105種が希少野生動植物種に指定されています。

島嶼別植生区分面積割合



【出典：鹿児島大学、平成 22 年度持続的な地域づくりに資する琉球弧の世界自然遺産登録に向けた課題と方策に関する
検討業務報告書資料編、生物多様性戦略策定資料集（鹿児島県）より転載】

※環境省の自然環境保全基礎調査 第6・7回植生調査（1999～2024年）の植生図GISデータを用い、統一凡例の大区分で面積を集計して島面積に対する割合を求めたもの。奄美大島と徳之島のGISデータは2008年公開のため、2010年代のマツ枯れ被害拡大以前の状況を反映しています。現在は、マツ枯れ被害が沈静化に伴い、リュウキュウマツ群落の割合が大きく減少していることに留意が必要です。

奄美大島における希少野生動植物種指定状況（国指定、県指定、市町村指定）

分類群	種 数 ^{※1}	国指定	県指定	市町村指定
哺乳類	7	7	0	0
鳥 類 ^{※2}	4	4	0	0
爬虫類	1	0	1	0
両生類	4	3	0	1
魚 類	6	0	4	2
昆虫類	15 ^{※3}	6 ^{※3}	0	9 ^{※3}
甲殻類	10	0	4	6
貝 類	4	0	3	1
腕足類	1	0	0	1
植 物	54	5	15	34
合 計	105	25	27	54

※1：国・県・市町村指定の合計（重複して指定されている場合は1種と数えた）

※2：鳥類は奄美大島で通年生息する留鳥のみを対象とした。

※3：ヒメフチトリゲンゴロウは、種の保存法で特定第二種国内希少野生動植物種に、奄美大島5市町村の希少種保護条例による指定に重複して指定されている。

【出典：以下の1～4をもとに作成】

1：国内希少野生動植物種一覧（令和7年2月現在 環境省）

2：県指定希少野生動植物一覧（令和7年6月現在 鹿児島県）

3：希少野生動植物は県民みんなの宝です（希少野生動植物パンフレット）奄美群島版（令和7年3月）

4：鹿児島県の維管束植物分布図集－奄美群島版（令和4年2月 鹿児島大学総合研究博物館）

4 世界的に重要な生物多様性に富んだ自然がある

奄美大島は、徳之島・沖縄島のやんばる地域・西表島とともに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として2021年（令和3年）に世界自然遺産に登録されました。登録にあたっては、「島々の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景として、多数の固有種や地球規模での絶滅危惧種の保護のために世界的に高い価値を有し、琉球列島の中中部と南部の独特で豊かな生物多様性の保全にとって、きわめて重要な生息地を含んでいる」ことが遺産価値として認められました。

これに先立って、2017年には、亜熱帯照葉樹林を中心とする生態系全体を管理する「生態系管理型国立公園」、人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを対象とする「環境文化型国立公園」として、奄美大島（加計呂麻島、請島、与路島を含む）、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島が「奄美群島国立公園」に指定されています。このうち、奄美大島には特別保護地区3,806ヘクタールを含む33,717ヘクタールの特別地域、628ヘクタールの普通地域（陸域）、213ヘクタールの海域公園地区が指定されています。

また、保護林として「奄美群島森林生態系保護地域」（うち、奄美大島は2,045ヘクタール）と「アマミノクロウサギ等希少個体群保護林」（1,334ヘクタール）が2013年3月に設定されています³。

さらに、日本の重要湿地500の中での7箇所が存在する他、Birdlife Internationalによる「重要鳥類生息地（Important Bird Areas：IBA）」とConservation International Japanによる「生物多様性の保全を進める上で鍵となる地域（Key Biodiversity Area：KBA）」として奄美大島全域が指定されているほか、WWF（世界自然保護基金）がIUCN（国際自然保護連合）、UNEP（国連環境計画）とともに策定した「世界環境保全戦略」でも奄美大島を含む南西諸島の生物多様性が世界的に重要であることが指摘されています。



奄美群島国立公園（大島海峡）〔写真：浜田 太〕



森林生態系保護地域（金作原原生林）〔写真：浜田 太〕

奄美群島国立公園（うち、奄美大島。単位：ha）

市町村名	特別地域					普通地域 （陸域）	合計 （陸域）	海域 公園地区	普通地域 （海域）	合計 （海域）
	特別保護地区	第1種	第2種	第3種	小計					
奄美市	2,453	3,562	6,514	355	12,884	341	13,225	144		
大和村	407	965	3,699	57	5,128	0	5,128			
宇検村	153	1,940	2,065	0	4,158	0	4,158			
瀬戸内町	793	1,610	6,683	0	9,086	169	9,255	69		
龍郷町	0	39	2,422	0	2,461	118	2,579			
計	3,806	8,116	21,383	412	33,717	628	34,345	213	23,414	23,627

2020年（令和2年）2月26日現在（単位：ha）

〔出典：「奄美群島国立公園 公園計画書（令和2年2月26日） 環境省」をもとに作成〕

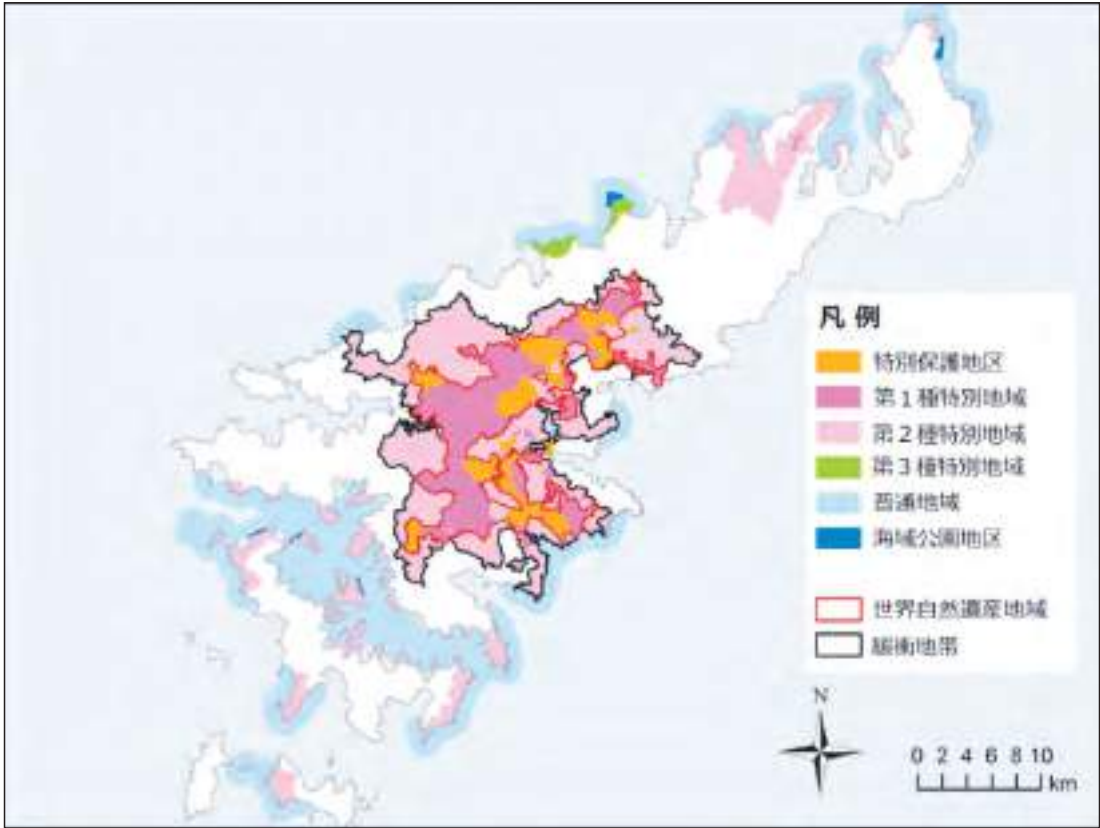
奄美大島の保護林

区 分		地 区	面積(ha)
奄美群島森林生態系保護地域	保存地区	金作原	241
		神 屋	161
		八津野	329
	保全利用地区	金作原	218
		神 屋	469
		八津野	627
合計			2,045
奄美群島アマミノクロウサギ等希少個体群保護林		安木屋場等11林班	1,334

〔出典：「奄美群島森林生態系保護地域計画（平成25年3月） 九州森林管理局」をもとに作成〕

3 希少個体群保護林

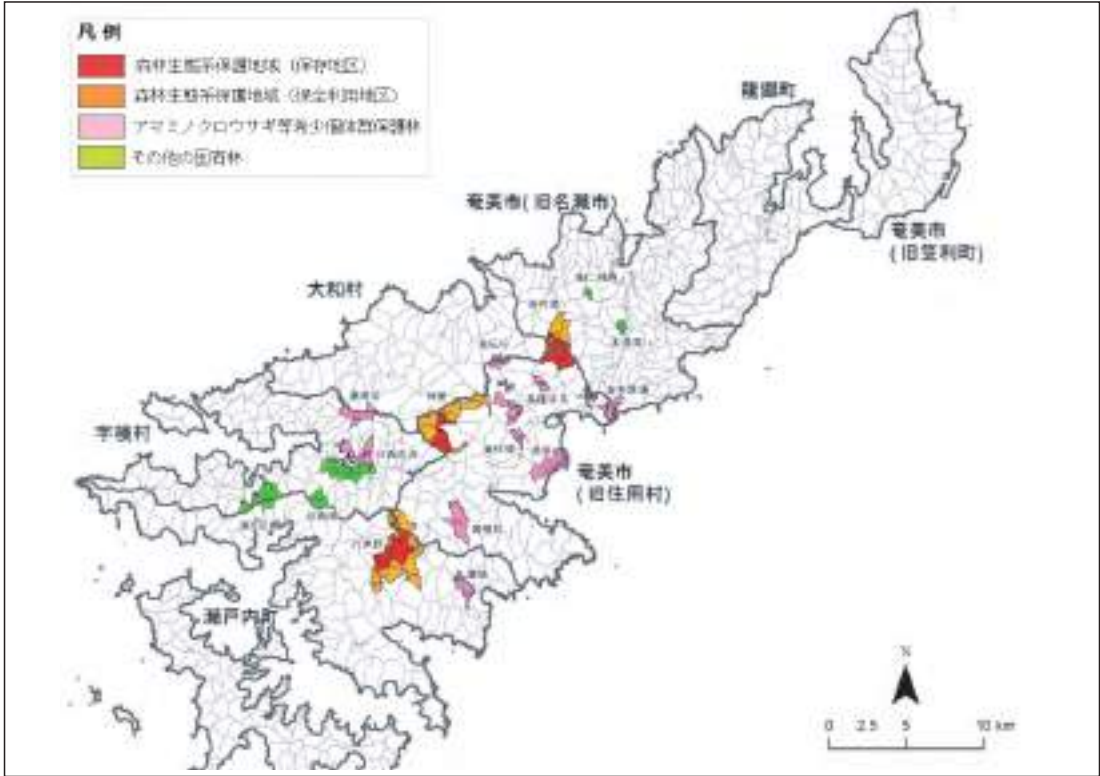
2013年の設定当初は「奄美群島特定動物生息地保護林」でしたが、2015年の保護林制度改正に伴い、「林木遺伝資源保存林」及び「植物群落保護林」とともに、「希少個体群保護林」として再編されました。



奄美群島国立公園指定区域及び、世界自然遺産地域等

(出典：世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島(仮訳) (2019年1月) 日本政府をもとに作成)

★奄美群島国立公園の自然、土地利用、保護地域、環境文化などについて、
詳しくは、[奄美群島国立公園自然環境アトラス2023へ](#)



森林生態系保護地域・希少個体群等保護林

(出典：「奄美群島森林生態系保護地域(九州森林管理局ウェブサイト)」をもとに作成)

5 人と自然との関わりの中で培われてきた自然がある

喜子川遺跡などに見られるように、旧石器時代にはすでに奄美大島で人の営みが行われていました。それ以降、狩猟、漁労、稲作、畑作を通じた人と自然との関わりが続いており、人と自然との長い関わりの中で形づくられた里地・里山・里海のような人と自然が共生する地域は、奄美大島の生物多様性を高める要因の一つとなっています。

また、この地域は、生産性が高く、現在の2倍近い人が暮らしていた昭和初期（1920年代後半）においても、島外からの物資に大きく依存することなく人々を養うことができました。一方で、各集落（シマ）には、周辺の自然を持続的に利用するための約束事や、生活の中に循環の仕組みを活かすための知恵と技があり、今日までそれが残されています。それは自然を畏敬し、自然と共生する生活文化そのものであり、ショチョガマや平瀬マンカイなど各地に残るアラセツ（豊年祭）行事やケンムン⁴伝説などの中にも息づいています。

また、豊かな自然は、農林水産業の恵みだけでなく、奄美黒糖焼酎や本場奄美大島紬などの特産品の製造や、エコツーリズム⁵・グリーンツーリズム⁶・ブルーツーリズム⁷や森林・海洋による癒やしを求める活動などの観光産業を生み出しました。さらに、田中一村の作品をはじめとして、奄美大島の自然が絵画や写真、文学などの題材として新たな価値や文化を創出しています。

このように、奄美大島には、世界自然遺産や国立公園のような公的な保護地域以外も含めて、人の営みと自然が共存してきた結果として生物多様性が効果的に保全されている里地・里山・里海のような場所や、地域の伝統文化のために活用されている自然がある場所が多く存在しています。このうち一部は、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域として、国による「自然共生サイト」の認定⁸を受けています。



エコツアー

〔写真：（株）マングローブ公社〕



ショチョガマ

〔写真：浜田 太〕

4 ケンムン

奄美の森に棲むと言われている妖精・妖怪、自然の守護者とも言われています。

5 エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのことです。

6 グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称を言います。

7 ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称を言います。

8 自然共生サイト

ネイチャーポジティブ実現に向けた国の取組の一つで、企業の森や里地里山、都市の緑地など、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域を「自然共生サイト」として認定する仕組みです。

コラム 奄美大島における「自然共生サイト」の取組

世界目標である30by30目標の達成に向けては、OECM (Other Effective area-based Conservation Measures: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域) を増やすことが重要とされています。

国内では、2023年度から、国による「自然共生サイト」の認定が始まり、2024年度末までに全国で企業の森や里地里山、都市の緑地など328か所が認定されました。このうち、奄美大島内のサイトは3か所です。

「アマミノクロウサギ・トラスト3号地」は、スダジイやリュウキュウマツなどからなる二次林で、龍郷町の森林地帯に位置しています。このサイトは、ナショナル・トラスト活動の趣旨に賛同した元の所有者から申請者に託されたものです。その後、人為的な手を加えずに守られ、アマミノクロウサギをはじめとする希少な生きものが生息する豊かな森林となっています。

申請者名：公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

「奄美大島 真米(まぐむ)の里 秋名・幾里・大勝」は、奄美群島でも水田が残る数少ない地域である龍郷町の秋名集落、幾里集落、大勝集落に位置する水田です。耕作放棄地を再生して、稲の自然栽培を行うことで、カエル・イモリ類やゲンゴロウ類など、さまざまな生きもののすみかとなっています。田植えや稲刈りは環境学習の機会になり、稲わらは地域の伝統文化である秋名アラセツ行事にも用いられています(p.29 コラム「アラセツ行事」参照)。

申請者名：一般社団法人 奄美稲作保存会

「瀬戸内町 ネリヤカナヤの海」は、漁業が盛んな瀬戸内町に位置し、ホンダワラ類の藻場やメヒルギのマングローブ、サンゴ礁、砂浜を含む沿岸域です。漁業資源を維持するために、行政・漁協・地域が連携して、藻場やサンゴ礁の食害対策、マングローブ植栽などを行っています。これらの活動は、魚類やアオウミガメなどにとって重要な生態系を守るだけでなく、地元の子供たちに環境学習の機会を提供しています。

申請者名：瀬戸内漁業協同組合、瀬戸内町

2025年度からは、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」⁹が施行されています。この法律は生物多様性を増進する活動計画を認定するもので、すでに豊かな生物多様性を維持する活動だけでなく、生物多様性を回復・創出する活動も新たに対象¹⁰となりました。2025年9月時点で、全国で201か所が法に基づく認定を受けています。

今後も、ネイチャーポジティブの実現と30by30目標の達成に向けて、民間を含む地域の取組がいつそう広がることが期待されています。

★自然共生サイトについて、詳しくは[こちら](#)



龍郷町の真米の里 秋名・幾里・大勝 [写真：龍郷町]



瀬戸内町のネリヤカナヤの海 [写真：瀬戸内町]

⁹ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和6年法律第18号)

¹⁰ 法に基づく認定を受けた自然共生サイトのうち、「維持タイプ」は保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録されます。また、「回復タイプ」・「創出タイプ」も活動によって生物多様性の価値が認められるようになれば、保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録されます。

第3章

奄美大島の生物多様性の保全及び利用上の課題



ヒメミヤマコナスビ [写真：山下 弘]

1 開発や自然の過剰な利用などの人間活動による影響

(1) 生息・生育環境の改変や生物の違法な採集に起因する課題

森林ではかつて、昭和40年代（1965～1974年頃）に実施された拡大造林等による人工林の増加や、パルプ材の切り出しのための皆伐などによる直接的な影響が見られました。現在は奄美群島国立公園の指定により大規模に自然を改変する伐採や開発は制限され、新たに行う場合も鹿児島県大島支庁と林業関連団体が策定した「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に基づいて生物多様性に配慮がなされるようになり、森林は回復途上にあります。しかし、島の一部では採石等による森林の消滅など生態系に対する直接的な影響がみられます。

沿岸域では、埋立や浚渫、構造物の設置などによる渚・マングローブ・サンゴ礁等の消滅や生物の生息・生育環境への影響、人工的な構造物の設置による生物移動の阻害も見られるなど、過去の影響は現在も残されています。

また、奄美大島にのみ分布する希少な固有種が多いことから動物、植物ともに愛好家等（飼育・栽培、標本収集）による採集の対象地となっています。関係機関による対策の実施にも関わらず、継続的に発生するラン類や昆虫類、両生類等の希少な動植物の違法採集を筆頭として、長い時間をかけて奄美大島の自然環境に適応してきた、島の生物多様性と生態系の保全にとってかけがえのない生物の持ち出しが課題となっています。



構造物が生物の移動を阻害

〔写真：奄美市〕

(2) 配慮不足の自然利用に起因する課題

過去には強力な照明を利用したり生物を追い回すなど、野生生物への配慮を欠いた夜間観察ツアーが存在しましたが、近年は認定エコツアーガイドの同行や、主なエコツアー利用場所の利用ルールの運用などにより、適正な利用への誘導が進んでいます。しかし、来島者が独自に自然地域を訪れた場合に、自然への過度な入り込みに起因する林床の踏みつけや等、利用マナーの欠如や配慮不足等による影響が見られます。

近年増加傾向にある奄美大島への来訪者の更なる増加や、それに伴う自然利用の増加も見込まれ、一層重要な課題となっています。



三太郎線のナイトツアー利用調整看板

〔写真：環境省奄美群島国立公園管理事務所〕

(3) 自然の管理方法に起因する課題

上述のように、国立公園指定や自然環境に配慮した森林施業方針の策定によって、森林生態系や生物多様性に影響を与える大規模な森林伐採や開発は制限され、自然環境に配慮した林業が実施されるようになりました。一方で、道路や河川の法面、緑地の維持管理に伴って実施される草刈りや除草剤の使用などによる希少植物・在来植物への影響は依然として懸念されています。

2 人間活動と自然の関わりの減少による影響

(1) 里地・里山の機能の劣化に起因する課題

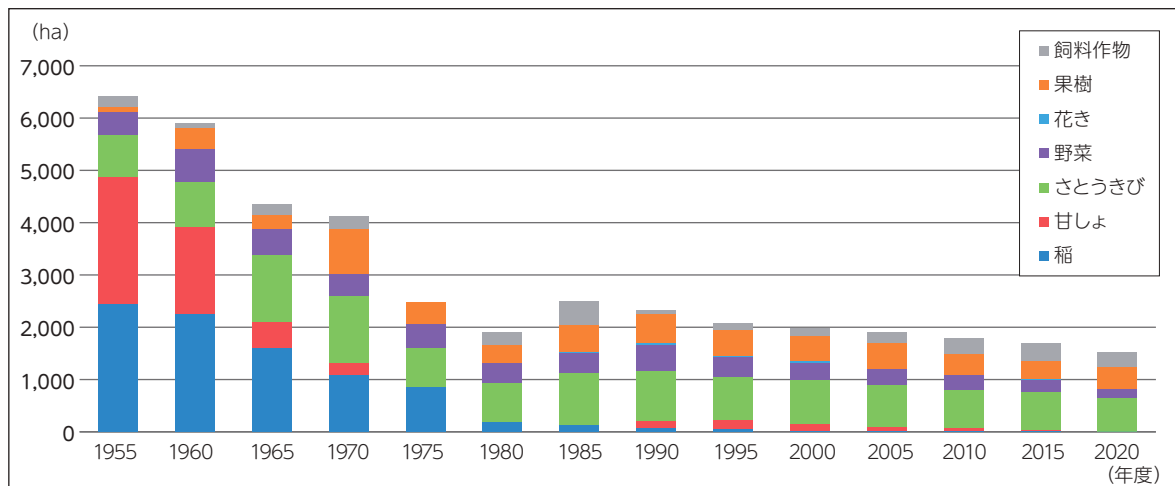
里地・里山は、農林業の生産活動や薪炭資源採取の場、人々の日常生活の場として、長い時間をかけて形成されてきた環境です。人の手によって管理されていることで、樹木は比較的小さく数も少なくなり、草は定期的に刈られるため、里地・里山では光が奥まで届きます。このことから、里地・里山では明るい環境ができあがるため、それを好む動植物が生息・生育しており、生態系の多様性と種の多様性を維持する上で貴重な環境となります。

しかし、1950年代から1970年代にかけての薪炭から化石燃料への転換、農林業の衰退等に伴い、里地・里山の管理は行き届かなくなっており、放置されて樹木や草が大きく育ち、光が奥まで届きにくくなることで、明るい環境は年々減少しています。短期間で樹木や草が大きく育つ奄美大島では、明るい環境を好む生物も大きく減少することとなりました。また、里地・里山は、伝統的景観・文化を提供するとともに、かつては薪や木炭などのバイオマス資源の供給を通して石油や石炭などの化石燃料の消費を抑え地球温暖化防止の役割も担っていましたが、その機能も失われつつあります。

管理が不十分な里地では、耕作放棄地や農業残渣の増加を引き起こし、リュウキュウイノシシ等の野生鳥獣を誘引することとなって、これが周辺の農地で農作物への被害の増大へとつながっています。近年は、狩猟者の高齢化と減少に伴う捕獲圧の低下等からリュウキュウイノシシの個体数が増えています。その結果、里地での農業被害だけでなく、森林や海岸での生態系被害も生じています。リュウキュウイノシシは奄美大島の在来種で、雑食性で地面を掘り起こして餌を探す習性があるため、森林では林床の希少植物の掘り返しや、地表性の希少昆虫類を捕食する影響が懸念されています。また、海岸では上陸・産卵したウミガメの卵の捕食も増加しています。

奄美大島には「かごしまの伝統野菜」に選定されている有良大根やフル（葉ニンニク）を含め、伝統的な野菜などがありますが、近年では消費されることが少なくなってきたおり、このまま消失してしまうと地域の遺伝的多様性を低下させることとなってしまいます。

農作物 作付面積の推移



〔出典：奄美群島の概況（鹿児島県大島支庁）〕



奄美の伝統野菜（左：フル＝葉ニンニク、右：有良大根＝アッタドコネ）

〔写真：鹿児島県〕

3 人為的に持ち込まれた生物や物質による影響

(1) 外来種による影響に起因する課題

奄美大島は海で隔離されていて、長年にわたり外部からの生物の侵入は制限されてきました。このような生態系において、外来種の侵入は生物多様性の保全上の大きなリスクです。

ハブやネズミを駆除するため1979年頃に持ち込まれたフイリマングース（以下、「マングース」という。）は、奄美大島の広範囲に広がり、在来種に大きな影響を与えることとなりました。マングースは、20年以上にわたる防除事業によって2024年に根絶宣言がなされましたが、他にもネズミ駆除の目的やペットとして持ち込まれたネコ¹、猟犬やペットとして持ち込まれたイヌ、食用などの目的で持ち込まれたヤギが野生化し、生態系に深刻な影響を及ぼしています。また、コイ、ソードテール等の魚類、ニホンスッポンやミシシippアカミミガメ等の爬虫類など、ペットなどに由来する外来種が遺棄や逸出によって野生化しています。

また、物流の活性化によって、貨物に付着するなどして非意図的に持ち込まれたハイイロゴケグモ、園芸用や緑化用、植栽用として導入されたオオキンケイギクやアメリカハマグルマ、アカギやモクマオウ等、今日では様々な外来種が奄美大島で見られるようになっています。法面緑化や公園植栽などの公共事業で使用される植物が、外来種であったり、在来種であっても島外由来の遺伝子を持った個体であったりする場合もあります。

近年、奄美大島をはじめ群島各島や沖縄島にソテツシロカイガラムシが侵入し、ソテツに多大な被害を与えています。また、2023年に徳之島への侵入・定着が確認された特定外来生物シロアゴガエルは輸送物資に紛れて侵入したことが考えられ、奄美大島でも水際対策の重要性が改めて認識されています。

こういった外来種は、奄美大島の在来の動植物の捕食、生息・生育環境や餌の競合、遺伝的にかく乱などの問題を引き起こすほか、人体や農林水産業への影響が及ぶものもあります。外来種による影響は生物多様性の保全において一層重大な課題となっています。



フイリマングース

〔写真：自然環境研究センター〕



ニシキゴイとオオフサモ

〔写真：奄美市〕



ハイイロゴケグモ

〔写真：自然環境研究センター〕

(2) 環境汚染による影響に起因する課題

事業活動において使用する様々な化学物質が、排水や排気、漏洩などにより自然界に放出されることによる影響や、衛生害虫・不快害虫の駆除対策のための殺虫剤・忌避剤の使用、農業での化学肥料や農薬の使用による影響、山中等への廃棄物の不法投棄による汚染物質の漏洩など、本来自然界にはない様々な化学物質等による生態系への影響が懸念されています。

1 ネコ

分類学上は（狭義の）ヤマネコ (*Felis silvestris*) を家畜化したことにより生じたヤマネコの1つの亜種 (*Felis silvestris catus* (Linnaeus, 1758)) とされています。和名はイエネコまたはネコです。本戦略では家等で飼育されている個体を示す言葉との混同を避けるため、亜種としてのイエネコを指す場合は単に「ネコ」と表記しています。また、飼い主がいるネコを明示する場合は「飼い猫」と表記しています。

コラム マングースの根絶宣言

奄美大島ではハブやネズミの駆除を目的に、1979年頃に約30頭のマングースが沖縄島から持ち込まれ、名瀬の赤崎周辺に放されました。マングースの定着と分布拡大とともに、農畜産被害が見られるようになり、市町村では1993年から有害鳥獣として捕獲を始めました。環境省と鹿児島県では1996年からモデル事業として分布や個体数の調査や捕獲手法等の検討を始めた結果、マングースの分布拡大とともにアマミノクロウサギのほか多くの在来種の分布域縮小が明らかになり、2000年から捕獲数に応じて報奨金を支払う防除事業を開始しました。

2005年に外来生物法が施行されマングースが特定外来生物に指定されたことを踏まえ、環境省では科学的知見に基づく防除計画の策定と、マングース対策に専従する約40名の「マングースバスターズ」を結成して体制を強化しました。このマングースバスターズを中心に、島のほぼ全域にわたって3万個以上の捕獲わなや300台以上の自動撮影カメラの設置・管理、マングース探索犬の導入、希少種の混獲防止のための捕獲わなの改良など、さまざまな手法を駆使・工夫して防除が進められました。

このような、地域住民ほか多くの協力者との連携による、組織的で長期間にわたる地道な取組により、2018年4月に最後の1頭を捕獲して以降、それ以前と同様の捕獲・探索努力を続けてもマングースの明らかな生息情報は確認されていません。しかし、「捕獲数がゼロになった＝マングースがいなくなった」とすぐに判断はできません。そのため、マングースが根絶された確率を、方法が異なる2つの数理モデルで推定しました。その結果、それぞれ99.7%、98.9%という非常に高い確率で根絶が支持されました。これらの結果は有識者らからも「根絶と評価することが妥当である」と評価され、2024年9月3日に環境省が奄美大島のマングース根絶を宣言しました。

奄美大島のように面積が大きく地形も複雑な島でマングースの根絶を達成したことは国際的に高く評価されており、外来種対策の最もすぐれた事例の1つとして国内外で役立てられることが期待されます。一方で、マングースを持ち込んで放していなければ、在来種や農畜産業に対する被害が生じることも、20年以上にわたって多大な労力と費用をかけて防除事業を実施することも、そして多くのマングースが犠牲になることもありませんでした。第二のマングースを生まないために、私たち人間には外来種被害予防の3原則「入れない・捨てない・拡げない」を遵守していく責任があります。



マングースバスターズによる駆除作業

〔写真：自然環境研究センター〕

4 地球温暖化に伴う環境変化による影響

100年間で気温変化について、世界の年平均気温²は0.77℃の割合で上昇傾向を示し、日本の年平均気温³も1.40℃の割合で上昇傾向を示しています。また、周囲を海で囲まれている奄美大島⁴においても、およそ100年前と近年の気温を比較すると1.03℃の上昇が観測されています。

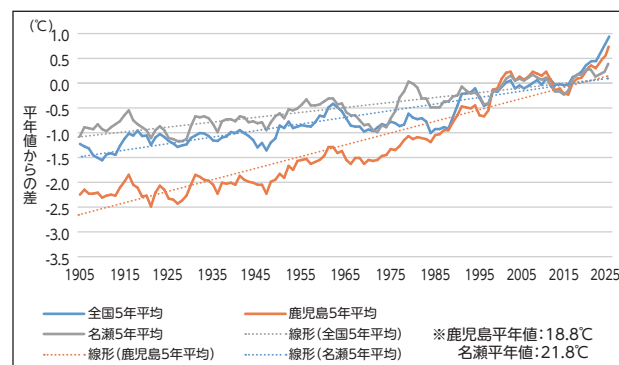
気温上昇により、生物の生息・生育への影響や、農林水産業への影響が懸念されています。また、砂浜の砂の温度で性比が決定するウミガメへの影響や熱帯系の伝染病を媒介する生物の分布拡大による影響、さらに、沿岸域の海水温が上昇することにより、サンゴの白化や漁業への影響も懸念されています。例えば、ウミガメは卵の時に経験する砂浜の温度が概ね29℃より高いとメス、低いとオスとして生まれることが知られており、今後、急激な気候変動の影響などでオスとメスの比率がどちらか一方に偏り、繁殖や個体群維持への影響が懸念されます。また、サンゴの生息に適した水温は25～28℃といわれており、水温が30℃を超える状態が長期間続くと白化が生じます。

気温や海水温の上昇は海面上昇を招き、砂浜が狭くなることにより砂浜植生やウミガメなど、砂浜を利用する動植物への影響が懸念されます。

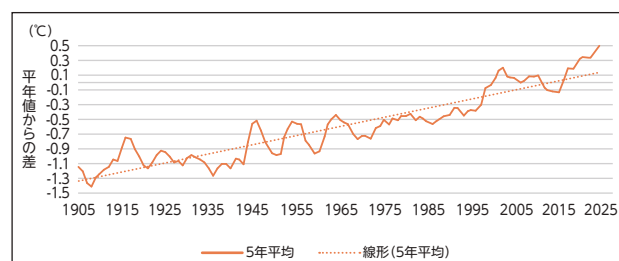
また、気候変動を引き起こしているエネルギーを大量に消費する暮らしは、ヒートアイランド現象による市街地の温度上昇や夜でも明るい街を作ります。こういったことも、生物の生息・生育に影響を与えることが懸念されています。

気温上昇は世界的傾向であり、今後数十年にわたって影響が継続することが想定されています。

全国・鹿児島・名瀬における気温の推移



東シナ海南部の海域平均海面水温の推移



(出典:「過去の気象データ検索(気象庁 ウェブサイト)」をもとに作成)



サンゴの白化

(写真: 興 克樹)

2 世界の年平均気温

世界の年平均気温は、陸域における地表付近の気温と海面水温の平均(2000年までは約300～3,900地点、2001年以降は約1,000～1,300地点[月によって地点数が異なる])のすべてのデータを用いて計算されています。2024年の年平均気温の基準値(1991～2020年の30年平均)からの偏差は+0.62℃で、1891年の統計開始以降最も高い値となりました。世界の年平均気温は、長期的には100年あたり0.77℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

3 日本の年平均気温

日本の年平均気温偏差を求める際に利用される地点は、長期間にわたって観測を継続している気象観測所の中から、都市化による影響が比較的少なく、また、特定の地域に偏らないように選定された網走から、名瀬、石垣島に至る国内の15地点が用いられています。2024年の日本の年平均気温の基準値(1991～2020年の30年平均)からの偏差は+1.48℃でした。日本の年平均気温は、長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

4 奄美大島の年平均気温

奄美大島の気温の変化は、名瀬測候所で観測された観測値そのものを用いています。1904年から1918年の15年間の日平均気温の年平均値の平均20.93℃と、2010年から2024年の15年間の日平均気温の年平均値の平均21.95℃の差から、1.03℃としています。

5 人の意識と社会経済の変化による影響

生活の質（QOL）を高め、便利で快適な生活を志向する人が増加することにより、自然を身近に感じたり、自然にふれたりする機会が少なくなってきました。このことは、自然の恵みへの感謝、生物の命の尊さなどを感じる機会をも失わせてしまいます。また、生物多様性の劣化に気づかなくなったり、知らず知らずのうちに外来種を侵入させてしまったりすることにもつながってしまいます。

さらに、食生活の変化や島外からの物資の流入増加、第1次産業従事者の減少や高齢化など、社会経済情勢の変化により、奄美大島における稲作が近年激減しています。これにより、各地で行われているアラセツなどの豊年祭行事の伝承が難しくなるなど、奄美大島で育まれてきた季節ごとに特有な生活文化が失われていくことが懸念されています。

こういった人々の関心の薄さを生む原因の一つに、奄美大島における生物多様性に関する基礎的な情報が不十分な状態にあるということがあります。

コラム アラセツ行事

旧暦の8月上旬から15日にかけて、島内各集落で行われているアラセツ行事は、その年の稲作の豊年を祝い、翌年の豊作を願う豊年祭行事です。

中でも龍郷町の秋名集落で行われているアラセツ行事は、山と海から稲霊（いなだま）を招いて五穀豊じょうに感謝し、翌年の豊作を祈願する祭りとして、国の無形文化財に指定されています。

夜明けと共に片屋根を揺り倒して豊作を祈る「ショチョガマ」と、秋名湾西岸にある「神（カミ）ヒラセ」と「女童（メラベ）ヒラセ」と呼ぶ2つの岩で豊作を祈る「平瀬マンカイ」があります。



平瀬マンカイ

〔写真：浜田 太〕

6 地域の暮らし・産業と希少種保護の両立

奄美大島では近年、アマミノクロウサギやケナガネズミ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、アマミハナサキガエル、アマミシカワガエルなどの固有種・絶滅危惧種の分布や個体数の回復傾向が、専門家の研究や環境省のモニタリング調査等で報告されています。例えば、環境省が2022年度に実施したアマミノクロウサギの個体数推定の中央値は、2003年度の2,329 (95%信用区間：752－7,821) 個体から2021年度は19,558 (95%信用区間：10,024－34,427) 個体と、6年間で8.4倍に増加しています⁵。これには、マングース根絶やノネコ対策の進展による捕食者の減少や、林業活動の縮小や国立公園指定に伴う森林の回復など、いくつかの要因が考えられます。

アマミノクロウサギなどの固有種・絶滅危惧種は、奄美大島の世界自然遺産としての価値を表す種として重要であり、その分布や個体数の回復は歓迎すべきことです。その一方で、生息状況が回復した固有種・絶滅危惧種の生息域と、人間が生活や産業で利用する場所や時間が重なることが多くなり、新たな課題も発生しています。

その1つとして、アマミノクロウサギやケナガネズミの交通事故（ロードキル）が、近年は大きく増加傾向にあります。例えば、アマミノクロウサギの交通事故は世界遺産推薦時の2019年の27件に対し、2023年は過去最多の147件を記録しました。その多くは国道や県道などの生活道路で発生しており、世界遺産区域や緩衝地帯の森林を通る区間だけでなく、集落や海岸沿いでも多発する区間があり、島民や観光客の誰もが遭遇する可能性があります。

もう1つは、アマミノクロウサギによる農作物被害です。奄美大島と徳之島を合わせた被害額は2017年度の約77万円から、2023年度は約983万円と、6年間で約13倍に増加しました。特に、奄美大島の特産果樹の1つであるタンカンの幼木の枝・葉、成木の樹皮をアマミノクロウサギが齧ることで、幼木の生育停滞や枯死による果実生産の喪失、成木の樹勢低下による果実の品質低下といった被害が発生しており、その被害額や被害地域は年々拡大する傾向にあります。また、ケナガネズミについては同様にタンカンの食害が報告されているほか、市街地での目撃や衰弱した個体が保護される事例が増えています。



タンカンの樹皮を齧るアマミノクロウサギ

〔写真：環境省奄美群島国立公園管理事務所〕

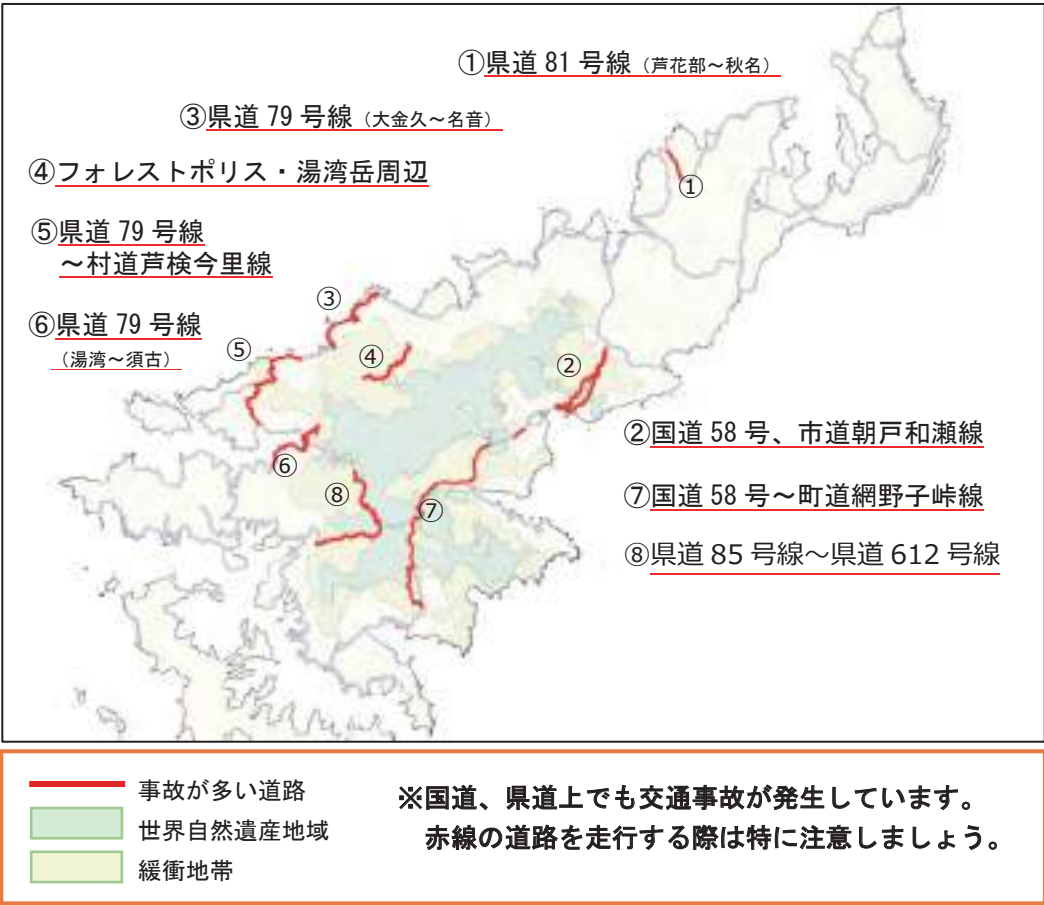
これらに対しては、「世界自然遺産の島」として人と自然が共生する社会を目指す上で、早急に、かつ、関係行政機関、研究機関、観光業や農業の従事者、島民や観光客など多くの関係者が協力して解決に向けた取組を進める必要があります。

5 95%信用区間、中央値

95%信用区間とは、真の値（ここではアマミノクロウサギの個体数）も確率的に変動するものとしてとらえる「ベイズ統計学」と呼ばれる方法に基づく考え方で、手元のデータ（ここでは糞粒の数や自動撮影カメラの撮影結果、ルートセンサス調査の目撃数など）から、真の値が分布する区間（ここではアマミノクロウサギの推定個体数の最大・最小の幅）を推定したもので、「求められた区間の中に真の値が95%の確率で存在する」と解釈するものです。

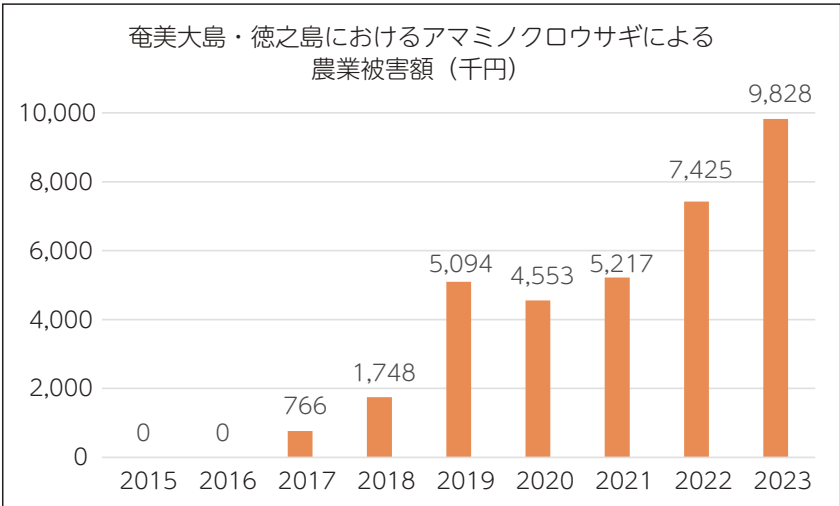
中央値とは、複数のデータ（ここでは、ある年のアマミノクロウサギの個体数の推定結果）を小さい順に並べたときに、真ん中に来る値のことです。平均値と違い、外れ値（他のデータから大きく離れた値）の影響を受けにくく、データの実態をより正確に表すため、特に極端な値が含まれる場合に有用な値です。

奄美大島におけるアマミノクロウサギの交通事故多発マップ



〔出典：環境省奄美群島国立公園管理事務所提供。2023年～2025年の多発地点を元に作成〕

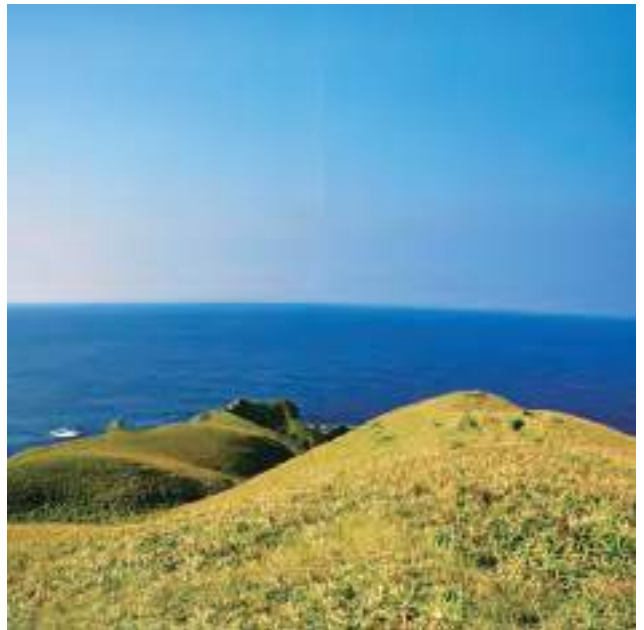
アマミノクロウサギによる農作物被害額の推移



〔出典：奄美群島の概況 (鹿児島県大島支庁) をもとに作成〕

第4章

基本的事項と目標



宮古崎 (写真: 大和村)

1 基本的事項

(1) 対象区域

本戦略が対象とする区域は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の管内である奄美大島本島と付属島嶼、及びその周辺の海域とします。

(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、2025年度から2034年度までの10年間とします。

(3) 基本理念

生態系管理型・環境文化型の奄美群島国立公園を基盤とした世界自然遺産にふさわしい奄美大島の生物多様性を保全しながら、自然と共生してきた環境文化[※]を大切にし、その恩恵を持続的に享受して、より豊かな暮らしが営まれる社会（自然共生社会）を創ることを基本理念とします。

※本戦略では、奄美大島で長年にわたって育まれてきた人間と自然の関わり、生活・生産様式や人々の意識を含めた、人と自然が共生する生活文化を「環境文化」と呼ぶこととします。また、現代の新しい知見や発想、科学技術を用いて自然環境に適応している生活文化もこの中に含まれると考えます。

(4) 基本方針

基本理念を具体化し目標を実現させるにあたり、以下の3つの基本方針を設定して取組を進めます。

基本 方針 1

生物多様性の保全と管理

奄美大島の自然をよりよい状態で未来に継承していくために、希少種だけでなくその生息空間の保全を含めた、奄美の自然全体を保全・回復するためのネイチャーポジティブな取組を進めます。

基本 方針 2

生物多様性と環境文化の持続可能な利活用

新たな技術や発想を活かしながら奄美大島の環境文化を育み、生物多様性がもたらしてくれる恩恵を持続的に享受できる社会を目指します。

基本 方針 3

自然共生社会を構築するための仕組づくりと人材の育成

人と自然が共生していける社会の仕組づくりと、その取組を主体的に進めていく人材の育成に、さまざまな関係者と役割分担・協働して取り組むことで、奄美大島の生物多様性を保全して未来に継承していきます。

コラム 「環境文化」とは？

この奄美大島生物多様性地域戦略をはじめ、奄美大島の自然環境や生物多様性について国や自治体が策定した行政計画等で“環境文化”という言葉がよく使われます。では、“環境文化”とは何でしょうか？また、なぜ“環境文化”という言葉が使われるのでしょうか？

それは、1992年に鹿児島県が策定した「屋久島環境文化村構想」に遡ります。この構想では、「自然と共に生き、自然を損なうことなく糧を得ながら、長年にわたって人々が形づくってきた独自の生活文化や、人と自然との関わりを“環境文化”と位置づけて、人と自然とが共生する個性的な地域づくりを目指す」こととしています。

奄美大島と屋久島を有する鹿児島県の「生物多様性鹿児島県戦略2024 - 2033」では、「長年にわたりつくり上げられてきた人間と自然の関わり、生活・生産様式や人々の意識を含めた、人間と自然が共生する生活文化のことを“環境文化”と呼び、そこにはこれからの新たな社会づくりのヒントが数多く含まれ、それらを生かして現在の社会経済にあわせて新たに作られるものも含まれる」としています。

奄美大島もまた、屋久島とは異なる自然環境と歴史環境のもとで、自然と共生する文化に根差した暮らしが現在も色濃く残る地域です。2017年に指定された奄美群島国立公園は、「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と海と島人の暮らし」をテーマとし、「多様な生態系について科学的データに基づいた順応的管理を行う“生態系管理”、人と自然の関わりの中で形成された風景や風土を国立公園の価値として将来に守りつなげていく“環境文化”という、従来の国立公園にない新しい考え方の国立公園になっています。保護すべき希少な野生動植物の分布範囲が人々の居住地域と非常に近接しており、これまで育まれてきた、自然環境に適応しながら、季節に応じて利用しつつ営んできた生活文化を継承していくことは、希少種の保全にもつながるという理解から、国内で初めてとなる“環境文化型”の概念が与えられ、地域とともにつくり、地域にも貢献する国立公園を目指しているのです。

これらの例からわかるように、“環境文化”とは「地域の自然と人間の間を、原生的自然のみに限定されることなく、歴史環境も含めてまるごととらえた考え方」といえます。また、過去の人と自然の関わりに価値を認めつつ、「未来に向かって自然保護と地域振興の調和を図り、島の暮らしを豊かにしていくために導き出された考え方」ともいえます。

参考文献

環境省沖縄奄美自然環境事務所. 2018. 奄美群島国立公園 奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画書.

<https://www.env.go.jp/park/amami/amamikanriuneikeikaku.pdf>

鹿児島大学鹿児島環境学研究会、(公財)屋久島環境文化財団、屋久島里めぐり推進協議会、奄美・屋久島まち歩き連絡協議会. 2023. 屋久島・奄美発 世界自然遺産の里と環境文化.

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/information/2023/06/post-1842.html>

鹿児島県. 2024. 生物多様性鹿児島県戦略2024-2033 ～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略.

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/senryaku2024.html>

鹿児島大学鹿児島環境学研究会編. 2025. 奄美大島 100の環境文化. 南方新社.

2 目標

(1) 長期目標（前戦略策定から50年後、2065年の奄美大島の姿）

人と自然の共生の物語を見ることができる、我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」となっています。

【目指すべき姿】

- ・ 山から海までがつながりを持った豊かな自然や、人との関わりの中で構築される自然など、多様で良好な自然が維持されていて、多様な動植物がそこに息づいている。
- ・ 自然が活かされ、その中で人々が自然との関わりを持ちながら、伝統的な奄美大島の循環の仕組みや文化を活かした心豊かな暮らしが営まれている。
- ・ 多くの来訪者が奄美大島を訪れており、その自然にいだかれて、それを楽しみ、味わい、体験することで奄美の魅力を深く認識し、それに対する感謝の気持ちを表す環境が整っている。
- ・ 奄美大島固有の環境文化を継承しつつ、市民や産業界を含めた広範な関係者が連携・協働し、新たな知見や発想と科学技術の力を用いて自然環境に適応した結果、生物多様性の保護管理や持続可能な利用に取り組む新たな生業や雇用につながっている。そのような社会で育った島の子供たちや、島に魅力を感じて移り住んだ人たちも、新たな担い手として島に定着している。
- ・ 人が自然に感謝しつつ、節度ある利用を行っており、次の世代へ大切に引き継いでいこうという取組があたり前のこととして実行されている社会が形成されている。
- ・ 人と自然がよりよい状態で共に存在する、奄美大島の社会の姿が広く世界に向けて発信されている。

(2) 短期目標 (10年後、2035年の奄美大島の姿)

長期目標である「我が国における真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」を達成するために必要な社会基盤、及び世界自然遺産登録地として取り組むべき住民活動の基盤を整備します。

[目指すべき姿]

生物多様性が適切に管理され、良好な状態で保全されている

- ・ 生物多様性の劣化が新たに起こることがなく、すでに失われた多様性をよりよい状態にするための「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組が進んでいる。
- ・ 希少種を含めた動植物の生息・生育環境がよりよいものとなっていて、盗採等もなくなり、保全の対象となる生物が新たに生じない。
- ・ ノネコ、ノイヌ、ノヤギが新たに発生しない体制が整い、それらの数が減少している。根絶を達成したマングースの再侵入を防ぐために監視が続けられている。
- ・ 島民や来訪者の外来種に対する認識が高まっていて、ペットの放棄、植栽・緑化、人や物の移動などに起因する、意図的な外来種の新たな発生が生じておらず、既に存在している外来種の数が増加している。
- ・ 鳥獣の科学的な個体数管理が行える捕獲従事者による捕獲体制が整っていて、鳥獣の数の適正なコントロールがなされている。
- ・ 自然環境や生物多様性の維持管理において、各分野で必要な考え方や手法が指針や手引書等として整備され、それに基づいた取組が進められている。

生物多様性と環境文化が持続的に利活用されている

- ・ 生物多様性の保全に配慮した第1次産業が営まれており、伝統野菜を含め、島内で生産された品物が積極的に利用されている。
- ・ 豊かな自然と共存する人々の知恵と技を活かした、持続可能な観光の提供がされているなど、活力ある地域となっており、それを国内外に向けて発信している。

人と自然が共生する社会の仕組づくりに取り組む人材が育っている

- ・ 生物多様性や環境文化についての島民や来訪者の認知度が高まっている。
- ・ 人々が生物多様性や環境文化について触れたり学んだりする場や機会が十分に提供されている。
- ・ 島民、事業者、学識経験者、来訪者、各自治体など様々な関係者が役割分担・連携して、それぞれの立場で生物多様性の保全に取り組んでいる。

第5章

重点施策



住用川河口のエコツアー [写真：自然環境研究センター]

本戦略の目標を達成するために実施する事業を「第6章 行動計画」としてとりまとめています。本章では特に、行動計画の中で短期目標（目標年度：2034年度）を達成するために5市町村が同じ方向に向かって重点的に取り組む「重点施策」として、7施策を設定しました。

奄美大島の生物多様性の特性を活かし、人と自然の共生の一つひとつの物語が見える施策を進めます。

（留意事項）

- 5市町村が同じ方向に向かって重点的に取り組むことにより、奄美大島全体として生物多様性の適切な保全・利用が図られる施策を進めます。
- 企業、NPO、研究機関、住民など民間主体の生物多様性保全の取組に対する連携・支援を積極的に進めます。
- 世界自然遺産として登録された顕著な普遍的価値（遺産価値）を将来に渡って適切に保護管理するために関係行政機関で策定した「世界自然遺産地域包括的管理計画」では、奄美大島全体を以下の3つの地域に区分し、多くの関係者の協力の下、有機的な管理を図ることとしています。「世界自然遺産登録地・奄美大島」としての生物多様性の保全管理を進める上で、5市町村が確実に実施すべきことを明確にし、この包括的管理計画との連携を図ります。

○世界自然遺産地域

- ・世界遺産としての価値（遺産価値）を有する地域。
- ・遺産価値を将来にわたって維持・強化するため、主に国立公園の特別保護地区、第1種特別地域または森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。
- ・人為的な干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守り、希少種の保護増殖や外来種等の必要な対策を講じることで、遺産価値を自然状態で確実に維持する。

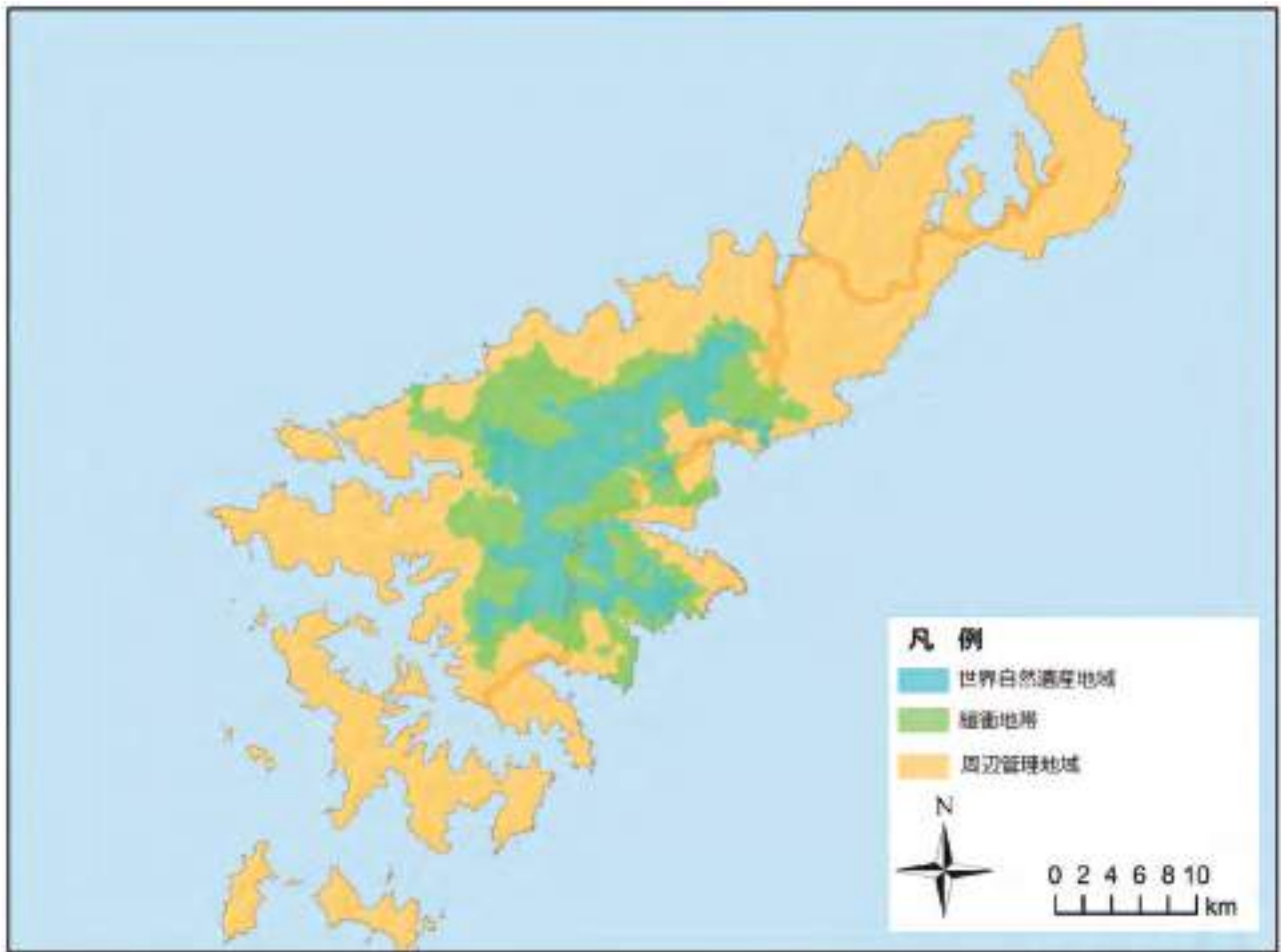
○緩衝地帯

- ・世界自然遺産地域に接して概ね包むように位置し、遺産価値とその保護を支える特性・機能を持つ地域。
- ・世界自然遺産地域を効果的に保護するため、法的または慣習的手法によって、持続可能な利用と開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域または森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。
- ・観光や農林業等との共存を図るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について世界自然遺産地域の保全・管理に必要な対策を講じること等により、遺産価値を維持するための緩衝機能を確保する。

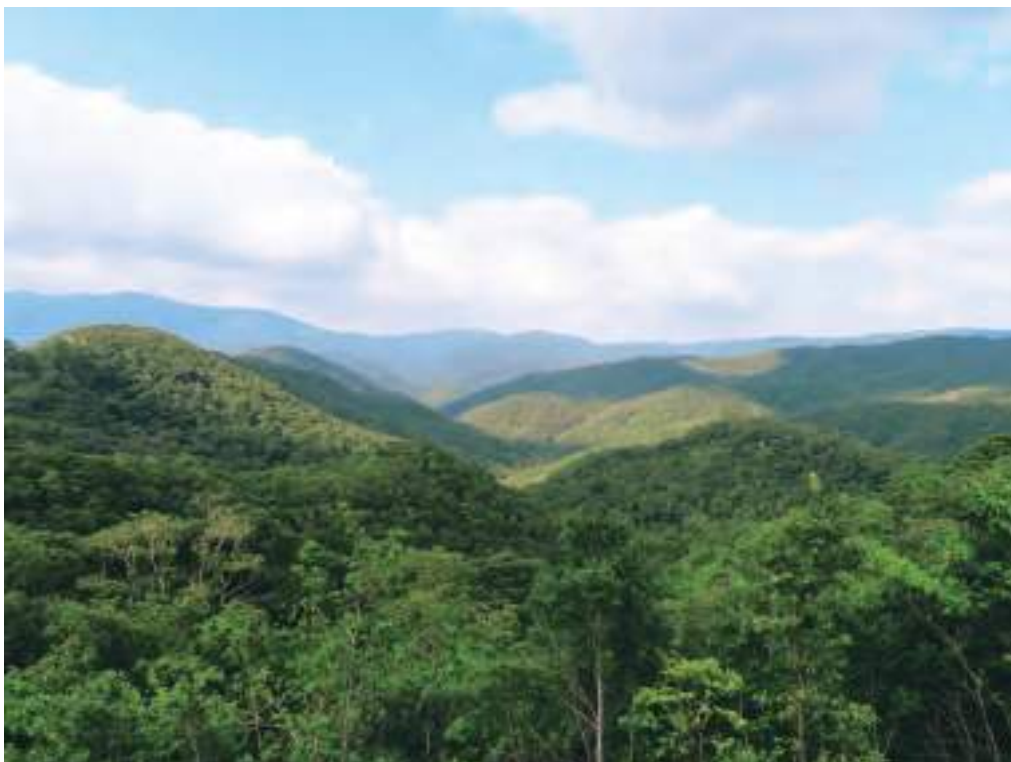
○周辺管理地域

- ・世界自然遺産地域や緩衝地帯の周辺地域。
- ・法的または慣習的手法による保全・管理、持続可能な利用、世界自然遺産地域の保全に係る普及啓発等をはじめとし、世界自然遺産地域の維持・強化や保全・管理上必要な取組（例：外来種対策、違法採集対策、環境学習、観光管理対策など）を実施する地域。
- ・これらの取組への地域社会の参加・協働を促し、地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立を実現する。

世界遺産の保全管理の観点からみた、生物多様性保全・利用地域区分イメージ図



〔出典：「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島(仮訳) (2019年1月) 日本政府」をもとに作成〕



世界自然遺産地域の森林

〔写真：自然環境研究センター〕

【重点施策1】希少種の保全活動

世界遺産の価値である奄美大島に生息する希少種を保全するため、関係機関と連携し希少種の保全活動を引き続き進めます。また、近年の希少種の回復に伴い生じている課題にも対処し、人々の生活と希少種とが共生する「世界自然遺産の島」として、わが国における真に人と自然が共生する社会のモデル地域となることを目指します。

(1) 希少野生動植物の盗採・盗掘防止のためのパトロール等監視の強化

希少種をはじめとした奄美大島の生物多様性と生態系の保全にとってかけがえのない生物の盗採等を防止するため、奄美大島自然保護協議会が主体となり、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関との連携を強化し、全島パトロールやセンサーカメラの設置、空港や港の職員のレベルアップ研修などを含む持ち出し対策など、全島一丸となった監視の強化を進めます。

また、2013年度に5市町村が制定施行した「希少野生動植物の保護に関する条例」や、2025年に奄美大島と徳之島の関係機関が公表した「動植物持ち出しに関する共同文書」¹を含めて、奄美大島の希少種をはじめとした動植物の持ち出し自粛について、島民や来島者に対し全島的な周知を図り、理解を深めます。



盗採パトロール

〔写真：奄美市〕

(2) 希少野生動物の交通事故対策

増加傾向にあるアマミノクロウサギやケナガネズミ等の交通事故（ロードキル）を防止するために基本となる交通事故発生状況（対象種、発生地点・時間、道路状況や周辺環境等）を情報収集・共有する仕組づくりを、関係機関と協力して進めます。それらに基づいて、標識や看板、チラシを活用した希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、道路進入防護柵や減速帯など事故減少につながる構造物の設置等を、関係行政機関や民間企業・事業者等と協働して推進します。



交通事故防止キャンペーン

〔写真：大和村〕

1 動植物持ち出しに関する共同文書

長い時間をかけて島の自然環境に適応してきた生物が島の外に持ち出されることで、島の生物多様性を脅かし、生態系の劣化につながる事態を避けるために持ち出し自粛を求めた文書です。奄美大島自然保護協議会（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）、徳之島地区自然保護協議会（徳之島町、天城町、伊仙町）、鹿児島県、環境省奄美群島国立公園管理事務所、世界自然遺産推進共同体の連名で2025年6月12日に公表されました（詳細は第8章 資料編を参照）。

(3) 希少種保全と地域の暮らしとの調和

アマミノクロウサギやケナガネズミ等の希少種の増加に伴い発生している農業被害やケナガネズミの市街地への出没等の課題に対応し、地域の暮らしとの調和を図るために必要な基礎情報（対象種、出現地点・時間、被害状況や問題等）を収集・共有する仕組づくりを関係機関と協力して進め、それらに基づいて予防策の周知の実施、農業従事者等への支援、収穫された農産物への付加価値創出（ブランド化）の推進に取り組みます。

(4) 生物多様性モニタリング調査及び情報収集

世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえ、国、県、研究者、自然保護推進員、住民が参加する生物多様性モニタリングを推進します。また、調査の継続実施を通じて、世界自然遺産の保護管理の基礎資料とするため希少種等の情報収集に努めます。

コラム

世界自然遺産を活かしたブランド化 徳之島の「アマミノクロウサギ共生たんかんジャム」

徳之島でも奄美大島同様にアマミノクロウサギがタンカンの樹皮をかじるなどの食害が課題となっています。そこで、徳之島町では、アマミノクロウサギと農業との共生を目指す取組の一環で、「アマミノクロウサギ共生たんかんジャム」を開発しました。ふるさと納税を活用して防護ネットを配布して食害対策を支援し、アマミノクロウサギを排除することなく共生を目指している生産農家から、原料となるタンカンを通商より高く買い取ることで被害軽減と所得向上につなげることを目指しています。



「道の駅とくのしま」での販売風景

〔写真：自然環境研究センター〕

【重点施策2】ノネコ、ノヤギ及び外来種対策

野生化したネコ（以下、「ノネコ²」という。）が、希少種の捕食など深刻な生態系への被害をもたらしていること、野生化したヤギ（以下、「ノヤギ」という。）による生態系への影響が懸念されること、また、その他の外来種の侵入による生態系への影響が懸念されることなどから、各市町村で、条例の制定など各種の対策を講じています。今後は、地域の特性に応じた対策を進めるとともに、5市町村が連携して効果的な対策を進めます。

(1) ノネコ対策の強化

「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」および「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」に基づき取組を展開していきます。ノネコの希少種生息域からの排除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携しつつ行います。

ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコ³については、飼い猫の遺棄の禁止・完全室内飼養・不妊去勢処置・マイクロチップ装着等適正飼養の徹底や、ノラネコへの餌やり禁止の徹底やTNR⁴など、5市町村において連携して事業を行うとともに、条例に基づく規制の徹底や強化を図ります。

また、対策の結果得られるネコの生息状況や飼養状況等の情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有します。



ノラネコの不妊手術

〔写真：奄美市〕

2 ノネコ

ネコが野生化したもので、通常、人間からはまったく餌を与えられていない状態のネコを指します。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）では、狩猟鳥獣に含まれます。

3 ノラネコ

主に人里周辺の野外で暮らしている特定の飼い主がいない状態のネコで、原則的に人間の生活に依存しているネコを指します。ノネコと生活圏の違いをもって便宜的に区別しています。

4 TNR

捕獲（Trap：トラップ）し、不妊（避妊）・去勢（Neuter：ニューター）を施した後、元の場所に戻す（Return：リターンまたはRelease：リリース）ことです。

(2) ノヤギ対策の強化

各市町村が進めるヤギ駆除対策事業に基づいて、関係機関が連携を図りながら取組を進めます。

また、駆除を行う狩猟者の確保も重要ですが、狩猟者の高齢化といった問題も抱えています。そこで、狩猟者の確保のために、狩猟免許取得支援等の対応の検討を進めます。

上記と並行して、ノヤギの生息実態調査や専門家による検討・評価に基づき科学的・計画的に進めるために、環境省、鹿児島県と連携して「ノヤギ管理計画（仮称）」の策定と新たな駆除体制の整備に取り組みます。



ノヤギ

〔写真：常田 守〕

(3) 外来種の駆除活動の支援・推進

環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」や環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村や関係団体で作成した「奄美大島における外来植物対策の優先度リスト」に掲載されているカダヤシ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、ティラピア類、アフリカマイマイ、アメリカハマグルマなど奄美大島に定着している外来種の駆除対策を積極的に進めます。特に、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携して、住民主体による駆除活動などの支援・推進を積極的に行います。



オオキンケイギク

〔写真：奄美市〕

(4) 外来種の現状把握の推進

島内に生息・生育する外来種および奄美大島に今後侵入・定着が懸念される侵略的外来種の見撃情報等について情報収集を行い、生息・生育状況や侵入状況を把握します。

また、得られた情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有します。



住民参加による外来植物の駆除

〔写真：大和村〕

【重点施策3】重要な地域の保全・再生

奄美大島には比較的林齢の高い照葉樹林地帯、里地・里山、マングローブ林、イノー（礁池）⁵・リーフ（礁原）⁶を中心とする里海など、様々な重要な生態系が存在します。これらの地域の保全や再生を進めることは、世界遺産地域の保全や30by30目標への貢献として重要です。

(1) 既存の保護地域（世界自然遺産地域、国立公園、天然記念物等）の保護管理の推進

国、県と連携し、世界自然遺産地域、国立公園や天然記念物等において、生物多様性保全策を実施し、生物多様性の保全上、重要な既存の保護地域の適切な保護管理を推進します。

(2) 自然共生サイトの認定推進

ネイチャーポジティブを実現し、30by30目標に貢献するための国の取組として、「自然共生サイト」の認定が行われています。自然共生サイトは、民間等の取組によって生物多様性を増進する活動が行われている場所とされています。

そこで、自然共生サイトの認定を推進し、奄美大島内での認定件数の拡大を目指します。具体的には、以下(3)～(6)のような重要な生態系の保全・再生のための活動を実施または支援することで、民間を含む地域の取組を促進し、活動エリアの自然共生サイトへの認定を推進します。

(3) 森林の再生と生物多様性に配慮した森林経営の推進

森林整備計画に基づく造林事業等を通じて、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山林の再生を図ります。また、スギやリュウキュウマツ等の人工林の照葉樹林化等を検討し、森林における生物多様性の向上を目指します。

林業においては、鹿児島県大島支庁と林業関連団体が策定した「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に従い、伐採等にあたっては、生物多様性の保全に配慮した伐採手法の選択と適正な緑化を推進します。さらに、各市町村が策定する森林整備計画においては、生物多様性の保全に配慮した森林の利用区分（ゾーニング）を設定し、区分ごとの管理目標の設定に努めます。



湯湾岳周辺

〔写真：浜田 太〕



秋名・幾里の水田

〔写真：龍郷町〕

5 イノー（礁池）

大型のサンゴ礁が発達する地域で、礁の内部にできる池の部分指します。

6 リーフ（礁原）

サンゴ礁の外縁部分に沿ってできる干潮時に干出する場所。大潮時にいざり漁などが行われます。

(4) 里地・里山の保全・再生

市民農園の設置拡大など農地の有効活用法を検討するとともに、農業の担い手の確保を進めることで、耕作放棄地を解消し、里地・里山景観の保全・再生を進めます。

特に水田については、各集落でアラセツ行事などに必要な稲作を維持できるように、青壮年団、親子会、学校などが連携して稲作の再生・保全に向けた取組を進めます。

また、2025年10月に宇検村で開催された「国際サシバサミット2025 in 宇検村奄美大島」の成果を踏まえ、地域住民や企業、環境NPOなど各種活動団体等と連携し、サシバを指標とした里地・里山の保全・再生に取り組みます。



国際サシバサミット2025

〔写真：宇検村〕

(5) マングローブ林の保全・再生

河川－海域の水域の生態系のつながりを確保するため、民間企業等と連携して移植を行う等、マングローブ林の保全・再生を図ります。

(6) 里海（海岸・藻場・サンゴ礁等）の保全・再生

後背地との連続性やエコトーンを生かしつつ、自然海岸の渚や干潟を保全していきます。藻場とサンゴについては、モニタリング調査の実施、漁協等と連携した藻場造成ブロックの設置等による藻場の再生活動、オニヒトデなどの食害生物の駆除やサンゴ移植といった保全活動を進めます。



藻場の造成

〔写真：瀬戸内町〕

【重点施策4】持続可能な観光管理の推進

世界遺産登録時には、適切な観光管理の推進が求められました。世界遺産の豊かな生物多様性はもちろん、遺産地域外の自然環境や景観、環境文化を保全しながら、その価値を伝えていくために、「奄美群島持続的観光マスタープラン」や「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」等を踏まえた適切な観光利用の推進に努めます。

(1) 奄美群島認定エコツアーガイド制度の運用とガイド利用者の満足度向上

関係機関と連携し、生物多様性に配慮したガイドや安全管理等に関する高い知識と技術、モラルを有する奄美群島認定エコツアーガイドを確保し、認定エコツアーガイドの利用促進のための広報に努めます。

また、ガイド利用者の満足度を高めるために、ガイドの質の維持・向上に資する研修等の支援を進めます。ガイドの知識・技術とモチベーションの向上を図るため、レベルに応じた認定区分等の導入を検討し、奄美大島の自然と環境文化の価値をよく理解し、高度な知的好奇心をもつ国内外の来島者に対し、世界レベルでみても満足感を与えられるガイドの育成を目指します。



認定エコツアーガイド講義

〔写真：奄美群島広域事務組合〕

(2) 希少種の生息区域の利用ルールの策定と運用

関係機関と連携し、湯湾岳など自然度の高い地域の利用、アマミノクロウサギ夜間観察、ホエールウォッチングなど、野生生物を対象にした体験活動等について、世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえた利用者数等の把握に努めます。

また、外来種の非意図的な持ち込み防止策（例：靴底に付着した植物種子など）や、オーバーツーリズム等による生物や生態系への影響を低減するための利用時間・利用人数の制限などを含む、利用指針の作成と運用を行います。



三太郎線の夜間利用調整

〔写真：環境省奄美群島国立公園管理事務所〕

(3) 体験型観光の推進（エコツーリズム、里のエコツアー等の推進）

エコツーリズムや環境文化の体験型観光のメニュー開発を関係機関と連携して検討します。また、体験型観光メニュー実施のための人材育成、受け入れ体制整備、情報発信等を推進します。

特に、環境文化については、島内各地に存在する集落に残る生活文化を学び、体験するメニューを「里のエコツアー」と呼び、地域と連携して推進していきます。里のエコツアーにおける、集落住民によるガイド、郷土料理の提供、土産物の購入などを通じ、地域の人々と来訪者との交流や地域経済の活性化が進むことを目指します。

【重点施策5】生物多様性に配慮した産業振興

奄美大島の生物多様性や環境文化を、観光業のみではなく、様々な産業に位置づけていきます。それにより、島の産業振興と生物多様性や環境文化の保全を両立させ、人と自然・文化が共生する社会の構築を目指します。

(1) 特産品や農産物のブランド化による地域活性化の推進

世界遺産の島であることを活かし、奄美大島の自然環境や環境文化との関係のなかで作られた特産品（大島紬、黒糖焼酎など）や生物多様性の保全につながる島内産の野菜・米・肉・魚介類に付加価値を付けて、奄美のブランドとして商品化や島内外での販売促進を進めます。また、こういった商品の販売拡大による地域の活性化はもちろん、売り上げの一部を自然環境保全や野生動物による農作物被害への対策に活用していく仕組づくりも検討します。

(2) 地産地消の推進

認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の展開を図ることで、伝統的な野菜を含めて島で生産された農林水産物が優先的に利用されるような仕組づくりを進め、第1次産業製品の消費拡大を図ります。また、伝統的な調理法の伝承と新たな調理法の開発及び直売所の活性化も推進します。

学校給食においては、国の食育推進計画に基づき、地産地消の拡大等の食育の推進を行います。具体的には、「地産地消の日」を創設するなどし、食べ物を通して自然とのつながり、奄美大島の生物多様性の重要性について伝える機会の提供に努めます。

(3) 地材地建の推進

奄美大島における林業の振興と地元樹種の拡大による生物多様性保全への貢献のために、認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の創設を検討するなど、関係機関と連携して島内産材を利用した建築や木工品利用の普及に努めます。



島産農産物（ケンムンの館内 うけん市場）

〔写真：宇検村〕



特産品各種（島育ち産業館）

〔写真：龍郷町〕

【重点施策6】体験活動や住民参加型活動の推進

奄美大島の豊かな自然環境と環境文化を保全し、適切に利用していくために、まずはこれらに関心を持ってもらうことが大切です。このため、関係機関と連携して、島民に対し、学習機会や関連活動への参加の拡大のための取組を進めます。

(1) 奄美の自然・歴史・文化などの学習機会の拡大(学校教育における機会拡大を含む)

地域の子どもや住民が自然環境や環境文化の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の生物多様性や環境文化についての学習機会の提供に努めます。

教育現場においても、既存の教材を活用するなどし、生物多様性や環境文化の視点を盛り込んだ学習教材の整備を推進するとともに、教員研修などを活用して、教師への奄美大島の生物多様性や環境文化の保全についての情報提供や、事例の紹介などを推進します。

(2) 住民参加による生物多様性保全関連活動の推進

様々な活動団体と連携し、島民参加型の自然環境調査、環境文化調査、外来種の駆除等の活動を推進することで、地域住民による自然環境や環境文化への認識の向上を進めます。

特に環境文化については、奄美群島国立公園の特徴が環境文化型の国立公園であることを活かして、国等の関係機関と連携した環境文化に関する情報収集及び発信に努めます。その他にも、地域の学校等が実施している、人と自然との関わりについての聞き書き活動への支援も検討します。



金作原ボランティアガイドツアー

〔写真：奄美市〕



環境文化の聞き取り調査

〔写真：自然環境研究センター〕

【重点施策7】環境文化の保全に向けた取組の推進

奄美大島は同じ亜熱帯の沖縄とは森や海などの自然環境は似ていますが、そこに生息する動植物や、長い年月をかけてそれらを日々の暮らしの中で利用してきた歴史は異なります。そのため奄美大島に独特の言葉や食、祭事などの文化が成立してきました。これらの環境文化を保全・継承することは島の伝統の保全はもちろん、自然環境の保全にも大きく貢献します。そこで、環境文化の保全と継承のための、様々な機関と連携し、環境文化についての情報収集や人材育成を進めます。

(1) 体験型観光の推進(里のエコツアーの推進)【重点施策4(3)の抜粋・再掲】

島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験するメニューを「里のエコツアー」と呼び、メニュー開発を関係機関と連携して検討します。里のエコツアーにおける、集落住民によるガイド、郷土料理の提供、土産物の購入などを通じ、地域の人々と来訪者との交流や地域経済の活性化が進むことを目指します。

また、体験型観光メニュー実施のための人材育成、受け入れ体制整備、情報発信等を推進します。

(2) 奄美の歴史・文化などの学習機会提供の検討【重点施策6(1)の抜粋・再掲】

地域の子どもや住民が環境文化の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の環境文化についての学習機会の提供に努めます。

教育現場においても、既存の教材を活用するなどし、環境文化の視点を盛り込んだ学習教材の整備を推進するとともに、教員研修などを利用して、教師への奄美大島の環境文化の保全についての情報提供や、事例の紹介などを推進します。



環境文化学習(田植え体験)

〔写真：瀬戸内町〕

(3) 住民参加による環境文化関連活動の推進【重点施策6(2)の抜粋・再掲】

様々な活動団体と連携し、島民参加型の環境文化の調査、保全活動を推進することで、地域住民による環境文化への認識の向上を進めます。

また、奄美群島国立公園の特徴が環境文化型の国立公園であることを活かして、国等の関係機関と連携した環境文化に関する情報収集及び発信に努めます。その他にも、地域の学校等が実施している、人と自然との関わりについての聞き書き活動への支援も検討します。



大島北高校聞き書きサークルの活動

〔写真：鹿児島県立大島北高等学校〕

(4) 環境文化に関する人材育成の推進

鹿児島大学が実施している「奄美〈環境文化〉教育プログラム」との連携等を通じ、奄美の環境文化についての知見を有する人材を育成し、政策や産業といった様々な分野において、環境文化を反映した取組を進めます。

第6章

行動計画



外来種駆除活動（撮影：瀬戸内町）

本戦略の目標を達成するために実施する各分野の事業を、3つの基本方針に体系化した行動計画として位置づけ、計画的に、かつ着実に取組を進めます。

基本方針1 生物多様性の保全・管理

1 重要な地域の保全・管理	55
2 重要な生態系の保全と再生	56
3 野生生物の適切な保護と管理	57
(1) 希少種とその生息・生育地の保全	
(2) 鳥獣の管理	
(3) 外来種の防除	
4 地球温暖化対策の推進	60
5 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進	61

基本方針2 生物多様性と環境文化の持続可能な利活用

1 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開	62
(1) 林業における取組	
(2) 農業における取組	
(3) 水産業における取組	
2 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開	64
3 生物多様性の保全に配慮した地域振興	65

基本方針3 自然共生社会を構築するための仕組づくりと人材育成

1 多様な主体の参画促進	66
2 人材の育成と活用	67
3 情報の収集・発信	68

基本方針1 生物多様性の保全・管理

奄美大島の自然をよりよい状態で未来に継承していくために、希少種だけでなくその生息・生育環境の保全を含めた、奄美の自然全体を保全するための取組を進めます。

1 重要な地域の保全・管理

多様な生物の生息・生育の場となる重要な地域を既存の保護地域制度や、自然共サイト認定制度等を活用し、順応的なモニタリングに基づいて適切に保全・管理します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
1	既存の保護地域（世界自然遺産地域、国立公園、天然記念物等）の保護管理の推進 【重点施策3(1)】	国、県と連携し、世界自然遺産地域、国立公園や天然記念物等において、生物多様性保全策を実施し、生物多様性の保全上、重要な既存の保護地域の適切な保護管理を推進する。	★	★						
2	既存の保護地域以外の重要な地域の指定と保護管理の推進	既存の保護地域以外において、様々な調査などを行いながら希少動植物生息・生育地の抽出を進め、必要に応じて当該地域の指定と保全策を行う。	★	★					○	
3	自然共生サイトの認定推進 【重点施策3(2)】 ※新規	自然共生サイトの認定を推進し、奄美大島内での認定件数の拡大を目指す。具体的には、森林、里地・里山、マングローブ、里海といった重要な生態系の保全・再生のための活動を実施または支援することで、民間を含む地域の取組を促進し、活動エリアの自然共生サイトへの認定を推進する。	○	○	★		★		○	○
4	生物多様性モニタリング調査及び情報収集 【重点施策1(4)】	世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえ、国、県、研究者、自然保護推進員、住民が参加する生物多様性モニタリングを推進する。また、調査の継続実施を通じて、世界自然遺産の保護管理の基礎資料とするため希少種等の情報収集に努める。	★	★			○	○	○	○

※「市町村」には市町村単独の場合と奄美大島自然保護協議会として実施する場合の両方が含まれる。

※「国・県等の行政機関」には奄美群島広域事務組合も含まれる。

※「企業・事業者」には漁業組合、林業団体等の産業関連の業界団体を含む。

※「各種活動団体」は、環境NPOなど自然環境の保全や持続可能な利用を目的として活動する団体を指す。

(以下、同じ形式の表については同様)

2 重要な生態系の保全と再生

生物の生息・生育環境として重要な生態系の保全と再生に取り組みます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
5	森林の再生 【重点施策3(3)】	森林整備計画に基づく造林事業等を通じて、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山林の再生を図る。また、スギやリュウキュウマツ等の人工林の照葉樹林化等を検討し、森林における生物多様性の向上を目指す。	★	○						
6	里地・里山の保全・再生 【重点施策3(4)】	市民農園の設置拡大など農地の有効活用方法を検討するとともに、農業の担い手の確保を進めることで、耕作放棄地を解消し、里地・里山景観の保全・再生を進める。 特に水田については、各集落でアラセツ行事などに必要な稲作を維持できるように、青壮年団、親子会、学校などが連携して稲作の再生・保全に向けた取組を進める。 また、2025年10月に宇検村で開催された「国際サシバサミット2005 in 宇検村奄美大島」の成果を踏まえ、地域住民や企業、環境NPOなど各種活動団体等と連携し、サシバを指標とした里地・里山の保全・再生に取り組む。	★				○	○		○
7	マングローブ林の再生 【重点施策3(5)】	河川－海域の水域の生態系のつながりを確保するため、民間企業等と連携して移植を行う等、マングローブ林の保全・再生を図る。	★		★		★	○	★	○
8	里海（海岸・藻場・サンゴ礁等）の保全・再生 【重点施策3(6)】	後背地との連続性やエコトーンを生かしつつ、自然海岸の渚や干潟を保全していく。藻場とサンゴについては、モニタリング調査の実施、漁協等と連携した藻場造成ブロックの設置等による藻場の再生活動、オニヒトデなどの食害生物の駆除やサンゴ移植といった保全活動を進める。	★		★		○		○	
9	市街地の緑化推進	名瀬地区、古仁屋地区等の市街地において、公園や残地については植栽や街路樹、河川敷などを活用して、緑の連続性を確保する。また、事業所や宅地の緑化を推進し、市街地の緑被率向上を目指す。緑化にあたっては、島内種の利用を推進するとともに、園芸種などを利用する際は逸出させないように適切な管理に努める。	★		○		○			○

3 野生生物の適切な保護と管理

希少な野生生物から地域で普通にみられる生物まで生息・生育できるような適切な保護と管理を行います。

(1) 希少種とその生息・生育地の保全

生物多様性の保全のために必要な種の多様性を低下させないため、種と生息・生育地の保全を図ります。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
10	希少野生動植物の盗採・盗掘防止のためのパトロール等監視の強化 【重点施策1(1)】	希少種をはじめとした奄美大島の生物多様性と生態系の保全にとってかけがえのない生物の盗採等を防止するため、奄美大島自然保護協議会が主体となり、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関との連携を強化し、全島パトロールやセンサーカメラの設置、空港や港の職員のレベルアップ研修などを含む持ち出し対策など、全島一丸となった監視の強化を行う。 また、2013年度に5市町村が制定施行した「希少野生動植物の保護に関する条例」や、2025年に奄美大島と徳之島の関係機関が公表した「動植物持ち出しに関する共同文書」を含めて、奄美大島の希少種について、島民や来島者に対し全島的な周知を図る。	★	○	○	○	○		○	○
11	集落での生物多様性保全活動の支援	集落の人々を対象とした野生生物保全研修会の実施などを通じ、集落主体の希少野生生物や身近な生物多様性を保全していく活動を支援する。	★				★		○	○
12	希少野生動物の交通事故対策 【重点施策1(2)】	増加傾向にあるアマミノクロウサギやケナガネズミ等の交通事故（ロードキル）を防止するために基本となる交通事故発生状況（対象種、発生地点・時間、道路状況や周辺環境等）を情報収集・共有する仕組づくりを、関係機関と協力して進める。それらに基づいて、標識や看板、チラシを活用した希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、道路進入防護柵や減速帯など事故減少につながる構造物の設置等を、関係機関や民間企業・事業者等と協働して推進する。	★	★	○		○		○	○
13	希少種保全と地域の暮らしとの調和のための取組 【重点施策1(3)】 ※新規	アマミノクロウサギやケナガネズミ等の希少種の増加に伴い発生している農業被害やケナガネズミの市街地への出没等の課題に対応し、地域の暮らしとの調和を図るために必要な基礎情報（対象種、出現地点・時間、被害状況や問題等）を収集・共有する仕組づくりを関係機関と協力して進め、それらに基づいて予防策の周知の実施、農業従事者等への支援、収穫された農産物への付加価値創出（ブランド化）の推進に取り組む。	★	○	○		○		○	○

(2) 鳥獣の管理

生態系に影響を及ぼしている鳥獣について、対策を講じるための体制を構築し、計画的な個体数の管理を図ります。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
14	鳥獣被害対策体制の構築	県と連携して、狩猟免許保持者の拡大と管理技術向上を図るための講習会等の実施を検討する。 ※「行動18 ノヤギ対策の強化」と重複あり	★	★			○		○	○
15	鳥獣被害対策の支援（イノシシ等を対象とした従来からの鳥獣対策）	鳥獣対策のための被害実態調査及び捕獲事業の実施を検討する。 畑地管理方法講習会の実施の検討や電気柵、金網柵、罟等の被害防止設備導入の支援を行う。	★	○			○		○	○

(3) 外来種の防除

生態系へ深刻な影響を及ぼしている外来種等について、予防的かつ計画的な防除等を行います。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
16	外来種の現状把握の推進 【重点施策2 (4)】	島内に生息・生育する外来種および今後侵入・定着が懸念される侵略的外来種の目撃情報等について情報収集を行い、生息・生育状況や侵入状況を把握する。また、得られた情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有する。	★	★		○	○		○	○
17	ノネコ対策の強化 【重点施策2 (1)】	「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」および、各市町村の「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」に基づき取組を展開していく。ノネコの希少種生息域からの排除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携しつつ行う。 ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコについては、飼い猫の遺棄の禁止・完全室内飼養・不妊去勢処置・マイクロチップ装着等適正飼養の徹底や、ノラネコへの餌やり禁止の徹底やTNRなど、5市町村において連携して事業を行うとともに、条例に基づく規制の徹底や強化を図る。 また、対策の結果得られるネコの生息状況や飼養状況等の情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有する。	★	★			○		○	○
18	ノヤギ対策の強化 【重点施策2 (2)】	各市町村が進めるヤギ駆除対策事業に基づいて、関係機関が連携を図りながら取組を進める。 また、駆除を行う狩猟者の確保のために、狩猟免許取得支援等の対応の検討を進める。 上記と並行して、ノヤギの生息実態調査や専門家による検討・評価に基づき科学的・計画的に進めるために、環境省、鹿児島県と連携して「ノヤギ管理計画（仮称）」の策定と新たな駆除体制の整備に取り組む。	★	★			○		○	○
19	外来種の駆除活動の支援・推進 【重点施策2 (3)】	環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」や環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村や関係団体で作成した「奄美大島における外来植物対策の優先度リスト」に掲載されているカダヤシ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、ティラピア類、アフリカマイマイ、アメリカハマグルマなど奄美大島に定着している外来種の駆除対策を積極的に進める。特に、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携して、住民主体による駆除活動などの支援・推進を積極的に行う。 加えて、保存樹として指定している外来樹の指定解除や外来樹の選択的伐採を検討する。	★	○	○		○		○	○
20	外来種対策についての普及啓発	外来種の識別方法や駆除方法等を説明したチラシや、ペットを最後まで大切に飼うことやどうしても飼えなくなったときの対処法について記載したチラシを作成する等、普及啓発活動に努める。特に、外来魚については、ダム湖や河川等へのバス類やブルーギル、ソードテール、ティラピア等の外来魚放流防止のための看板の設置等の普及啓発活動に努める。	★	○			○		○	

4 地球温暖化対策の推進

生物多様性に影響を及ぼす地球温暖化防止の取組を推進します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
21	地球温暖化防止活動計画に基づく取組の推進	各市町村が策定する地球温暖化防止活動計画に基づき、気候変動による生物や生態系への影響に関する情報収集、地域住民や事業者とともに二酸化炭素排出を抑制するライフスタイルへの転換に向けた取組（環境家計簿、環境マネジメントシステムの普及啓発など）を推進する。	★	○					○	○

5 生物多様性の保全に配慮した環境整備の推進

開発については、生物多様性の保全に配慮し、その影響を適切に回避、または低減します。また、既に消失、劣化した生態系については、その再生を積極的に進めます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
22	生物多様性や生態系の連続性に配慮した公共工事等の推進	市町村管理の河川や道路の整備、農地整備、区画整理、災害復旧等の公共事業を行う際には、県が作成した「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を参考に生物多様性に配慮した設計・施工の実施を推進する（例：希少動植物の有無の確認、赤土の流出防止、緑化時の島内種の選定、植物の自然繁殖の活用、生物の移動に配慮した設計）。また、公共事業以外でも、学校等における地域の緑化を行う際に、島内種の利用を推進するとともに、園芸種などを利用する際は逸出させないように適切な管理に努める。	★	○	★		○	○	○	
23	公共事業環境配慮アドバイザーの活用	鹿児島県と連携して「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づく公共事業環境配慮アドバイザーを活用し、市町村が実施する公共事業などの実施方法について必要に応じ助言を求めたり、公共工事の実施の際に発見された希少野生生物について、種名の鑑定を依頼する等、生物多様性に配慮した管理に努める。	★	○	○				○	
24	廃棄物の適正処理と環境美化活動の推進	生息・生育地の保全のため、廃棄物の不法投棄の防止に向けた適正処理の啓発、リサイクルの促進、不法投棄のパトロールを行う。特に、不法投棄の監視・通報については、地域の様々な関係者が連携し取り組む体制の構築を図る。また、山林、海岸などの清掃活動を世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携しつつ推進する。	★	★	○		○			○
25	ビオトープの普及	学校や民間団体と連携し、学校、公園等におけるビオトープの整備を検討する。	○				★	★	○	○
26	河川における自然再生の推進 ※新規	世界遺産登録時に河川再生が勧告されたことを受け、世界遺産管理機関が策定した「河川再生戦略」に基づく、調査や対策において国や県との連携を進める。また、地域のNPO等が進める小規模な再生活動（水辺の小さな自然再生等）への支援を検討する。	○	★			★		○	○
27	河川・地下水・海域の水質保全	合併浄化槽の普及等の集落排水処理事業や公共下水道の拡充と適正な利用と管理に努める。	★	○						○

基本方針2 生物多様性と環境文化の持続可能な利活用

奄美大島の歴史や文化と、新たな技術や発想を活かし、生物多様性がもたらしてくれる恩恵を持続的に享受できる社会を構築します。

1 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の展開

生物多様性の保全に配慮した農林水産業を進めていくための取組を進めていきます。

(1) 林業における取組

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
28	生物多様性に配慮した森林経営の推進 【重点施策3(3)】	鹿児島県大島支庁と林業関連団体が策定した「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に従い、伐採等に当たっては、生物多様性の保全に配慮した伐採手法の選択と適正な緑化を推進する。また、各市町村が策定する森林整備計画においては、生物多様性の保全に配慮した森林の利用区分（ゾーニング）を設定し、区分ごとの管理目標の設定に努める。林道の新規設置については必要性の評価を十分に行うとともに、既存の林道についても、適切な整備方法などを必要に応じて検討する。	★	○	○				○	
29	林業病虫害への対応	マツクイムシについては、県松くい虫被害対策推進計画に基づき、景観など松林が必要な場所については、樹幹注入・伐倒駆除等の実施を検討する。他の地域については自然の遷移を考慮した扱いにより広葉樹林化を進める。 その他奄美に発生しているソテツシロカイガラムシ等の病虫害対策について今後も対策を継続していくとともに、環境や他の動植物へ影響がない方法での防除を推進する。	★	○	○				○	
30	地材地建の推進 【重点施策5(3)】	奄美大島における林業の振興と地元樹種の拡大による生物多様性保全への貢献のために、認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の創設を検討するなど、関係機関と連携して島内産材を利用した建築や木工品利用の普及に努める。	★	○	○					

(2)農業における取組

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
31	農業における環境配慮の実施	県策定の「環境と調和した農業の取組方針」等の既存のマニュアルに基づき、水管理、土壌流出、農薬の適正使用、施肥、草刈りなど、奄美の伝統的な取組やIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術や土壌診断など科学的手法も取り入れた環境配慮型の農業を推進する。	○	○	★		★		○	★
32	地産地消の推進 【重点施策5(2)】	認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の展開を図ることで、伝統的な野菜を含めて島で生産された農林水産物が優先的に利用されるような仕組づくりを進め、第1次産業製品の消費拡大を図る。また、伝統的な調理法の伝承と新たな調理法の開発及び直売所の活性化も推進する。	○	○	★		★	★	○	○
33	学校給食における地産地消の推進 【重点施策5(2)】	学校給食においては、国の食育推進計画に基づき、地産地消の拡大等の食育の推進を行う。具体的には、「地産地消の日」を創設するなどし、食べ物を通して自然とのつながり、奄美大島の生物多様性の重要性について伝える機会の提供に努める。	★				○	★		○

(3)水産業における取組

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
34	漁場の保全	漁業資源の持続可能な利用のために、漁場の適正利用のためのルール作り、魚礁・浮き魚礁の設置、放流事業、サメ類などの駆除などの実施を検討する。	★	○	○		○		○	○

2 生物多様性の保全に配慮した観光業の展開

生物多様性や環境文化を活かしつつ、奄美大島の自然や文化に対する理解や保全意識の醸成と、地域の活性化につながる観光利用の仕組みを整えます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
35	希少種の生息区域の利用ルールの策定と運用 【重点施策4(2)】	関係機関と連携し、湯湾岳など自然度の高い地域の利用、アマミノクロウサギ夜間観察、ホエールウォッチングなど、野生生物を対象にした体験活動等について、世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえた利用者数等の把握に努める。 また、外来種の非意図的な持ち込み防止策(例：靴底に付着した植物種子など)や、オーバーツーリズム等による生物や生態系への影響を低減するための利用時間・利用人数の制限などを含む、利用指針の作成と運用を行う。	★	★	○	★	○		○	○
36	奄美群島認定エコツアーガイド制度の運用とガイド利用者の満足度向上 【重点施策4(1)】	関係機関と連携し、生物多様性に配慮したガイドや安全管理等に関する高い知識と技術、モラルを有する奄美群島認定エコツアーガイドを確保し、認定エコツアーガイドの利用促進のための広報に努める。 また、ガイド利用者の満足度を高めるために、ガイドの質の維持・向上に資する研修等の支援を進める。ガイドの知識・技術とモチベーションの向上を図るため、レベルに応じた認定区分等の導入を検討し、奄美大島の自然と環境文化の価値をよく理解し、高度な知的好奇心をもつ国内外の来島者に対し、世界レベルでもても満足感を与えられるガイドの育成を目指す。	○	★		○	★		○	
37	体験型観光の推進(エコツーリズム、里のエコツアー等の推進) 【重点施策4(3)および7(1)】	エコツーリズムや環境文化の体験型観光のメニュー開発を関係機関と連携して検討する。また、体験型観光メニュー実施のための人材育成、受け入れ体制整備、情報発信等を推進する。 特に、環境文化については、島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験するメニューを「里のエコツアー」と呼び、地域と連携して推進していく。里のエコツアーにおける、集落住民によるガイド、郷土料理の提供、土産物の購入などを通じ、地域の人々と来訪者との交流や地域経済の活性化が進むことを目指す。	○	○	★	★	★	○	○	○
38	自然遊歩道等の利用設備の整備と活用の検討	自然利用の促進、利用時のインパクトの低減、モラルやマナーの向上を図るため、遊歩道や案内看板などの設置と多言語化の整備を行う。 特に遊歩道については、国や県と連携して「世界自然遺産奄美トレイル」の活用方法についての検討を進める。	★	★	○	○	○		○	○

3 生物多様性の保全に配慮した地域振興

「世界自然遺産の島」を付加価値とした特産品等のブランド化を推進し、地域の活性化につながるだけでなく、売り上げの一部が自然環境保全や持続可能な地域づくり等に還元される経済的な仕組みを検討します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
39	特産品や農産物のブランド化による地域活性化の推進 【重点施策5 (1)】	世界遺産の島であることを活かし、奄美大島の自然環境や環境文化との関係のなかで作られた特産品（大島紬、黒糖焼酎など）や生物多様性の保全につながる島内産の野菜・米・肉・魚介類に付加価値を付けて、奄美のブランドとして商品化や島内外での販売促進を進める。また、こういった商品の販売拡大による地域の活性化はもちろん、売り上げの一部を自然環境保全や野生動物による農作物被害への対策に活用していく仕組みづくりも検討する。	○	○	★		★		○	○
40	経済的保全システムの導入の検討	奄美の特産品等の販売利益の一部を生物多様性保全の活動費とする仕組み、入域料金を徴収し、その費用でガイドの育成などを行う仕組み等、生物多様性保全を経済に統合し、地域振興につなげるための取組を検討する。	★	★	○	○	○			

基本方針3 自然共生社会を構築するための仕組づくりと人材育成

人と自然が共生する社会の仕組づくりと、それを主体的に進めていく人材の育成などに取り組んでいくことで、奄美大島の生物多様性をよりよい状態で未来に継承していきます。

1 多様な主体の参画促進

生物多様性の保全活動を活性化させるために、地域住民や事業者、NPO等の参画と主体的な活動の促進、各主体の交流を促進します。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
41	住民参加による生物多様性保全関連活動の推進 【重点施策6(2)および7(3)】	様々な活動団体と連携し、島民参加型の自然環境調査、環境文化調査、外来種の駆除活動等の活動を推進することで、地域住民による自然環境や環境文化への認識の向上を進める。 特に環境文化については、奄美群島国立公園の特徴が環境文化型の国立公園であることを活かして、国等の関係機関と連携した環境文化に関する情報収集及び発信に努める。その他にも、地域の学校等が実施している、人と自然との関わりについての聞き書き活動への支援も検討する。	★	○		○	★	○	★	○
42	資材や情報提供による地域住民活動の支援検討	地域住民が自然観察・環境学習などを行う際に利用できる教材や資料、観察用品、情報や技術者など人的支援の整備を検討する。	★	○		★	★	○	★	○
43	多様な主体による森林作りへの支援	地域住民団体やボランティアによる植林や間伐、竹林の伐採などの森林整備、里山保全活動を支援する。県が実施している森林環境税補助金制度の普及を図る。	★	○			★			○

2 人材の育成と活用

生物多様性や環境文化の保全と持続可能な利用のための活動を担う各主体の人材を育成していきます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
44	奄美の自然・歴史・文化などの学習機会の拡大 【重点施策6(1)および7(2)】	地域の子どもや住民が自然環境や環境文化の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の生物多様性や環境文化についての学習機会の提供に努める。	★			○	★	○	○	○
45	学校教育における自然・歴史・文化などの学習機会の拡大 【重点施策6(1)および7(2)】	教育現場において、既存の教材を活用するなどし、生物多様性や環境文化の視点を盛り込んだ学習教材の整備を推進するとともに、教員研修などを活用して、教師への奄美大島の生物多様性や環境文化の保全についての情報提供や、事例の紹介などを推進する。	★				○	★	○	○
46	地域住民向けの研修等の人材育成の推進	地域住民に向けた生物多様性の保全と利用に関する研修等の実施に努める。とくにエコツーリズム事業者や地域のリーダーとなる方々への生物多様性の保全に貢献できる知識と技術を持った人材を育成する機会の提供を図る。	★	○		○	○	○	○	○
47	環境文化に関する人材育成の推進 【重点施策7(4)】 ※新規	鹿児島大学が実施している「奄美〈環境文化〉教育プログラム」との連携等を通じ、奄美の環境文化についての知見を有する人材を育成し、政策や産業といった様々な分野において、環境文化を反映した取組を進める。	★	○		○	○	○	★	○
48	生物多様性保全に関わる各種人材の把握と活用	公共事業環境配慮アドバイザー、鹿児島県環境学習指導者人材バンク登録者、鹿児島県鳥獣被害対策アドバイザー、鹿児島県文化財保護指導委員、奄美群島認定エコツアーガイド等の周知等により人材の活用を図る。また、各地域在住で、環境学習の指導者や環境文化に造詣の深い方等について、県の人材バンクへの登録を推進し、市町村広報誌等での周知等により人材の活用を図る。	★	★		○	○	○	○	○

3 情報の収集・発信

生物多様性の保全活動を推進するために必要な情報について、各主体が連携して収集を図るとともに、集まった情報について発信していきます。

★：主な実施主体、○：主な連携、参画主体

番号	名 称	概 要	市町村	国・県等の行政機関	企業・事業者	エコツアーガイド	各種活動団体	教育機関	学識者・研究機関	住民・来訪者
49	生物多様性や環境文化に関する情報の収集・発信	世界遺産センター、野生生物保護センターや奄美博物館といった施設における情報コーナーの設置等を通じた、奄美の生物多様性及び環境文化等の情報収集・発信と多言語化を推進する。 また、ホームページ、SNS、市町村広報、世界自然遺産推進共同体など民間企業等との連携等により、奄美大島の生物多様性や環境文化等についての情報の発信と多言語化に努める。特に、自然体験、各種活動団体等が実施している生物多様性について学べる機会に関する情報を収集し、SNSや市町村広報等で周知することで、多くの方々が参加できるような仕組づくりを検討する。	★	★	○		○		○	
50	生物多様性保全に係る広報印刷物の作成と配布	希少動植物・自然・環境・文化などについて紹介するとともに、適正な利用を呼びかけるパンフレットなどの作成と多言語化を推進する。 県が作成する自然への配慮に関するハンドブックなどについて、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携し、配布に努める。	★	★	○		○	○	○	
51	世界自然遺産地域等との交流 ※新規	他の世界自然遺産地域や保護上重要な野生生物が生息する国や地域との交流を積極的に進め、奄美大島における優良事例を発信するとともに、他地域の優良事例についての情報を収集し、奄美大島の保全活動への活用を検討する。	★	★	○		○		○	

第7章

推進体制と進行管理



行政・漁協・学校・企業の連携によるマングローブ再生
〔写真：瀬戸内町〕

1 戦略の推進体制

奄美大島は世界自然遺産に登録された自然地域と、住民の生活の場や産業活動の場がすぐ近くに接していることが特徴です。それゆえ、本戦略の目標として掲げた「真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」の達成に向けて必要な取組として行動計画・重点施策に位置づけられた施策・事業も多岐にわたります。

それらは、市町村が主な実施主体として取り組むだけでなく、内容や必要性に応じて国・県等他の行政機関、企業・事業者、エコツアーガイド、環境NPOなど各種活動団体、学識者・研究機関、教育機関、住民・来訪者と、それぞれの得意分野や特長を活かして役割を分担し、連携して取り組むことでより大きな効果を上げることが期待できます。

そのため、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町の5市町村で構成する「奄美大島自然保護協議会」を、行動計画・重点施策に記載された施策・事業の推進母体として位置づけ、国、県、関係団体等との連絡調整を行いつつ取り組んでいきます。



アマミセイシカ

〔写真：奄美市〕

2 各主体の役割

本戦略を多くの主体が連携して推進していく上で、各主体に期待される役割等を以下に示しました。

(1) 奄美大島自然保護協議会・市町村

行政の立場から地域戦略の着実な推進を図るために必要な施策や支援を実施するとともに、各主体の連携のための場作りなどを行い、自律的な取組が進んでいくための仕組づくりを進めます。また、進捗状況の評価を行い、戦略の行動計画・重点施策が適切に遂行され、目標が達成されるよう進捗管理を行います。

〈本戦略の実施主体として果たすべき役割〉

- ・ 本戦略の進捗状態をチェックし、必要な施策を各市町村の年次事業計画に盛り込んでいく。島の将来を担う子供たちに奄美大島の豊かな生物多様性と環境文化を引き継いでいくために、本戦略に則って事業予算の確保に努める。
- ・ 住民に最も近い自治体として都市計画、土地利用及び整備、公園緑地、上下水道管理、河川管理、廃棄物処理、環境保全など各行政サービスを適切に調整し、生物多様性を高めていく。
- ・ 行政も事業者として、調達や活動を生物多様性の保全に配慮したものにする。
- ・ 住民と共に行動計画の具体化についての合意形成を図る場やアンケート等の意見提供を受ける機会を設けるとともに、必要な情報の提供等を行う。
- ・ 住民や企業・事業者が生物多様性を高めるために、保全活動や調査活動、学習活動に参加できる場と機会の提供や、それらの活動を積極的に支援・推進する。
- ・ 生物多様性や環境文化の保全と活用において、リーダー的な人材の育成や、行政機関と連携して役割を担う活動団体の育成・強化のために、それらの活動に対する支援などを行う。
- ・ 市町村や自然保護協議会だけでは人材的・技術的・予算的に対応が困難な生物多様性保全上の課題解決に向けて様々な活動主体と連携し効果的に取り組むため、交流の活発化を促進し、広く協働できる関係の構築を図る。
- ・ 生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム、市民参加型調査等）に職員の積極的な参加を促す。

(2) 国・県等の行政機関

国（環境省ほか）や県（鹿児島県）等の行政機関は上位計画の策定や全体的な方針を示すとともに、それらに基づいて市町村に対する技術的・財政的な支援や連携の促進、広域的な視点からの調整等の役割を通じて、本戦略が実効性のあるものとなるよう支援・連携を図ることで、生物多様性のより効果的な保全と持続可能な利用を推進します。

〈期待される役割〉

■国（環境省ほか）

- ・ 上位計画である生物多様性国家戦略の策定や、多くの関係機関が共同で策定する世界自然遺産地域包括的管理計画やモニタリング計画等の調整とりまとめを担い、生物多様性保全と持続可能な利用の長期的な目標や方向性を定める。
- ・ 生物多様性基本法や自然公園法をはじめとした、生物多様性に関連する各種法律に基づく制度の提供、生物多様性に関する科学的知見や技術情報の提供を通じて、本戦略の策定と推進を支援する。
- ・ 本戦略の行動計画・重点施策に基づく各種取組に対して、既存制度に基づく補助金などの財政支援や、地域の実情に合わせた調査研究やデータ収集や共有等、技術的支援を提供する。

■鹿児島県

- ・ 国から示される各種方針に基づき、本戦略の見直しや実施に対して技術的助言や補助金等による財政的支援を行う。
- ・ 県レベルの生物多様性地域戦略や、世界自然遺産地域包括的管理計画の奄美大島行動計画、奄美群島レベルの個別分野の計画等を策定し、本戦略と連携させることで、より効果的な保全活動につなげる。
- ・ 市町村をまたぐ広域的観点から生物多様性の保全や利用を調整し、市町村間の連携や広域的な活動を支援する。
- ・ 生物多様性に関連する各種条例に基づく制度の提供、生物多様性に関する科学的知見や技術情報の提供、県独自の生物多様性の保全や活用に係る事業の実施等を通じて、本戦略の推進を支援する。

■奄美群島広域事務組合

- ・ 5島・12市町村にわたる奄美群島の広域行政、特に地域振興整備に係る事業の推進や連絡調整主体として、奄美群島成長戦略ビジョンや奄美群島エコツーリズム推進全体構想等の計画策定や、それらに基づく各種事業実施や制度の運用（例：「奄美群島認定エコツアーガイド」の認定制度等）を通じて、生物多様性の持続可能な利用と地域活性化の側面から本戦略の推進にあたって連携・支援する。

(3) 企業・事業者

企業・事業者は事業活動が生物多様性の生み出す様々な生態系サービスを利用して事業活動を行っていることを理解して、事業者の立場からできる貢献を積極的に進めていきます。各市町村が実施する施策への協力を行うとともに、住民や世界自然遺産推進共同体をはじめとした各種団体とも連携した取組に積極的に参加していきます。

〈期待される役割〉

- ・ 原料調達の際に、生物多様性の保全に配慮したものを購入したり、施業工程、時期、時間を見直したりするなど、自社の活動を生物多様性に配慮したものに変わっていく。
- ・ 他の事業者や住民などに、生物多様性を高めていくことの意義についての情報提供や活動の支援を行う。特にメディア関係者は、生物多様性に関する積極的な情報発信等を行っていく。
- ・ 自社施設の緑化など生物多様性の保全に貢献する。
- ・ 自社製品のどこが生物多様性の保全に配慮したのか消費者にわかるように表示するなど、生物多様性保全に配慮した生活の提案を行っていく。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した新しい技術の開発と普及に努める。
- ・ 各市町村が実施する生物多様性保全のための事業や、環境団体が実施する生物多様性の保全活動に対し、自社の得意とする知識・技術や資機材等を活かして積極的な連携を図ったり、従業員の参加や寄付・助成などで人的・資金的に支援する。
- ・ 生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム、市民参加型調査等）に従業員の積極的な参加を促す。

(4) エコツアーガイド

エコツアーガイドは、島民の共有資産であり、人類共通の資産である世界自然遺産地域を含む奄美大島の自然環境や、各集落で育まれた環境文化を活用して事業活動を行っていることを理解して、エコツアーガイドの立場から可能な貢献を進めていきます。各市町村が実施する施策への協力を行うとともに、住民や奄美大島エコツアーガイド連絡協議会、世界自然遺産推進共同体をはじめとした各種団体とも連携した取組に積極的に参加していきます。

〈期待される役割〉

- ・ 自然環境や地域社会への影響に配慮したツアーや、生物多様性の保全活動（例：外来植物の駆除等）に参加するツアーを企画・催行し、奄美大島の自然や環境文化に対する理解を深め、保全の重要性を学ぶ機会を参加者に提供する。
- ・ 自社のツアーのどのような点が自然環境や地域社会に配慮したのか、参加者に分かるように表示・説明するなど、持続可能な観光の提案を行っていく。
- ・ エコツアーガイドとして登録・認証を受けた後も、参加者の満足度向上のため、自然環境や環境文化に関する知識やガイド技術の向上に努める。
- ・ 仕事として日常的に自然地域に入るため、その変化や兆候をいち早く把握することができる立場を活かし、持続可能な観光利用のための計画策定やルール作りや、エコツアー利用場所のモニタリング等に積極的に協力する。
- ・ 住民や子供たちの自然とのふれあいや環境学習を推進するため、行政機関や民間団体等が実施する自然観察会や、学校等が実施する総合的な学習等に対し、積極的に協力する。
- ・ 生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム、市民参加型調査等）に積極的に参加する。

(5) 環境NPOなど各種活動団体

各市町村や事業者などの実施する取組と連携するとともに、各市町村や事業者への必要な問題提起・提案、支援などを行います。地域の環境をより良いものにしていくための取組主体としての活動を展開していきます。また、住民に向けての情報発信を行っていきます。

〈期待される役割〉

- ・ 地域の環境の現況、住民や企業の意識、活動を把握する。
- ・ 住民や事業者に提案すべき事柄について検討する。
- ・ それぞれの団体の特長を活かした生物多様性保全活動に積極的に取り組む。
- ・ 他の主体との連携の方策について考える。
- ・ 各市町村や事業者への提言を行ったり、情報を提供したりする。連携した取組を進める。
- ・ 住民や事業者が生物多様性について学習する場や保全活動の場を提供する。
- ・ 自らの活動も多様性の保全につながる取組にしていく。
- ・ 生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム等）に会員の積極的な参加を促す。

(6) 教育機関

児童・生徒・学生へ、生物多様性保全の必要性、持続可能な利用などに関する情報提供を行います。また、対象者が自ら考えて保全の取組が進められるようになるための学習機会を提供します。あわせて教育施設そのものも生物多様性の保全に配慮した整備を行うことで、学びの場としても貢献していきます。

〈期待される役割〉

- ・ 生物多様性の意味やその大切さについて伝えていく。
- ・ 現在の教育活動の日常的な取組が、生物多様性に与える影響や生物多様性の保全に配慮している状況について知る。
- ・ 地域の生物多様性保全活動の状況、及びその重要性について伝えていく。
- ・ 生物多様性の保全について取り上げることができる教科や単元の確認など、教育機関として取り組める内容について考える。
- ・ 郷土の生物多様性とそれがはぐくむ文化や歴史の内容について学ぶ機会を充実させる。
- ・ いろいろな教科を通じて児童・生徒に必要な学びの場、体験の場を提供していく。
- ・ 身近な生物多様性の保全・回復と環境教育の推進を図るため「学校ビオトープ」の整備を進め、児童・生徒の自然とのふれあいを促進し、自然を大切にすることをはぐくむ。
- ・ 自らの活動を生物多様性の保全に配慮したものにする。
- ・ 各市町村が実施する事業との積極的な連携を行っていく。
- ・ 生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム等）に職員の積極的な参加を促す。

(7) 学識者・研究機関

生物多様性の保全に関わる科学的情報の提供、人材の育成を行います。各市町村の事業に協力していきます。

〈期待される役割〉

- ・ 奄美の自然の価値と現状、生物多様性の保全と持続可能な利用や生態系サービスの価値に関して科学的な知見を集約し、地域の人々や各方面の人々に、報告・説明などによりわかりやすく伝えていく。
- ・ 生物多様性の保全に必要な施策や技術の開発を進めるとともに、地域への応用・活用に努める。
- ・ 各市町村の事業に参画し、適切な情報・技術などの提供を行う。
- ・ 各市町村や事業者の活動への提言・提案を行う。
- ・ 自らの活動を生物多様性の保全に配慮したものにする。
- ・ 生物多様性の保全に配慮できる地域の人材や学生を育成する。
- ・ 各市町村、事業者、活動団体などの活動に対して学術的・技術的支援を行う。
- ・ 行政職員、事業者やエコツアーガイド、環境NPO、住民・来訪者に対し、生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム、市民参加型の調査等）を積極的・定期的に提供する。

(8) 住民・来訪者

住民・来訪者は生物多様性と自らの暮らしの関わりについて理解して、生活様式をより環境に優しいものに変えていきます。生物多様性の保全に配慮する事業者を支援するなど、すぐにできる取組から積極的に取組を始めていきます。各市町村や各団体、事業者などが実施する生物多様性を保全する取組に積極的に参加していきます。自らも積極的に生物や自然とふれあう機会などをもっていきながら、自然とのつながりを大切にしていきます。

〈期待される役割〉

- ・ 発生するゴミや汚水を減らしたり、商品を購入するときに生物多様性の保全に配慮した商品を選ぶなど、自らの活動が自然に与える影響を意識し、それを減らす取組を実践する。
- ・ 生物多様性に配慮した商品を購入するなど保全活動に取り組む事業者を応援する。
- ・ 庭に生物の好む緑を増やし、それを近隣とつないで、街全体の緑のネットワーク作りを進める。なお、外来種の拡散を防止する観点から、庭に植栽する場合はできる限り在来の植物を利用し、園芸品種を利用した場合、不要になった後に庭の外に捨てないように配慮する。
- ・ 自然や文化について関心を持ち、自然体験ツアー、行政や団体等が実施する生物多様性に係る学習・体験活動などに積極的に参加、協力する。
- ・ 体験したことや取組などを、まわりの人にも伝えていく。
- ・ 自然体験や交通機関の利用の際に生きた動植物や種子などを移動させないように配慮する。また、野生動植物への影響を少なくする接し方を心がける。「奄美群島マナーガイド」を遵守する。
- ・ 外来種を野外に放さない（ペットの遺棄等）。
- ・ 生物多様性や環境文化について学ぶ機会（例：鹿児島大学の「奄美〈環境文化〉教育プログラム」、各種公開講座、研修・講習会、シンポジウム、市民参加型の調査等）に積極的に参加する。

コラム 民間を含む多様な主体の連携による生物多様性保全

専門的な技術や知見を持つ幅広い主体が連携し、奄美大島の生物多様性の保全と持続可能な利用に寄与する取組が進められています。ここでは、奄美大島で行われている取組事例を紹介します。

■世界自然遺産推進共同体

世界自然遺産に関する普及啓発、希少種及び自然環境の保護、希少種の密猟・密輸対策等に取り組んでおり、参画している個別の企業による以下のような取組事例があげられます。

○太平電機株式会社のECOひいきプロジェクト

太平電機株式会社では「ECOひいきプロジェクト」として、奄美大島をはじめとした地域において、野生動物保護に貢献するために以下のような取組を実施しています。

・地域の自然を守るタオル（自然保護団体の活動支援／普及啓発）

奄美大島と徳之島ではアマミノクロウサギなどの野生動物を刺繍したタオルが島内で販売され、自治体の行政クラウドファンディングの返礼品としても活用されています。タオル一枚につき、100円が島内で自然保護に取り組む団体等に寄付されます。



・どうぶつレスキューボックス（傷病鳥獣保護／普及啓発）

奄美いんまや動物病院などの協力を得て、太平電機が企画・販売している野生動物の救護用ボックスです。交通事故に遭った動物を発見した時に、同封されたマニュアルに沿って行政機関や動物病院に連絡し、動物病院まで安全に搬送することができます。

奄美大島や徳之島で、多数の自治体・団体・企業が車両への搭載や施設への配備等を行っており、野生動物の交通事故（ロードキル）問題の普及啓発にも繋がっています。

アマミノクロウサギの例（種の生態やロードキル問題等の説明が同封されており、普及啓発にも貢献しています。）

〔写真：太平電機ECOひいきプロジェクト〕



組立前のボックスとマニュアル
〔写真：太平電機ECOひいきプロジェクト〕

■奄美大島開運酒造

○自然環境保護プロジェクト（ロードキル対策／自然保護団体等への活動支援）

奄美大島開運酒造では、2021年より黒糖焼酎「AMAMI RABBIT」の売上の一部をアマミノクロウサギの保護のために寄付するプロジェクトを行っています。大和村のアマミノクロウサギミュージアム「Quru Guru」への寄付の他、アマミノクロウサギが多く出現する県道79号線におけるロードキル防止を目的とした「アマミラビットロード」の設置には本事業の寄付金が活用されています。

2025年からは、プロジェクトの第2弾として黒糖焼酎「AMAMI SASHIBA」の売上の一部をサシバの保護のために寄付する取組も始まっています。

今後も産官学の幅広い主体が連携することによって、奄美大島の生物多様性保全が促進されていくことが期待されています。



黒糖焼酎「AMAMI RABBIT」と宇検村の県道79号線「アマミラビットロード」

〔写真：開運酒造〕

3 戦略の進行管理

戦略の円滑な推進のため「奄美大島生物多様性地域戦略に係る専門委員会」を設置します。

(1) 進捗状況の把握及び公表

本戦略の円滑な推進のため、行動計画・重点施策に位置づけられた事業については、定期的に進捗状況を把握・評価し、「奄美大島生物多様性地域戦略の取組状況評価」として奄美大島自然保護協議会のWebサイトや市町村広報等で公表します。

取組状況の把握・評価にあたっては、以下のように実施します。

- ①行動計画・重点施策の各事業は、各市町村で毎年の進捗状況を把握・整理し、5年目の中間評価と10年目の最終評価において評価します。
- ②行動計画・重点施策の成果として、短期目標（10年後の奄美大島の姿）の達成状況を、5年目の中間評価と10年目の最終評価において評価します。評価にあたっては、関連する外部の検討・評価等の枠組み（例：世界自然遺産モニタリング計画、外来種やロードキル等の個別課題の検討会・協議会等）との間で必要なデータを共有・引用し指標として活用するとともに、専門家・地元市町村からの情報、各種文献等に基づいて定性的・定量的に評価します。

※なお、短期目標の達成状況は、本戦略の取組だけでなく、他の関係主体（国、県、研究機関、環境NPOなど各種活動団体等）の各種計画や事業の成果を含む、総体的な結果であることに留意が必要です。「第8章 資料編」には、指標としての活用が想定される各種外部データと出典を掲載しました。

(2) 戦略の見直し

本戦略は、2025年度から2034年度までの10年間の計画としての目標であり、策定5年後の2029年度には中間評価と必要な改定を行うとともに、計画最終年度の2034年度には、自然的・社会的状況の変化を踏まえて最終評価を行い、必要に応じて見直しの検討を行います。

本戦略の中間評価と必要な改定及び、最終評価と必要な見直しにあたっては、有識者による「奄美大島生物多様性地域戦略に係る専門委員会」を設置して検討します。



奄美大島生物多様性地域戦略に係る専門委員会

〔写真：自然環境研究センター〕

第8章

資料編



奄美博物館 (写真：奄美市)

1 奄美大島における希少野生動植物の指定状況

分類	種名(和名)	区 分		
		国	県	市町村
哺乳類	アマミトゲネズミ	●		
	アマミノクロウサギ	●		
	オリイコキクガシラコウモリ	●		
	ケナガネズミ	●		
	ヤンバルホオヒゲコウモリ	●		
	リュウキュウテングコウモリ	●		
	リュウキュウユビナガコウモリ	●		
鳥 類	アカヒゲ	●		
	アマミヤマシギ	●		
	オーストンオオアカゲラ	●		
	オオトラツグミ	●		
爬虫類	バーバートカゲ		●	
両生類	アマミシカワガエル	●		
	アマミハナサキガエル			●
	イボイモリ*	●		
魚 類	オットンガエル	●		
	キバラヨシノボリ		●	
	タナゴモドキ		●	
	タメトモハゼ		●	
	ヨロイボウズハゼ			●
	リュウキュウアユ		●	
	ルリボウズハゼ			●
昆虫類	アマミキンモンフタオタマムシ			●
	アマミシカクワガタ			●
	アマミナガゴミムシ			●
	アマミマルバネクワガタ			●
	アマミヤマクワガタ			●
	ウケジママルバネクワガタ	●		
	オキナフスジゲンゴロウ	●		
	ハネナガチョウトンボ	●		
	ヒメフチトリゲンゴロウ	●		●
	フェリエベニボシカミキリ			●
	フチトリゲンゴロウ	●		
	マルダイコクコガネ			●
	ヨツオビハレギカミキリ			●
甲殻類	リュウキュウヒメミズスマシ	●		
	オカヤドカリ			●
	コウナガカワスナガニ		●	
	ナキオカヤドカリ			●
	ムラサキオカヤドカリ			●
	ヤエヤマシオマネキ			●
	ヤシガニ		●	
	ヨウナシカワスナガニ		●	
	リュウキュウサワガニ		●	
	リュウキュウシオマネキ			●
貝 類	ルリマダラシオマネキ			●
	シマカノコガイ		●	
	ネニヤダマシギセル			●
	ムラクモカノコガイ		●	
腕足類	ヤエヤマヒルギシジミ		●	
	ミドリシャミセンガイ			●
合 計	51	20	12	20

(注) 分類群ごとに和名の五十音順で表示した。
※イボイモリは国内希少野生動植物種指定当時の名称。現在は分類学上アマミイボイモリとオキナフイボイモリの2種に分割されたが、指定は両種が対象。

分類	種 数
哺乳類	7
鳥 類	4
爬虫類	1
両生類	4
魚 類	6
昆虫類	14
甲殻類	10
貝 類	4
腕足類	1
植 物	54
合 計	105

区分
国：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
県：鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例
市町村：希少野生動植物の保護に関する条例（奄美大島5市町村指定）

- 〔出典：以下の1～4をもとに作成〕
1：国内希少野生動植物種一覧（令和7年2月現在 環境省）
2：鹿児島県指定希少野生動植物一覧（令和7年6月現在 鹿児島県）
3：希少野生動植物は県民みんなの宝ですー奄美群島版（令和7年3月発行 鹿児島県）
4：鹿児島県の維管束植物分布図集ー奄美群島版（令和4年2月 鹿児島大学総合研究博物館）

分類	種名(和名)	区 分		
		国	県	市町村
植 物	アキザキナギラン			●
	アサトカンアオイ			●
	アツイタ			●
	アマミアオネカズラ			●
	アマミアセビ		●	
	アマミアワゴケ			●
	アマミイワウチワ			●
	アマミエビネ		●	
	アマミカタバミ			●
	アマミカヤラン			●
	アマミクサアジサイ			●
	アマミスミレ			●
	アマミセイシカ		●	
	アマミチャルメルソウ	●		
	アマミテンナンショウ			●
	アマミデンダ	●		
	アマミナツトウダイ			●
	アマミマツバボタン			●
	ウケユリ		●	
	オオバカンアオイ			●
	オナガエビネ		●	
	カクチョウラン		●	
	カケロマカンアオイ			●
	カンラン		●	
	キバナノセッコク		●	
	グスクカンアオイ			●
	クスクスラン		●	
	コゴメキノエラン	●		
	コショウジョウバカマ			●
	サガリラン			●
	シコウラン		●	
	ダイサギソウ			●
	タイワンショウキラン			●
	チケイラン			●
	テンノウメ		●	
	トリガミネカンアオイ			●
	ナギラン			●
	ナゴラン		●	
	ナゼカンアオイ			●
	ハマジンチョウ			●
	ハマトラノオ			●
	ヒメシラヒゲラン	●		
	ヒメトケンラン			●
	ヒメミヤマコナスビ			●
	フウラン		●	
	フジノカンアオイ			●
	ミヤビカンアオイ		●	
	モダマ			●
	ヤクシマネツタイラン			●
	ヤドリコケモモ	●		
	ヨウラクヒバ			●
	リュウキュウスズカケ			●
	リュウキュウヒモラン			●
	レンギョウエビネ		●	
合 計	54	5	15	34

(注) 分類群ごとに和名の五十音順で表示した。

2 奄美大島・徳之島からの動植物持ち出しに関する共同文書

奄美大島・徳之島の自然を守るため「島の生きもの」を島から持ち出さないでください。

この2つの島の生態系は『独自の自然環境』と島で『命をつないできた多様な生きものたち』によって長い時間をかけてつくられてきました。

『今を生きる生きものたち』がそれぞれの命をつなぎ、ここにしかない生態系がいつまでもあり続けられるよう島に出入りするすべての方をお願いします。

奄美大島と徳之島は、琉球列島の地史を反映した独自の生物の進化、種分化を背景に、アマミノクロウサギに象徴される固有種のほか、豊かな動植物を有する島です。

世界的にみて、生物多様性が突出して高い地域であり、固有種や希少種に代表される生物多様性の保全上重要な地域として、その顕著で普遍的な価値が認められ、2021年7月、世界自然遺産に登録されました。

その自然環境は、遺産登録地とその周辺地域が島全体にわたり連続的に形成され、また、固有種や希少種のみならず、あらゆる動植物が一体となり島の自然生態系を成立させています。

古い時代から深く島に根付き、生き続けてきたそれらの動植物は、奄美大島と徳之島をそれぞれ一つの家に例えると、かけがえのない「島の家族」といえます。

しかし、近年、これらの動植物の島外への持ち出しが確認されています。

動植物の持ち出しによって大切な「島の一員」が失われることは、島の生物多様性を脅かし、島の生態系の劣化にもつながりかねません。また、これらの島の動植物が他地域で外来種となる懸念も生じます。わたしたちは、そのような事態を避けるために、動植物の島外への持ち出しを自粛してほしいと考えています。

奄美大島と徳之島に生息・生育している動植物は、長い年月をかけて島の自然環境に適応し、命をつなぎ、現在、目の前に存在しています。多様な動植物はその存在を通じ、わたしたちに様々な恩恵を与えてくれます。

わたしたちは、それらの動植物が、これからも、それぞれの生息・生育地で子孫を残すことができ、その自然の姿が失われることがないよう、地域全体の総意をもとに、見守り続けていきます。

世界的にも類いまれな価値を有する奄美大島と徳之島の自然環境を人類共通の遺産として、よりよい状態で後世に引き継いでいくため、わたしたちの保全の取組へのご理解とご協力をお願いします。

令和7年6月12日

奄美大島自然保護協議会（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）

徳之島地区自然保護協議会（徳之島町、天城町、伊仙町）

鹿児島県

環境省奄美群島国立公園管理事務所

世界自然遺産推進共同体

共同文書の発信にあたって

【共同文書発信の背景について】

奄美大島・徳之島は、特異な島の成り立ちの歴史や気候的な条件により、他に類を見ない独特の生物の進化や生物多様性の豊かさという特徴を持っています。このことは、世界自然遺産に登録された大きな要因ともなっています。

このため、「種の保存法」「文化財保護法」等の法令及び県や市町村の条例において、島内に生息・生育する一部の動植物については、捕獲・採取を規制しています。

これらの法令等により規制対象となる種は、奄美大島内だけでも延べ120種にのぼります。これらの種を捕獲・採取して法令に違反した場合は、罰則の適用対象となる可能性があります。

一方で、奄美大島・徳之島では、規制されていない動植物が大量に捕獲・採取される事例がたびたび確認されています。捕獲・採取される中には、それぞれの島にしか存在しない固有種も多く含まれています。

特に生物多様性の豊かさが世界的に評価されている奄美大島・徳之島では、将来にわたってその価値を維持して行くためにも、規制の有無にかかわらず、全ての動植物の持ち出しを可能な限り控えていただくことが重要だと考えています。

そのためには、法令等による規制やパトロール等による取り締まり強化といった抑止策だけではなく、島に住む全ての方々に「島のいきものが島で生き続けられるよう見守っていこう」という思いを持っていただくことや、島を訪れる方々にもその思いを共感していただくことが不可欠です。

また、本共同文書については、持ち出し事例が特に増加する夏までに発信し、より多くの方々の理解を深められるよう昨年度より調整しておりましたが、その最中、オカヤドカリの大量採取という事例も発生いたしました。

認識の定着には継続的な発信が大切であることから、今後もさまざまな機会を利用し、繰り返しの周知に努め、多くの方々に認識を共有していただけるよう取り組んでまいります。

なお、本共同文書は、奄美大島・徳之島の自然と共に生きる暮らし、自然とのふれあいの機会や、生物多様性の保全に資する調査及び研究等の目的により、生態系への影響へ配慮したうえで行われる持ち出しを制限する趣旨ではありません。

【規制の対象ではない生き物を持ち出すことについて】

規制がされていない動植物であっても、大量の捕獲・採取は、奄美大島・徳之島の生物多様性並びに生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、固有種の生き物が島外に持ち出されるということは、その生き物を誤って島外で逃がしてしまう等により野外で定着してしまった場合、国内外来種としてその場所の生態系に影響を及ぼす可能性もあります。

【持出取締りの強化について】

島から動植物を持ち出すには、航空機持込み・船舶持込み・郵送（宅配便）の3パターンが想定されます。

このうち、航空機への持込みについては、奄美空港関係者にもご協力もいただきながら、既存の保安検査の際、動植物が発見された場合に確認が取れる体制を整えています。

一方、船舶や郵送等の受け入れの際に、内容物をチェックできる環境が、法的にも物理的にも存在しない状況にあります。

そのような状況の中で、できることから取り組みたいという意図から、今回の共同文書を幅広い方々に発信することで、持ち出しを控える行動が自然と選択されるよう、まずは理解の促進と意識の醸成につなげたいという思いがあります。

【法令等による規制強化について】

既に規制対象となっている種については、捕獲・採取して違反した場合、罰則の適用対象となる可能性があります。一方、全ての動植物の規制については、捕獲・採取自体も規制するパターンと、持ち出しのみを規制するパターンの2種類が想定されます。

仮に、捕獲・採取すべてを規制する場合は、現在の住民生活にも影響が及ぶことが想定され、世界自然遺産登録時にも評価された、『自然と人々の共生』の部分を否定しかねません。

また、持ち出しのみを規制するパターンは、前述のとおり、取り締まりに関する体制が伴っておらず、実効性に疑問が生じることになります。

このようなことから、まずは、奄美大島・徳之島で自然に触れる皆様の意識啓発に取り組んでいきたいと考えております。

【大量に持ち出された種の規制対象追加について】

固有種等であっても、島内で多数生息しており、規制対象としての基準を満たさない生き物も存在します。しかしながら、大量に持ち出されることで、その生き物の生息域で極端に生息数が減少し、生物多様性及び生態系に影響を及ぼす可能性があることから今回の発信にいたしました。

規制対象となる種の追加等は、関係者や専門家の意見を踏まえ、丁寧に検討してまいります。

3 奄美大島で確認されている対策が必要な外来種

各欄の説明

■ 奄美大島における外来植物対策の優先度リスト

現在、奄美大島で侵入・生育が確認されている特定外来生物を含む侵略的外来植物種を対象に、奄美大島で優先的に対策すべき外来植物の優先度を議論するため開催された環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村、NGO・NPOによる検討会の意見を元に作成され、2024年2月に公開されたリスト。各種の侵入状況、被害の大きさ等を勘案し、優先度が比較的高いと考えられる26種を選定した上で、以下のA～Dの4つのカテゴリーに分けている。

- A：積極的に防除作業を行い、島内からの排除を目指す種類。特定外来生物に指定されている種、侵略的な影響が危惧されている種のうち分布が限定されている種など、島からの根絶を目指す種類。
- B：場所を限定して局所的な防除を進める種類。島内の各地に生育が確認されており、遺産地域、国立公園等の重要エリアへの侵入が認められ、防除地域を選定して早急に対策が必要な種類。
- C：普及啓発等を通じて新たな拡散を防止する種類。低地部等に広域に侵入していることを踏まえ、外来種の問題を理解してもらう環境学習や普及啓発の一環として、防除地域を選定して対策を行なう種類。
- D：情報収集に努める種類。奄美大島における生育情報等が不足しているため、情報収集を行いつつ、必要に応じて防除等の対策を検討すべき種類。

〔出典：外来植物対策の優先度リスト（2024年2月16日公表 環境省沖縄奄美自然環境事務所ウェブサイト）〕

★奄美大島における外来植物対策の優先度リストの詳細は[こちら](#)



■ 外来生物法による指定区分

特定外来生物：生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある外来生物が指定される。

未判定外来生物：生態系等に被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物が指定される。奄美大島には該当する種は分布していない。

〔出典：特定外来生物等一覧（最終更新：令和6年7月1日） 環境省ウェブサイト〕

■ 生態系被害防止外来種リスト

外来種の日本国内における侵略性を評価し、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、またはそのおそれがあるものを、生態的特性及び日本へ導入される社会的状況も踏まえて、環境省と農林水産省が選定した外来種のリスト。

総合対策外来種：国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な種。下記の3区分がある。

緊急対策外来種：対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種。

重点対策外来種：甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種。

その他の総合対策外来種：緊急対策外来種、重点対策外来種以外の総合対策外来種。

〔出典：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（2015.3.26.版） 環境省 日本の外来種 ウェブサイト〕

■ 鹿児島県指定外来動植物

県内に分布している在来生物を捕食したり、競合、駆逐するなど、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来動植物を、地域を定めて指定される。

「指定外来動植物」の取扱いを規制する地域では、適切な施設で飼養等が義務付けられるほか、野外への放出等（放出・植栽・播種）が禁止される。

〔出典：指定外来動植物について 鹿児島県ウェブサイト〕

■ 鹿児島県外来種リスト

鹿児島県の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらす、あるいはもたらすおそれのある外来種の問題について実態を把握し、今後の外来種対策における基礎資料とするため、鹿児島県が作成した外来種のリスト。

防除対象種：本県に影響を及ぼす外来種のうち、県内に定着しており、防除対策及び普及啓発が必要な種。下記の3区分がある。

緊急防除種：本県に大きな影響を及ぼしており、緊急に防除対策が必要な種。

重要防除種：本県に大きな影響を及ぼしており、防除対策について検討が必要な種。

一般防除種：本県に影響を及ぼしており、防除対策について検討が必要な種。

〔出典：鹿児島県外来種リスト（2025（令和7）年3月改正 鹿児島県ウェブサイト）〕

分 類	和 名	外来生物法 特定 外来生物	生態系被害防止外来種リスト(環境省・農水省) 総合対策外来種			鹿児島県 指定外来 動植物	鹿児島県外来種リスト 防除対策種			分布情報 の出典
			緊急対策 外来種	重点対策 外来種	その他		緊急 防除種	重要 防除種	一般 防除種	
哺乳類	クマネズミ		○						○	1, 2, 3
	ジャコウネズミ								○	2
	ドブネズミ			○					○	1, 2
	ニホンイノシシ(ブタ・イノブタを含む)			○※1		○※1		○		1, 3
	ノヌ(イヌの野生化したもの)			○				○		1, 2
	ノネコ(イエネコの野生化したもの)		○				○			1, 2, 3
	ノヤギ(ヤギの野生化したもの)		○				○			2, 3
鳥 類	ハツカネズミ			○					○	1, 2, 3
	キジ(コウライキジを含む)				○			○		1, 2, 3
爬虫類	シマキンバラ							○		2
	アカミミガメ(ミシシippiaアカミミガメ)	○	○				○			1, 2, 3, 4
	クサガメ					○			○	2, 3
	タシロヤモリ								○	2
	ニホンスッポン			○		○		○		1, 2, 3
両生類	ホオゴロヤモリ						○			2, 3
	ウシガエル	○		○				○		1, 2, 3, 4
魚 類	カダヤシ	○		○				○		2, 4
	ギンブナ							○		2
	グリーンソードテール					○			○	2
	コイ					○				2
	ジリテラピア				○	○		○		2
	ドジョウ(大陸由来)					○				2
	ナイルティラピア(チカダイ)				○	○				1
昆虫類	アリモドキゾウムシ						○			2, 3
	アルファルファタコゾウムシ								○	2
	イエシロアリ							○		2, 3
	イエヒメアリ							○		2
	イモゾウムシ						○			2, 3
	クワカミキリ								○	2
	ゴマダラカミキリ							○		2
	サツマイモノメイガ								○	2
	シロスジオサゾウムシ								○	2
	シロテンハナムグリ台湾亜種(サカイシロテンハナムグリ)				○				○	1, 2, 3
	ソテツシロカイガラムシ							○		2
	タイワンゴマダラカミキリ							○		2
	チャバネゴキブリ							○		2, 3
	ツヤオオズアリ					○※2				2
	デイゴヒメコバチ							○		2
	トコジラミ							○		2
	バショウコクゾウムシ							○		2
その他 動物	ホシベニカミキリ								○	2
	マツノマダラカミキリ							○		2
	アシヒダナメクジ							○		2
	アズキガイ								○	2
	アフリカマイマイ			○			○			1, 2, 3
	アメリカザリガニ(アメリカザリガニ科の全種)※3	○	○					○		1, 2, 4
	インドヒラマキガイ							○		2
	カサネカンザシ				○					1, 2, 3
	コウラナメクジ(キイロナメクジ)							○		2
	サカマキガイ								○	2
	シナハマグリ				○					2
	シマメノウフネガイ				○					2
	スクミリンゴガイ			○			○			1, 2
	ソメワケダワラガイ							○		2
	タイワンシジミ種群				○	○		○		2
	タデジマフジツボ				○					1, 2
	チャコウラナメクジ								○	2
	トクサオカチョウジガイ								○	2
	ニューギニアヤリガタリウズムシ	○	○				○			1, 2, 4
	ハイロゴケグモ	○	○				○			2, 4
	マツノザイセンチュウ				○					1
	ミドリイガイ				○					2
	ムラサキイガイ				○					1, 2
	ヤンバルトサカヤスデ				○				○	1, 2, 3
合 計	64種類	6種類	7種類	9種類	13種類	10種類	10種類	25種類	18種類	

(注) 分類群ごとに和名の五十音順で表示した。

(注) 奄美大島で確認されている外来種のうち、特に対策が必要とされている種として、外来生物法による「特定外来生物」、生態系被害防止外来種リストの「総合対策外来種」、鹿児島県外来動植物条例の「指定外来動植物」、鹿児島県外来種リストの「防除対策種」のいずれかに該当する種を掲載した。

※1：生態系被害防止外来種リストでは、在来のリュウキュウイノシシとの交雑が生じている可能性から「徳之島などのニホンイノシシ」が総合対策外来種の重点対策種とされており、「問題となっている地域」には「奄美大島、徳之島、沖永良部島、沖縄島など」と記載されている。鹿児島県指定外来動植物の一覧では「イノシシ(リュウキュウイノシシを除く)」で指定。

※2：指宿市と奄美大島に侵入しているが、鹿児島県指定外来動植物種の指定にあたっては、取り扱いを規制する地域として「県内の区域のうち、奄美大島及び大島郡を除く区域」としている。

※3：特定外来生物は「アメリカザリガニ科全種」で指定。緊急対策外来種は「アメリカザリガニ」で掲載されている。

分布情報の出典

1：生態系被害防止外来種リスト掲載種の付加情報 動物(2015.3.26.版 環境省 日本の外来種 ウェブサイト)

2：鹿児島県外来種リスト(2025年3月改正 鹿児島県ウェブサイト)

3：侵入生物データベース(独立行政法人 国立環境研究所 ウェブサイト)

4：環境省 令和7年度「特定外来生物の市町村別侵入状況の把握のためのアンケート」調査の結果について

(注) 分布情報が「日本全国/南西諸島/琉球列島のほぼ全域/県内全域/離島を含む県内各地/奄美群島/奄美諸島」等も奄美大島に分布とみなした。

分類	和名	奄美大島における外来植物対策の優先度リスト	外来生物法	生態系被害防止外来種リスト				鹿児島県指定外来動植物	鹿児島県外来種リスト			分布情報の出典
			特定外来生物	総合対策外来種			防除対策種					
				緊急対策外来種	重点対策外来種	その他	緊急防除種		重要防除種	一般防除種		
植 物	アカギ	B		○				○			1, 2, 3, 4	
	アカザカズラ	A									2, 4	
	アキノエノコログサ								○		2, 3	
	アブラギリ									○	2, 3	
	アメリカセンダングサ					○					1, 2	
	アメリカツノクサネム								○		3	
	アメリカハマグルマ	C		○			○				1, 2, 3, 4	
	アメリカネナシカズラ	B				○	○			○	1, 2, 3, 4	
	アレチハナガサ					○					1, 2, 3	
	イタチハギ				○						1, 2, 3	
	イチビ									○	2, 3	
	インパチェンス類 (アフリカホウセンカ又はニューギニアホウセンカ)				○						2	
	ウマゴヤシ									○		2, 3
	オウゴンカズラ(ポトス)	B						○				2, 3, 4
	オオキンケイギク	A	○	○							○	1, 2, 3, 4, 5
	オオクサキビ						○					1, 2, 3
	オオフサモ	A	○	○						○		1, 2, 3, 4, 5
	オオブタクサ(クワモドキ)					○					○	1, 2, 3
	オランダガラシ(クレソン)					○						1, 2, 3
	外来性タンポポ種群					○						1, 2, 3
	カッコウアザミ						○					1, 2, 3
	カミヤツデ(ツウソウ、ツウダツボク)						○					1, 2, 3
	カラクサナズナ(カラクサガラシ)										○	2, 3
	キシウスズメノヒエ						○					1, 2, 3
	ギンゴウカン(ギンネム)	C			○						○	1, 2, 3, 4
	クスマツメクサ									○		2, 3
	クルマバヒメクグ										○	2
	ケナシヒメムカシヨモギ(ケナシムカシヨモギ)						○					1, 2, 3
	コケセンボンギクモドキ	A										2, 3, 4
	コゴメミズ	B			○							1, 2, 3, 4
	コダチチョウセンアサガオ							○			○	2, 3
	フウセンカズラ(コフウセンカズラを含む)						○					1, 2, 3
	コマツヨイグサ					○						1, 2, 3
	コメツブウマゴヤシ									○		2, 3
	コンテリクラマゴケ						○					1, 2, 3
	シチヘンゲ(ランタナ)	C			○							1, 2, 3, 4
	シナダレスズメガヤ					○					○	1, 2, 3
	シマスズメノヒエ(ダリスグラス)						○					1, 2, 3
	シュロガヤツリ					○						1, 2, 3
	シンテツポウユリ(タカサゴユリ)	C					○				○	2, 4
	セイタカアワダチソウ(セイタカアキノキリンソウ)	C				○					○	1, 2, 3, 4
	セイバンモロコシ(ジョンソングラス)						○					1, 2, 3
	セイヨウミズユキノシタ	B										2, 3, 4
	セイロンベンケイ					○						1, 2, 3
	センダンキササゲ	A									○	2, 3, 4
	ソウシジュ(タイワンアカシア)					○						1, 2, 3
	タチアワユキセンダングサ(オオバナセンダングサ、オオバナノセンダングサ)						○				○	1, 2, 3
	タチスズメノヒエ(ベイジークラス)						○					1, 2, 3
	チョウセンアサガオ属(チョウセンアサガオ)						○				○	1, 2, 3
	ツルアズキ									○		2
	ツルヒヨドリ(コバナツルギク)	A	○	○						○		2, 3, 4, 5

分類	和名	奄美大島における外来植物対策の優先度リスト	外来生物法	生態系被害防止外来種リスト			鹿児島県指定外来動植物	鹿児島県外来種リスト			分布情報の出典	
			特定外来生物	緊急対策外来種	重点対策外来種	その他		防除対策種				
								緊急防除種	重要防除種	一般防除種		
植 物	ツルムラサキ					○					1, 2, 3	
	デリス (ドクフジ)	D									2, 3, 4	
	トウゴマ									○	2, 3	
	トクサバモクマオウ (トキワギョリュウ)	B			○						1, 2, 3, 4, 5	
	ドクムギ属 (ドクムギ)									○	1, 2, 3	
	ナガエツルノゲイトウ	A	○	○					○		1, 2, 3, 4, 5	
	ナンバンアカバナアズキ (ナンバンアカアズキ)								○		2	
	ネコアサガオ				○						2, 3	
	ハイクサネム	D									2, 3, 4	
	ハナシュクシャ					○					1, 2, 3	
	ハリビユ									○	2, 3	
	ハルジオン									○	2, 3	
	ヒマワリヒヨドリ					○				○	2	
	ヒメクマツヅラ (ハマクマツヅラ)					○					1, 2, 3	
	ヒメジョオン					○				○	2, 3	
	ヒメスイバ					○					1, 2, 3	
	ブタクサ										○	2, 3
	フトモモ					○						1, 2, 3
	フヨウ					○						1, 2, 3
	ベゴニア (シキザキベゴニア)	C										2, 3, 4
	ベニツツバナ										○	2, 3
	ホソバヤハズエンドウ									○		2, 3
	ボタンウキクサ	A	○	○						○		1, 2, 3, 4, 5
	ホテイアオイ	C			○			○	○			1, 2, 3, 4
	ミズヒマワリ	A	○	○					○			2, 4, 5
	ムラサキカッコウアザミ (オオカッコウアザミ)	C					○	○				2, 3, 4
	メリケンガヤツリ				○							1, 2, 3
	メリケントキンソウ	C						○			○	4
	モミジバヒルガオ (モミジバアサガオ)				○							1, 2, 3
	ヤナギハナガサ						○					1, 2, 3
	ヤナギバヒメジョオン										○	2, 3
	ヤナギバルイラソウ						○					2, 3
	ヨシススキ					○				○		1, 2, 3
	84種類	26種類	6種類	8種類	20種類	27種類	7種類	3種類	13種類	25種類		

(注) 和名の五十音順で表示した。

(注) 奄美大島で確認されている外来種のうち、特に対策が必要とされている種として、奄美大島における外来植物対策の優先度リスト掲載種、外来生物法による「特定外来生物」、生態系被害防止外来種リストの「総合対策外来種」、鹿児島県外来動植物条例の「指定外来動植物」、鹿児島県外来種リストの「防除対策種」のいずれかに該当する種を掲載した。

分布情報の出典

- 1: 生態系被害防止外来種リスト掲載種の付加情報 植物 (2015.3.26.版 環境省 日本の外来種 ウェブサイト)
- 2: 鹿児島県外来種リスト (2025 (令和7) 年3月改正 鹿児島県ウェブサイト)
- 3: 鹿児島大学総合研究博物館. 2022. 鹿児島県の維管束分属図集—奄美群島版.
- 4: 奄美大島における外来植物対策の優先度リスト (2024年2月16日公表 環境省沖縄奄美自然環境事務所ウェブサイト)
- 5: 環境省 令和7年度「特定外来生物の市町村別侵入状況の把握のためのアンケート」調査の結果について

(注) 出典1及び2の分布情報が「琉球／県内全域／離島を含む県内各地／奄美群島／奄美諸島」等の場合、出典3～4で奄美大島に分布するものを掲載した。

4 奄美大島の重要湿地－環境省「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」より－

湿地名	市町村名	湿地タイプ	生物群	生息・生育域	選定理由	選定基準 ¹⁾
笠利湾	奄美市 龍郷町	浅干潟、 海域	底生動物	笠利湾	潮間帯にシャミセンガイ類が生息する。ドロアワモチ、タテジマユムシ、ヒメギボシムシなど貴重種の多様性がきわめて高い。	2, 3
奄美大島の川内川および内海 (注)	奄美市 大和村	マングロープ湿地、 河川、干潟、汽水域	マングロープ	奄美大島の川内川・内海	内海は塩湖に成立するマングロープ樹種の地理的に数少ない重要な分布地である。	1
			淡水魚類	奄美大島の川内川・内海	キバラヨシノボリ、放流個体を除けば奄美大島のみに生息するリュウキュウアユの生息地。河口にはマングロープ湿地が広がり、貴重なハゼ科魚類の生息地。	2
			爬虫両生類	奄美大島の川内川・内海	アマミハナサキガエル、アマミシカワガエルなどの生息地。	2
			昆虫類	奄美大島の川内川・内海	エグリタマミズムシなどの固有の水生昆虫が生息する。	2
			淡水貝類	奄美大島の川内川・内海	アマミカワニナ、スグカワニナ、ムチカワニナなど汽水性の大型カワニナ類の生息地。	2
住用湾流入河川および河口 (注)	奄美市	マングロープ湿地、 河川	マングロープ	城内海	世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングロープ樹種が生育する(メヒルギ、オヒルギ)。マングロープ林が形成される貴重な湿地のうち、とくに地理的に重要である。群落サイズも個体群を維持する上で十分な面積がある。	1
			マングロープ	住用川	世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングロープ樹種が生育する(メヒルギ)。マングロープ湿地が湿地生態系の機能を有し、多様な動植物の生息・生育地となっている。群落サイズも個体群を維持する上で十分な面積がある。	1
			マングロープ	役勝川	世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングロープ樹種が生育する(メヒルギ、オヒルギ、サキシマスオウノキ、シマシラキ)。マングロープ湿地が湿地生態系の機能を有し、多様な動植物の生息・生育地となっている。群落サイズも個体群を維持する上で十分な面積がある。	1, 3
			淡水魚類	住用川	キバラヨシノボリ、リュウキュウアユの生息地。	2
			甲殻類	住用村 ²⁾ のマングロープ湿地および流入河川	住用川の住用川と役勝川の河口には、マングロープが大規模に発達している。両流入河川には、サワガニ類が生息する。	1, 2
			底生動物	住用川河口	広大なマングロープ湿地を擁し、林内には希少な巻貝類が生息する。	2
奄美大島南部の 渓流域(注)	奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町	その他 河川、 湿地	爬虫両生類	奄美大島南部の渓流域	オットンガエル、アマミシカワガエル、ガラスヒバアなどの生息地。	2, 3
			昆虫類	奄美大島南部の渓流域	エグリタマミズムシ、アマミダルマガムシ、アマミチビミズムシなどの固有の昆虫類が多い。	2
奄美大島大和村の 湿地	大和村	その他 湿地	昆虫類	奄美大島大和村の湿地	ハネナガチョウトンボの生息地。	2
加計呂麻島の海岸 湿地群	瀬戸内町	干潟	底生動物	加計呂麻島の海岸湿地群	オカミミガイ類などの生息地。	2
勝浦川下流域の農業 用水系	瀬戸内町	水路	淡水貝類	勝浦川下流域の農業用水系	アマミカワニナ、カノコガイ類の生息地。	2

[出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(環境省ウェブサイト)」をもとに作成]

1) 重要湿地選定基準

基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングロープ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合

基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合

基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)

基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合

基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

2) 市町村合併により、現在は奄美市住用町となっている(指定当時のままの記載とした)。

(注)：ラムサール条約登録潜在候補地[出典：ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について(環境省ウェブサイト)]

5 奄美大島の干潟－鹿児島県レッドデータブック2016「鹿児島県の重要な干潟」より－

区 分	名 称	場 所	注 目 点
規模の大きな重要な河口干潟・汽水干潟	川内川河口・内海干潟	奄美市住用町	チドリ類、シギ類はいないがサギ類、ミサゴを確認。 絶滅危惧種を含む汽水性ハゼ亜目魚類が生息し、多様性の高い魚類相。 リュウキュウアユ仔稚魚（海洋生活期）の成育環境。 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類オキナワヒライソガニの数少ない産地。 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。
	住用川・役勝川河口のマングローブ干潟	奄美市住用町	メヒルギとオヒルギを主体とする広大なマングローブ林。 絶滅危惧種を含む汽水性ハゼ亜目魚類が豊富で極めて多様性が高い魚類相。 リュウキュウアユ仔稚魚（海洋生活期）の成育環境。 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が非常に多い。 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類ヤエヤマヒルギシジミの生息北限地。 ミナミコメツキガニの県内最大の生息地。
規模は小さいが重要な中小河川の河口干潟や小規模前浜干潟	手花部の干潟	奄美市笠利町	小規模なマングローブ林が存在。 ミサゴ、エリグロアジサシ、コアジサシなどの記録あり。 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類ミナミアシシロハゼの生息地。 絶滅危惧種を含む淡水性汽水性貝類が多い。 ミドリシャミセンガイを多産。 シオマネキ類が豊富。
	戸口干潟	龍郷町	チドリ類、シギ類の中継地。 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。
	大川河口域干潟	奄美市名瀬小湊	サギ類、カモ類、ハジロクロハラアジサシなどの中継地。 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。
	嘉徳川河口干潟	瀬戸内町	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。 日本固有種で鹿児島県準絶滅危惧のカワスナガニの生息地。
総合的な保全が求められる干潟群・前浜干潟	笠利湾の干潟群	奄美市笠利町（赤木名、手花部、喜瀬） 龍郷町（赤尾木、龍郷、屋入）	鳥類の渡りの中継地（笠利町大瀬海岸）。 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類のミナミアシシロハゼや情報不足のミミズハゼ類の生息地。 ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。 ミドリシャミセンガイの健在産地、潮間帯でシャミセンガイ類が観察できる場所として世界的に見ても貴重。 ミナミアナジャコ、ハサミカクレガニの北限地。 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類のハサミカクレガニの唯一の確認地。 湾口に近い干潟には、ウミジグサ、ウミヒルモから成る海藻帯が発達。
	大浜海浜公園～知名瀬干潟	奄美市名瀬	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。
	思勝湾・湯湾釜・大和川河口	大和村	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類のカバクチカノコガイ、絶滅危惧Ⅱ類のスグカワニナが記録されている。
	焼内湾沿岸の干潟	宇検村	リュウキュウアユ仔稚魚（海洋生活期）の成育環境。 鹿児島県準絶滅危惧のヒゲワラスボ、情報不足のヒトミハゼなど多くの汽水性ハゼ亜目魚類の生息地。 イリオモテマメコブシガニなど多くのカニ類の生息地。 アマミカワニナ（鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類）などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多い。
	大島海峡沿岸の小規模干潟群	瀬戸内町	ウミナナ類などの絶滅危惧種を含む淡水性汽水性希少貝類が多く、アマミマメコブシガニなどカニの貴重種が豊富（小名瀬の干潟）。 汽水性のハゼ亜目魚類が多く、シオマネキ類が豊富（舌之浦の干潟）。

〔出典：「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック2016－（鹿児島県 環境林務部 自然保護課）」をもとに作成〕

6 文化財の指定状況

国指定

名称	所在地	指定年月日	種 別	所有者・管理者
アマミノクロウサギ	奄美大島(徳之島)	1963. 7. 4	特別天然記念物	鹿児島県
ルリカケス	奄美大島・加計路麻島・請島	1921. 3. 3	天然記念物	鹿児島県
神屋・湯湾岳	奄美市住用町・宇検村	1968.11. 8	天然記念物	農林水産省
アカヒゲ	奄美大島(徳之島)	1970. 1.23	天然記念物	所在市町村
オカヤドカリ	南西諸島	1970.11.12	天然記念物	所在市町村
オオトラツグミ	奄美大島	1971. 5.19	天然記念物	所在市町村
カラスバト	鹿児島県	1971. 5.19	天然記念物	所在市町村
オーストンオオアカゲラ	奄美大島	1971. 5.19	天然記念物	所在市町村
トゲネズミ	奄美大島(徳之島)	1972. 5.15	天然記念物	所在市町村
ケナガネズミ	奄美大島(徳之島)	1972. 5.15	天然記念物	所在市町村
諸鈍芝居	瀬戸内町諸鈍	1976. 5. 4	重要無形民俗文化財	諸鈍芝居保存会
秋名のアラセツ行事	龍郷町秋名	1985. 1.12	重要無形民俗文化財	秋名ヒラセマンカイ保存会
宇宿貝塚	奄美市笠利町宇宿	1986.10. 7	史跡	奄美市
泉家住宅	奄美市笠利町宇宿	1994. 7.12	建造物	泉 一郎
大和浜の オキナウラジロガシ林	大和村大字大和浜	2008. 3.28	天然記念物	大和浜集落
赤木名城跡	奄美市笠利町里	2009. 2.12	史跡	民有地・奄美市教育委員会
小湊フワガネク遺跡	奄美市小湊	2010. 8. 5	史跡	民有地・奄美市教育委員会
小湊フワガネク遺跡出土品	奄美市	2016. 8.17	考古資料	奄美市教育委員会
奄美大島要塞跡	瀬戸内町	2023. 3.20	史跡	瀬戸内町
薩南諸島の黒糖製造技術	鹿児島県	2024. 3.21	重要無形民俗文化財	特定せず

所在地欄：() は奄美市、大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が含まれない地域

〔出典：令和6年度 奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課）〕

県指定

名称	所在地	指定年月日	種 別	所有者・管理者
南州流謫跡	龍郷町龍郷	1955. 1.14	史跡	龍 まさ子
秋名のショチョガマ及び ヒラセマンカイ	龍郷町秋名	1982. 5. 7	無形民俗文化財	秋名ヒラセマンカイ保存会
油井の豊年踊り	瀬戸内町油井	1983. 4.13	無形民俗文化財	油井豊年踊り保存会
城間トフル墓群	奄美市笠利町万屋	1993. 3.24	史跡	民有地・奄美市教育委員会
奄美大島のノ口関係資料	奄美市笠利町・名瀬、 宇検村、瀬戸内町	2003. 4.22	有形民俗文化財	所在市町村
(追加指定)	大和村	2006. 4.21	有形民俗文化財	所在市町村
(追加指定)	宇検村	2012. 4.20	有形民俗文化財	所在市町村
イバイモリ	奄美大島(徳之島)	2003. 4.22	天然記念物	所在市町村
イシカワガエル	奄美大島	2003. 4.22	天然記念物	所在市町村
大和浜の群倉	大和村	2004. 4.20	建造物	大和村教育委員会
オットンガエル	奄美大島・加計呂麻島	2005. 4.19	天然記念物	所在市町村
節田マンカイ	奄美市笠利町節田	2008. 4.22	無形民俗文化財	節田マンカイ保存会
請島のウケユリ自生地	瀬戸内町	2008. 4.22	天然記念物	瀬戸内町教育委員会
佐仁の八月踊り	奄美市	2011. 4.19	無形民俗文化財	佐仁八月踊り保存会
アマミハナサキガエル	奄美大島(徳之島)	2011. 4.19	天然記念物	所在市町村
加計呂麻島のアシャゲ	瀬戸内町	2020. 4.28	有形文化財	阿多地集落・須子茂集落・三浦集落

所在地欄：() は奄美市、大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が含まれない地域

〔出典：令和6年度 奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課）〕

市町村指定

種類	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町
有形文化財	13	0	4	28	7
無形文化財	0	0	0	0	1
民俗文化財	6	8	3	5	0
記念物	21	0	2	6	2
合 計	40	8	9	39	10

〔出典：令和6年度 奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁）〕

7 奄美の民謡(島唄)に現れる自然

自然物	名 称	備 考	島唄名
海生生物	羽黒魚(シイラ)	「烏賊め生餌見ち 油断すんな羽黒魚」	一切朝花
	烏賊(イカ)	(恋人を他人に取られるな)	うらとみ(八月踊り唄)
	くぶしゅ(小魚)	「生間の泊まり(港)に くぶしゅめ(季節によって来る小魚：遊女に例えた)が寄ってくる」	すばやど節
	蛸、海鼠	「エー蛸(タコ)は骨なし、海鼠(ナマコ)は身なし 会津殿様アコリヤ 城がなし」	(踊り唄)天草
	亀	「朝潮満上りや 亀ぬ 亀ぬ潮時(亀の出てくる潮時)」「夜中さきなりば 二才衆た女童潮時」	(踊り唄)やんばる 朝潮満上り
	亀ぬ魚	「亀の魚」というのは今の感覚では不自然だが、「魚」は海にいる動物を広くいっていた。	朝顔節
	ふと(海獣の一種)	「喜界米ぬ飯や熟み美らさ芳しや うれが御添物や ふとぬ真肉」(おかずは ふとの真肉だ)	喜界や湾泊り
淡水生物	蛙	「捕ったら蛙ぐあ七ち 食ちゆて根引き」(蛙を七匹、それを食って婚礼だ)	子守唄
	蟹(がん)、さい(沼エビ)、さい手長・たなが	「蟹取りやぬ妻んきやぬ嬉しゃろどう」「沼蝦取りやぬ妻んきやぬ嬉しゃろどう」(金かぶ節) 「大和浜の降り口辺に餅米のご飯があるということだ。それのおかずには、茸、木耳、さい(沼エビ)、たなが(手長エビ)だ。」(雨なぐれ)	雨なぐれ、コウキ節、らんかん橋節、あんちゃん節、金かぶ節
昆虫など	綾蝶、蜘蛛	「徳之島に向かって飛んでるきれいな蝶よ 一時待って蝶よ 愛しい人に伝言頼もう」 「夕べは不思議なことに、蜘蛛が舞下がった。今日も不思議なことに あなたにお会いして」	徳之島節
	蟻、蚊(がじゃん)	蟻：唄の前の唱言に出てくる「蟻も知らん虫も知らん」 蚊：「蚊ぬ沢山処や 前野蚊」	太鼓遊び、全島口説
	蛍	「蛍集めてど 勝り者成るたる ランプ屋なちゆて 油断しるな」	いしん頂節
鳥	烏・鴉	奄美にも鴉の鳴くのは人の死を予兆するという伝えがある	全島口説
	白鷺・白鳥	「船ぬ外艦に 白鷺ぬ居ちゅり 白鷺やあらぬ 姉妹神加那志(うなりかみなし)」	ヨイスラ節、夕風節
	千鳥、浜千鳥	(姉妹が神(白鷺・白鳥)となり船旅を守ってくれるという信仰があった) 「千鳥浜千鳥 何故汝や鳴きゅり 母面影ぬ」	
	鳩、唐鳩、あい鳩	「山ぬ鳥鳩や 羽すぶていちゅり 親居らぬ吾ぬや 肩ぬヨすぶでい」 「山ぬ木ぬ枝ぬ あい鳩やから鳩 口ぬきよしゃしゅで 何がよ話ちゅり」	永良部の子守唄2 子守唄
	鶴	「若松ぬ下に 亀ぬ魚が遊び 鶴や羽垂れて 舞い美(ぎょ)らさ」 (若松の下に 亀の魚が遊び、鶴は羽を垂れて舞うのが美しい)	朝顔節
	鶯	(山の鶯は春になれば鳴く 私たちも時節がくればお会いしましょう 島の友人たちよ)	俊良主節
	赤ひげ	「赤ひげ居った 居った 赤ひげ一匹つけば 玄米ぬ三升やうきむんじゃ」 (赤ひげがいたぞ 赤ひげ一匹捕れば、玄米の三升、儲けものだ)	赤ひげ鳥
	山鴉・山鳥	磯端の松の木の辺に山鳥が子を生んでいるが親鳥は飛ばうとし、子鳥は餌を食べようと鳴いている	請くま売女節
家畜等	牛	いびじの(海老角、海老のように鋭い角を持った牛)、とれうし(喧嘩牛、闘牛用の牛)が出てくる	全島口説(徳之島)
	山羊	「行けば行き離れ 戻ればぬ山羊や 千里駆け戻て 元ぬ山羊」(意味不詳)	(踊り唄)やんばる

自然物	名 称	備 考	島唄名
植物など	あだん葉	「山原ぬ習い あだん葉ぬ筵 敷かば寄りみしよれ 首里ぬ主前」	(踊り唄) やんばる
	あさごろ、ゆずる	「山ぬ木ぬ軽さ あさぐるとうゆぐる」(あさごろ、ゆずる 木の種類?)	糸満あかぶさ(夏目踊り)
	いしょがね	「いしょがね浜」実のなる植物の一種	しきしま口説
	芋	芋ぬ葉	ヨーカナ節
	うらじろ、ユズリ葉	元旦の朝、床の間に向かって見ると 裏白とユズリ葉で祝ってあって美しい	長朝花
	百合ぬ花	見たい愛しい親兄弟たちよ それよりも見たいものは2, 3月に咲く百合の花	俊良主節
	金かぶ	「道ぬ端ぬ金かぶぐわ来年もなれよ金かぶぐわ」(蜜柑の一種とも蕪類の一種とも言われる)	金かぶ節
	くさん竹	「くさん竹ぬ節や 間隔近きややすいが 其れいよりも近きやさや汝ん縁と吾ん縁」	徳ぬさみ岳
	くば・くばぬ葉	くばの葉(枇榔の葉)であるが、もちなし(その形状のことか)のきれいなこと。玉の団扇	くばぬ葉節
	笹草	「海ぬ笹草や 浦々に寄よい 此処愛しゃあていど 此処に寄よい付ちやる」	海ぬ笹草
	地豆、生姜、竹藪、たーむじ、蘇鉄、芭蕉葉	たーむじ(芋の葉に似た葉を持つ食用植物)	全島口説(徳之島)
	椎	椎は成るな。阿室のちょうまち(女性名)のように骨を散らすよ(くるだんど節) ※椎はどんぐりが成り、かつて重要な食料とされた	くるだんど
			昔くるだんど節
	蘇鉄	「西ノ口から白帆を巻き巻きやってくる。もう食べ物も大丈夫。蘇鉄の実から採ったでん粉の粥などもう捨ててしまいなさい。」(蘇鉄粥:かつての飢饉食)	豊年節
	ちば葉	「ちば葉ぬ芭蕉葉ぬ 其処なんあるが」 ちば葉(つばさ、植物名)	ちょうきく節
	とびらぎ	「山ぬ木ぬ臭さ とっびいら木ぬ臭さ」 植物名 臭気が強い	糸満あかぶさ(夏目踊り)
	芭蕉・芭蕉葉	「こころ持てばかな 芭蕉ぬ葉ぬ広さ 松の葉の狭さ こころ持てなヨかな」	うらとみ(八月踊り唄)
	ゆだくらばな	「めーとく(人名) 田袋ぬめんちゃ加那 山躑躅花(ゆだくらばな)にちん惚れて……」	子守唄
	榕樹	「湯湾の榕樹(ガジュマル)のところに、鞍を掛けた立派な馬が立っている それに乗ろう……」	あんちゃんな節
	辣蕒(らっきょ)	(三京の山には、らっきょを作るものでないよ。ちょうきく(女性名)まんきく(男性名)のように、骨を散らして(死んで)しまふよ)」	ちょうきく節
	木耳・なば	大和浜の降り口辺に餅米のご飯があるということだ。それのおかずには、茸、木耳、さい(沼エビ)、たなが(手長エビ)だ。	コウキ節、雨なぐれあんちゃんな節

〔出典:「奄美民謡総覧(※)」をもとに作成〕

※奄美民謡総覧

出版社: 南方新社

監 修: 指宿 良彦

編 者: セントラル楽器奄美民謡企画部、指宿 正樹、指宿 邦彦、小川 学夫

8 奄美の歴史年表

日本の時代区分	奄美の時代区分*	西暦	できごと等
旧石器時代	旧石器時代	2万5千年前頃	生活址などが発見されている（奄美市・喜子川遺跡）
縄文時代	縄文時代	1万年前頃	現在のような琉球列島の島の状態になる②
弥生時代	弥生時代並行期		島嶼地域としては世界的にも稀に、狩猟採集生活が数千年間続いたと考えられる⑥
古墳時代	古墳時代並行期		
奈良時代	古代並行期		
平安時代	中世		
鎌倉時代			
室町時代	琉球国統治時代	1440年前後	奄美大島が琉球王朝に支配される④
安土桃山時代		1605	野國総管、琉球に甘蔗をもたらす③
江戸時代	薩摩藩統治時代	1609	奄美群島、薩摩藩の直轄地となる②
		1719	幕府新田開発を奨励③
		1875	このころから石油使用始まる①
明治時代	明治時代	1910	植林奨励規則制定され、翌年から補助金交付
		1911	大島電気株式会社開業⑤大島電気株式会社営業開始①
		1919	住用水力発電所完成（奄美で最初の水力発電所）④
大正時代	大正時代	1921	ルリカケス、アマミノクロウサギが天然記念物に指定される①
		1922	県令でハブ駆除費補助規定を定める③
昭和時代	昭和時代	1941～1945	太平洋戦争
	米軍占領統治時代	1946	連合軍最高司令部の覚書により、本土と分離された⑤
	昭和時代	1953	奄美群島は日本に返還され、再び鹿児島県大島支庁が設置された⑤
			終戦後の食糧難で山腹まで開墾され甘蔗の切替畑栽培がおこなわれる④
			当分の間、奄美群島から奄美群島以外への、ミカンコミバエ、アリモドキゾウムシ、アフリカマイマイの移動が禁止された④
		1954	奄美群島復興特別措置法制定
		1955	岩崎産業大和製材工場操業②
		1957	本格的なLPガス導入開始⑤
		1959	新住用水力発電所完成、運用開始④
		1962	笠利町に富国製糖奄美工場完成
		1963	アマミノクロウサギが国の特別天然記念物に指定される①
		1964	奄美空港と鹿児島、徳之島、喜界島を結ぶ航空路線開設
		1968	宇検村田検に奄美大島最初のチップ工場完成
			名瀬市佐大熊埋立工事完了⑦
			アカヒゲが国の天然記念物に指定される①
		1969	瀬戸内町でアフリカマイマイ航空防除試験①
			佐大熊小浜埋立工事完成⑦
			戸玉集落にチップ工場を誘致し、パルプ・チップの生産を始める④
		1970	名瀬市第三次土地区画整理事業完了⑦
		1971	金作原林道貫通落成式
		1972	奄美大島のスーパー林道開通①
			大島中央林道開通式⑦
		1974	奄美群島国立公園を指定③
			オニヒトデ駆除事業スタート、ミカンコミバエ全郡一斉防除着手①
		1975	名瀬市鳩浜埋立完成
		1977	「イノシシ」加計呂麻に急増被害目立つ①
		1979	大島、喜界、徳之島でミカンコミバエ根絶、生果持ち出し解禁①
			瀬戸内町春日埋め立て完成（6620平方メートル）①
		1981	国道58号の全線舗装完成①
		1984	希少動植物保護のため住用鳥獣保護区と八津野鳥獣保護区を設定④
	1985	瀬戸内町芦瀬地先公有水面埋立事業（6.74ヘクタール）着工①	
	1988	新奄美空港が開港し、ジェット機が就航する④	
平成時代	平成時代	1989	ウリミバエ撲滅宣言が出される④
		1991	宇検村湯湾干拓地の潮遊地埋立完成
		1993	松くい虫芝の山林で確認、大島支庁農林課発表①
		1998	「奄美野鳥の会」ハミヤ島で「オオミズナギドリ」の繁殖確認①
			サンゴの白化現象、瀬戸内町を含む琉球列島全域に広がる①
		1999	ヤンバルトサカヤスデ発生、奄美全域に拡大①
		2000	奄美フォレストポリス全施設開園②
			奄美野生生物保護センター開所式②
大島海峡で「オニヒトデ」異常発生①			
			環境庁、奄美大島のマングース本格駆除開始①

日本の時代区分	奄美の時代区分*	西暦	できごと等
平成時代	平成時代	2001	マングローブパークがオープンする④
		2006	オニヒトデ買い取り、サンゴ保護で奄美初①
		2008	大和ダム供用開始②
		2013	奄美大島自然保護協議会設立
		2014	格安航空会社 (LCC) が奄美路線に就航⑤
		2015	奄美大島の5市町村による「奄美大島生物多様性地域戦略」策定 ミカンコミバエ種群の発生による規制対象品目の島外移動規制始まる⑤ 奄美大島ねこ対策協議会設立
		2016	奄美大島におけるミカンコミバエ種群の緊急防除省令を廃止⑤ 希少野生動植物の盗掘・盗採防止を目的としたパトロール員による巡視開始
		2017	奄美群島国立公園指定⑤
令和時代	令和時代	2018	環境省、県、奄美大島5市町村によるノネコ管理計画策定⑤
		2019	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に推薦⑤ 「金作原における利用ルール」の試行開始⑤ 「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」施行⑤ 大和村集落まるごと体験協議会設立⑤ 県内企業・団体による「世界自然遺産推進共同体」発足⑤ 県指定外来動植物に奄美群島関係の13種を指定⑤ 地元企業・団体による「奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊」発足⑤
			世界自然遺産奄美トレイル大和村エリア、瀬戸内町（本島）エリア開通⑤ 奄美群島国立公園特別地域の指定動物指定（アマミマルバネクワガタなど昆虫類種3種）⑤ 奄美大島の5市町村「奄美大島生物多様性地域戦略（2015-2024）」を改定 「奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画」を策定⑤ 龍郷町が集落観光案内板20基を設置、地域資源を伝える⑤ 世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスのパンデミック宣言 「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」による盗採防止パトロール実施⑤ 環境省沖縄奄美自然環境事務所、鹿児島県、鹿児島大学、国立環境研究所が、「奄美大島及び徳之島の世界自然遺産推薦地における保全管理のための連携と協力に関する協定」を締結 三太郎峠ナイトツアー利用調整のための実証実験⑤
			奄美・沖縄に固有のトカゲモドキ属5種とイボイモリがワシントン条約付属書Ⅲに掲載される⑤ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録決議⑤ 大和村で希少野生生物のロードキル対策ネット設置（奄美大島で初）⑤ 三太郎線の夜間利用ルールの通年運用開始⑤
		2022	「奄美大島世界遺産センター」開所⑤ 龍郷町「奄美群島国立公園ビジターセンター 奄美自然観察の森」リニューアルオープン⑤ 湯湾岳展望台完成、湯湾岳の利用ルール試行開始⑤
			「世界自然遺産5地域会議」が発足⑤ 奄美群島広域事務組合「奄美群島成長戦略ビジョン2033」策定⑤ WHOが新型コロナウイルスの緊急事態終了を宣言。国内では同ウイルス感染症を「5類感染症」に移行 宇検村・上智大学・伊藤忠商事・JALが環境保全と地域振興に関する産学官連携協定締結⑤ 環境省、龍郷町の「アマミノクロウサギ・トラスト3号地」と「奄美大島 真米（まぐむ）の里 秋名・幾里・大勝」を「自然共生サイト」に認定
		2024	奄美大島全市町村でソテツ加害の外来カイガラムシの発生確認⑤ 奄美群島広域事務組合「奄美群島観光しまづくりプラン」策定⑤ 環境省 アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、オオトラツグミの保護増殖事業10ヶ年実施計画（2024～2033年度）策定⑤ 奄美群島振興開発基本方針策定⑤ 大和村と東京農工大学大学院農学研究院「自然環境や生物の調査研究に関する包括連携協定」を締結⑤ 奄美群島振興開発計画（令和5年度～令和10年度）策定⑤ 環境省「奄美大島のマングース根絶」を宣言⑤ 瀬戸内町指定天然記念物「デイゴ並木」日本樹木遺産に認定⑤ 環境省、瀬戸内町の「ネリヤカナヤの海」を「自然共生サイト」に認定⑤
		2025	大和村「アマミノクロウサギミュージアム くるぐる（Quru Guru）」開所

※奄美群島は日本本土とは異なる歴史を歩んだ地域であり、その時代区分については、「奄美市教育委員会、2023. 鹿児島県奄美市 史跡宇宿貝塚保存活用計画書」に掲載の、奄美博物館で採用している時代区分に従った。

- 出典
- ①瀬戸内町誌 歴史編（瀬戸内誌歴史編編集委員会）

②大和村誌（大和村誌編集委員会）

③龍郷町誌 歴史編（龍郷町誌歴史編編集委員会）

④わきゃシマぬあゆみ 第1集（住用村誌編集委員会）

⑤平成26年度～令和6年度奄美群島の概況（鹿児島県大島支庁）

⑥高宮広土.2021.奇跡の島々の先史学 琉球列島先史・原史時代の島嶼文明

⑦名瀬市史（名瀬市史編集委員会）

上記の番号が無いできごとの出典は個別資料による。

9 奄美大島における主な自然ふれあい・環境文化関連施設

施設名	概要	関連ウェブサイト
奄美大島世界遺産センター	世界自然遺産の価値をより多くの人々に理解・共感してもらう総合拠点として、奄美大島の自然環境や保全活動の情報を発信します。 奄美大島の森とそこに棲む生き物を、実際にフィールドを歩いているように体感・観察することができる再現フィールドや、奄美大島の自然を守るための取組やルールを学ぶことができる展示コーナーなどがあります。	奄美大島世界遺産センター https://amami-whcc.jp/
奄美野生生物保護センター	奄美群島の生き物や生態系を保全することを目的に設立された環境省の施設です。希少な野生生物の生息・生育状況の把握や、さまざまな外来種対策の取組をしており、野生生物保護に対する理解や関心を深めるために映像・展示等でわかりやすく解説しています。	奄美野生生物保護センター https://kyushu.env.go.jp/okinawa/awcc/index.html
奄美自然観察の森	長雲山系を活用し、自然とふれあいながら自然の素晴らしさを体験・学習することができます。園内の森の館では身近にある自然を分かりやすく紹介するため展示やスライド、ビデオ上映などを行っています。	奄美群島国立公園ビジターセンター奄美自然観察の森(龍郷町のウェブサイト) https://www.town.tatsugo.lg.jp/kikakukanko/shisetsu/asobu/01.html
奄美フォレストポリス	ふれあいゾーン、水辺のゾーン、キャンプゾーン、溪流ゾーンの4つのゾーンからなる亜熱帯森林内の公園です。さまざまな施設が整っている観光スポットの一つで、ゾーンごとに遊びながら自然とのふれあいや、野外観察などを楽しむことができます。	奄美フォレストポリス http://www.amamiforest.com/
黒潮の森マングローブパーク	マングローブ原生林と、絶滅危惧種のリュウキュウアユの生態などを自然とふれあいながら紹介する公園施設です。館内には写真やシアターなどで生物たちについて知ることができます。また、マングローブ原生林内を探検することができるカヌー体験は大変人気があります。	黒潮の森マングローブパーク https://www.mangrovepark.com/
大和村立アマミノクロウサギミュージアム Quru Guru (くるぐる)	ケガをしたアマミノクロウサギの治療やリハビリを行い個体の野生復帰を目指す保護研究施設です。アマミノクロウサギの生態研究や環境教育にも取り組んでいます。体験型の展示を通して、アマミノクロウサギの生態や人との共生についても楽しく学ぶことができます。	アマミノクロウサギミュージアムくるぐる https://www.vill.yamato.lg.jp/quruguru/index.html
奄美市立奄美博物館	シマ(集落)の伝統的な暮らしを中心に、「黒潮に育まれた奄美」「境界の歴史に育まれた奄美」「亜熱帯雨林に育まれた奄美」で構成し、自然・歴史・文化の分野をひとつにまとめあげた「環境文化博物館」です。	奄美市立博物館 https://amamiisan.com/museum/amami/

施 設 名	概 要	関連ウェブサイト
奄美市歴史民俗資料館	旧笠利町において長きにわたって蓄積された発掘調査資料やその成果を中心に展示している「考古資料展示室」と、昭和40年代頃から旧笠利町が中心となり、収集した民具等を展示している「民俗資料展示室」で構成されています。	奄美市歴史民俗資料館 https://amamiisan.com/museum/history/
宇宿貝塚史跡公園 国指定史跡「宇宿貝塚」遺構 展示公開施設	国指定史跡「宇宿貝塚」の真上に整備されている施設で、発掘調査で発見された縄文時代晩期に位置づけられる石組の竪穴建物跡や中世のお墓・溝などの遺構や、遺物を一部埋め戻さず、調査当時の状態で見学できるような露出展示を行っています。また、剥ぎ取った土層断面の展示もしており、各時期における遺跡の埋没過程も知ることができます。	宇宿貝塚史跡公園 https://ushuku-kaizuka.amamiisan.com/
奄美海洋展示館	「海と人との共生」をテーマに、奄美の人々の暮らしと海との深いかかわりを知ることができる施設です。奄美近海のいろいろな生物や昔ながらの伝統漁法（イザリ漁）などを展示しています。	大浜海浜公園 奄美海洋展示館 https://www.ohama.marutani-amami.com/ocean-exhibition-hall
瀬戸内町立図書館・郷土館	国指定重要民俗文化財の諸鈍シバヤや油井豊年踊り、ノロの祭具などの資料を展示しているほか、瀬戸内町の歴史や文化、伝統芸能についても写真や映像などでわかりやすく学ぶことができます。	瀬戸内町立図書館・郷土館 http://www.setouchi-lib.jp/
本場奄美大島紬泥染紬公園	奄美大島の伝統産業でもある「本場奄美大島紬」。絹糸を泥で染めるのは、この大島紬ならではの手法です。本場奄美大島紬泥染公園は、この泥染を体験できる場所として利用されています。一般の観光客の方も、気軽にTシャツやハンカチなどの染め物体験ができます。	奄美市名瀬本場奄美大島紬泥染公園 (鹿児島県のウェブサイト) https://www.pref.kagoshima.jp/suisuina/1325.html
鹿児島県立奄美少年自然の家	奄美の豊かな自然と文化を生かした体験活動を通して青少年の健全育成を図るとともに、生涯学習の拠点施設として地域と一体となった運営に努めています。	奄美少年自然の家 (鹿児島県教育委員会のウェブサイト) https://www.pref.kagoshima.jp/kan/amami/index.html
生涯学習センター「元気の出る館」	倉木崎海底遺跡の遺物及びノロ関係資料等の展示を行っています。	生涯学習センター「元気の出る館」 (宇検村のウェブサイト) https://www.uken.net/shougaigakushu/shisetsu/kyoiku/028.html

〔出典：各種資料をもとに作成〕

10 短期目標達成状況の指標(例)

本戦略の短期目標(10年後、2034年の奄美大島の姿)の達成状況を評価する際に利用可能性のある定量的な評価指標とその出典を、「目指すべき姿」の3つの区分に沿って以下に例示しました。

目指すべき姿1. 生物多様性が適切に管理され、良好な状態で保全されている

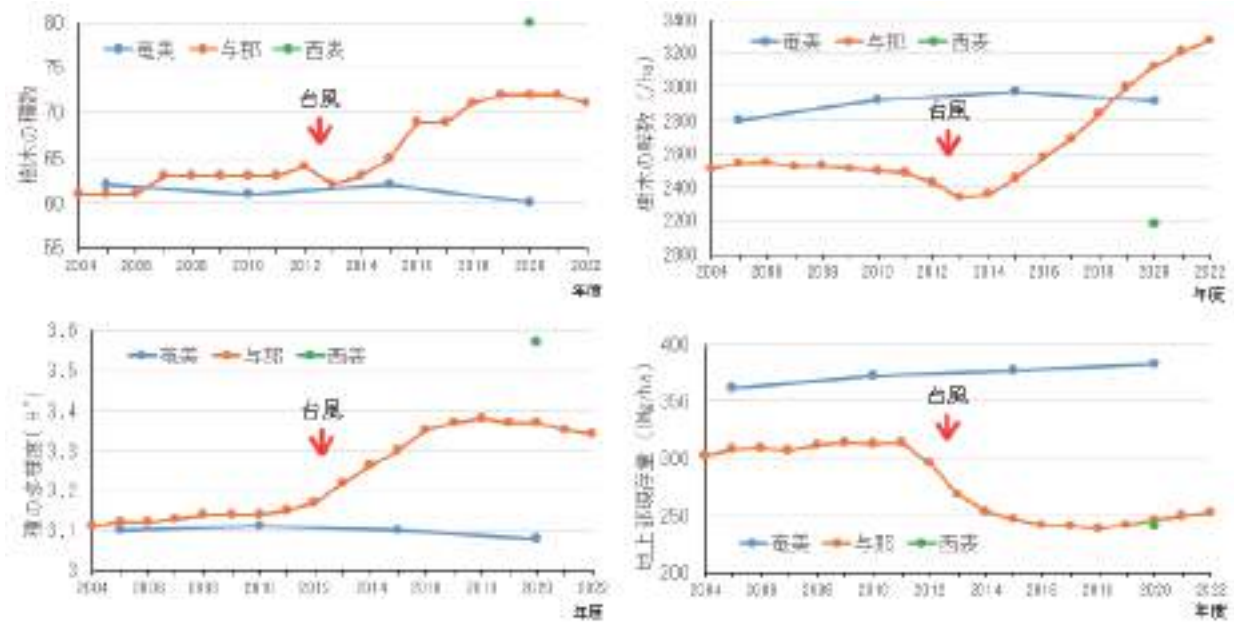
◆指標名：世界遺産区域・緩衝地帯における森林変化面積及び変化率

- ・ 概要：衛星画像による植生変化やギャップ形成の有無、森林の状態の景観的評価。
- ・ 出典：奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画(以下、「世界自然遺産地域モニタリング計画」という) 指標9① 森林全体の面的な変動—衛星画像¹

地域	奄美大島							
年	2019⇒2020		2020⇒2021		2021⇒2022		2022⇒2023	
自然的要因	2,918m ²	0.001%	1,854m ²	0.001%	558m ²	0.000%	16,425m ²	0.006%
人為的要因	52,618m ²	0.020%	37,638m ²	0.014%	9,819m ²	0.004%	44,973m ²	0.017%
不明	3,792m ²	0.002%	0m ²	0.000%	0m ²	0.000%	2,205m ²	0.001%
計	59,329m ²	0.023%	39,492m ²	0.015%	10,377m ²	0.004%	63,603m ²	0.024%
全面積(m ²)	261,450,000m ²							

◆指標名：遺産地域内の固定調査サイトにおける木本の種数・種構成・地上部現存量

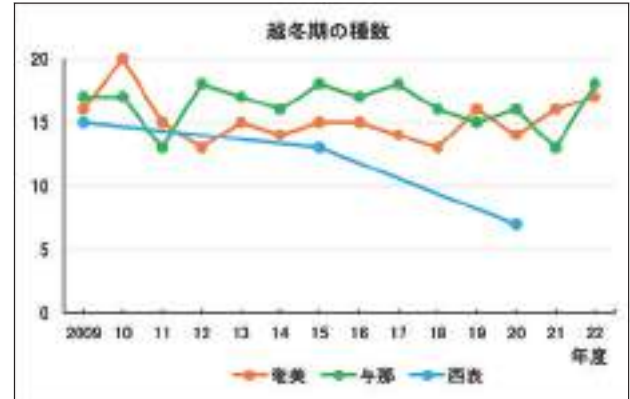
- ・ 概要：環境省「モニタリングサイト1000森林・草原調査」の毎木調査による樹木の種数・種構成等の基本的項目の年変動を把握。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標19① 遺産地域内の固定調査サイトにおける木本類の種数、種構成、地上部炭素現存量、林床と低木層の被度



1 世界自然遺産地域モニタリング計画の指標番号と指標名を記載した。以下、同モニタリング計画を出典とする指標については同様。同計画は2025年度時点で改定中のため、指標番号及び指標名は今後変更の可能性もあることに注意。同計画及びモニタリング結果は、世界自然遺産地域のWebサイト内の「世界遺産登録に関する計画：適切なモニタリングと情報の活用」で閲覧可能。以下、世界自然遺産地域モニタリング計画の指標として示したものは同様。
<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/plans/monitoring/index.html>

◆指標名：遺産地域内の固定調査サイトにおける鳥類の出現種数・個体数

- ・ 概要：環境省「モニタリングサイト1000森林・草原調査」の毎木調査区周辺の鳥類相の種数、種構成等の基本的項目の年変動を把握。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標20 遺産地域内の固定調査サイトにおける鳥類の種数、種構成、バイオマス



◆指標名：サンゴ礁の現状

- ・ 概要：環境省の「モニタリングサイト1000サンゴ礁調査」で、サンゴ被度及び加入数から見たサンゴ群集の健全性と攪乱状況。
- ・ 出典：モニタリングサイト1000サンゴ礁調査² 第4期とりまとめ報告書



2 モニタリングサイト1000サンゴ礁調査の報告書は、環境省生物多様センター Webサイト内の「モニタリングサイト1000」のページで閲覧可能。
<https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

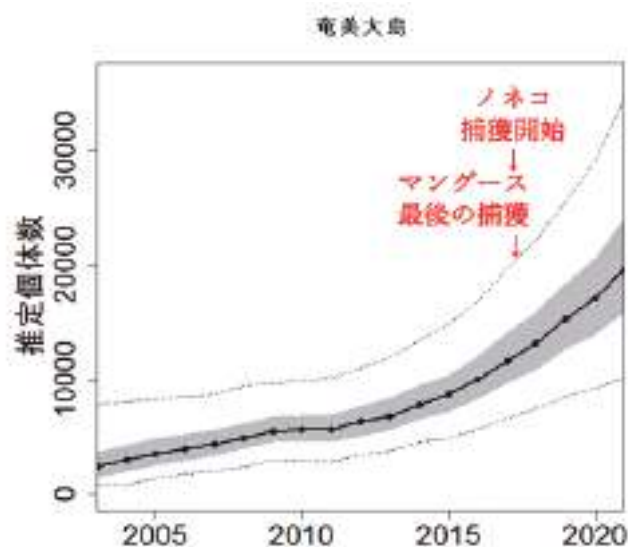
◆指標名：「自然共生サイト」の認定サイト

- ・ 概要：民間の取組等で生物多様性の保全が図られている区域として環境省が認定する「自然共生サイト」の箇所数、場所、面積など。
- ・ 出典：環境省自然共生サイトのWebサイトから、各サイトの情報を元に作成³

サイト名	場所	面積	申請者	概要
アマミノクロウサギ・トラスト3号地	龍郷町	1.7ha	日本ナショナル・トラスト協会	アマミノクロウサギをシンボルとして、多様な野生生物の生息・生育環境を保護することを目的として、ナショナル・トラスト活動で守られている森。
奄美大島 真米の里 秋名・幾里・大勝	龍郷町	1.3ha	奄美稲作保存会	奄美群島で数少ない水田が残る地域。自然栽培で良好な水田環境を維持することで、水生生物や渡り鳥等の保全、在来稲の品種や伝統神事の保存、郷土学習・環境学習に貢献している。
瀬戸内町 ネリヤカナヤの海	瀬戸内町	49ha	瀬戸内漁業協同組合、 瀬戸内町	サンゴ礁に豊富な海洋生物が生息。藻場やマングローブの再生・保全を通じ、町の基幹産業の漁業や観光に必要な資源を維持し、人の営みと自然の両立を目指す。

◆指標名：アマミノクロウサギの推定個体数

- ・ 概要：固有種アマミノクロウサギの推定個体数の推移
- ・ 出典：環境省 沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所（令和5年6月1日）アマミノクロウサギ及びアマミヤマシギの個体数が推定されました！⁴

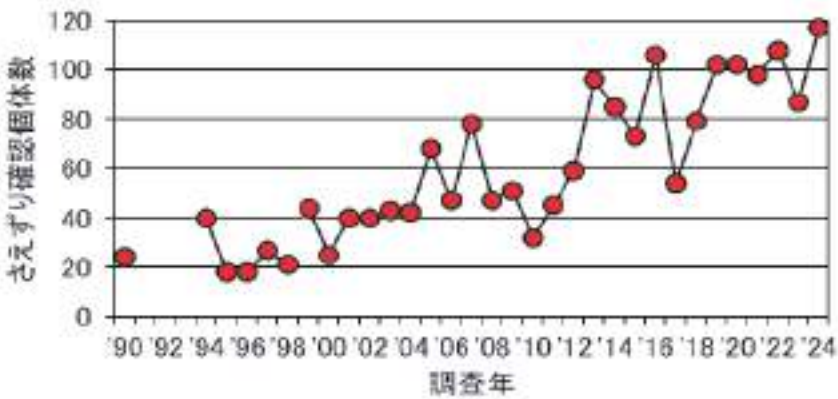


3 環境省の自然共生サイトのWebサイト。「自然共生サイト検索ナビ」または「認定サイト一覧」から該当サイトを検索する必要あり。
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

4 環境省によるアマミノクロウサギの個体数推定結果は奄美野生生物保護センターのWebサイトで閲覧可能。令和5年6月1日の公表資料は下記URL参照。個体数推定は毎年実施されているものではないため、本戦略の中間評価及び最終評価時点で利用可能な情報を用いることに注意。
<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/awcc/pdf/20230601.pdf>

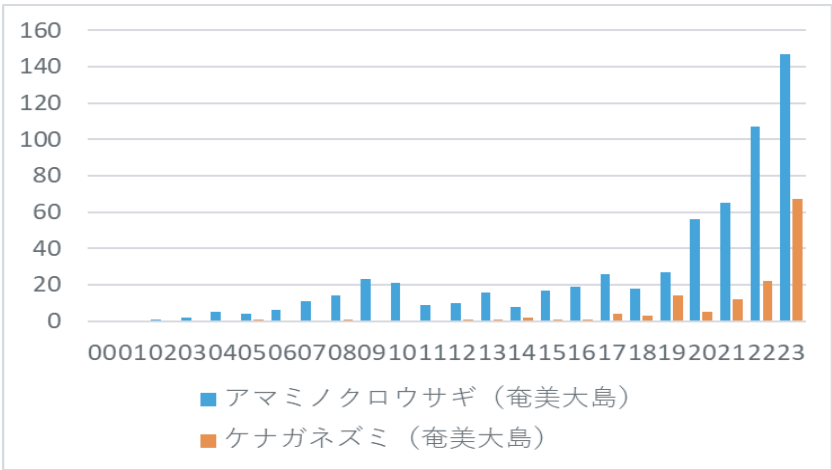
◆指標名：奄美中央林道におけるオオトラツグミのさえずり個体数の経年変化

- ・ 概要：奄美中央林道の毎年の一斉調査で確認された個体数の推移
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標2 オオトラツグミの生息状況



◆指標名：アマミノクロウサギ、ケナガネズミの交通事故発生状況および発生地点

- ・ 概要：アマミノクロウサギ、ケナガネズミのロードキル件数と多発地点の推移。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標11 交通事故の発生状況



アマミノクロウサギの交通事故発生地点(2023年)

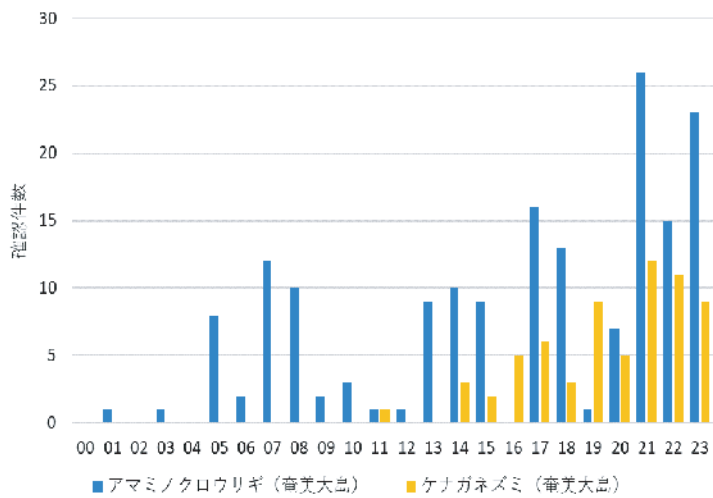


ケナガネズミの交通事故発生地点(2023年)



◆指標名：

- ・ 概要：アマミノクロウサギ、ケナガネズミのイヌ・ネコによる捕殺確認件数。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標12 外来種による捕殺状況



◆指標名：密猟・密輸及びその疑いのある事件・事案

- ・ 概要：環境省沖縄奄美事務所管内で確認された希少動植物の密猟・密輸及びその疑いのある事件・事案
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標13① 密猟・密輸及びその疑いのある事案 (違法採集や持ち出し等) の発生件数

2018 年度 (6 件)	両生類の違法捕獲・持ち出し (奄美大島)、爬虫類の違法捕獲・持ち出し (徳之島、県外、海外)	2022 年度 (4 件)	昆虫類の違法採取 (奄美大島)、昆虫類のネットオークション、両生類の違法持ちだし (那覇空港)、昆虫・爬虫類の違法捕獲等 (石垣島)
2019 年度 (6 件)	鳥類、爬虫類に関する持ち出し・盗難事件 (沖縄島、宮古島)	2023 年度 (8 件)	オカヤドカリ類の違法採取・所持 (沖縄島、宮古島、渡嘉敷島)、植物の盗掘疑い (徳之島、奄美大島)、昆虫類の違法捕獲疑い (石垣島、沖縄島北部)、希少貝類の貝殻のネットオークション
2020 年度 (7 件)	植物に関する盗掘疑いの事案 (奄美群島、沖縄島北部)		
2021 年度 (5 件)	両生類のネットオークション、植物の盗掘疑い (奄美大島)		

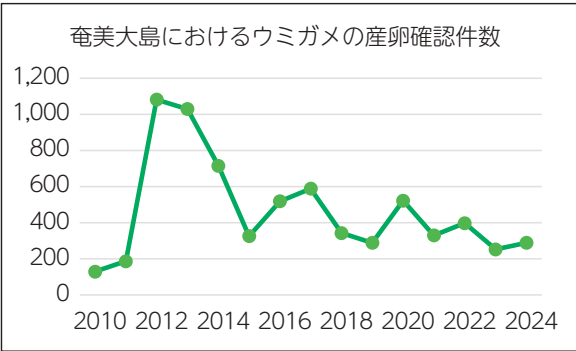
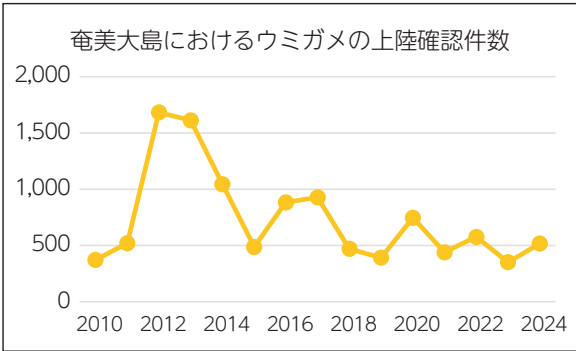
◆指標名：動物 (主に昆虫類) を採集するための捕獲器等の数

- ・ 概要：巡視やパトロール、市町村・地域住民からの通報等によって得られた昆虫採集トラップ等の数。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標13② 動物を採集するための捕獲器等の数

年度	パトロール回数	トラップ発見数	トラップ発見率 (個/回)	車両台数	車両発見率 (台/回)
2015	21	3	0.14	22	1.0
2016	20	16	0.80	25	1.3
2017	22	3	0.14	37	1.7
2018	44	1	0.02	99	2.3
2019	105	4	0.04	224	2.1
2020	105	2	0.02	311	3.0
2021	105	2	0.02	352	3.4
2022	95	6	0.06	293	3.1
2023	92	2	0.02	119	1.3

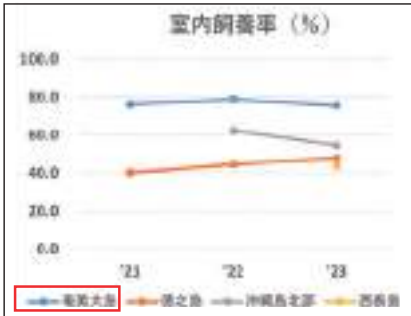
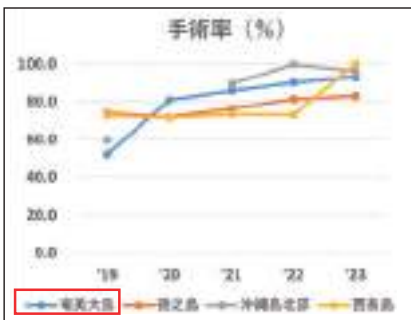
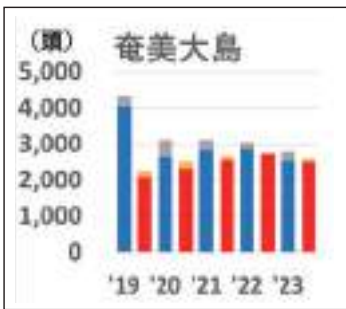
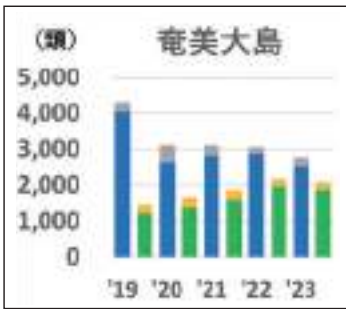
◆指標名：ウミガメの上陸・産卵確認件数

- ・ 概要：鹿児島県内のウミガメの上陸・産卵調査結果のうち奄美大島分を抽出。
- ・ 出典：鹿児島県Webサイト「ウミガメの上陸・産卵確認状況について」⁵



◆指標名：飼い猫の管理状況

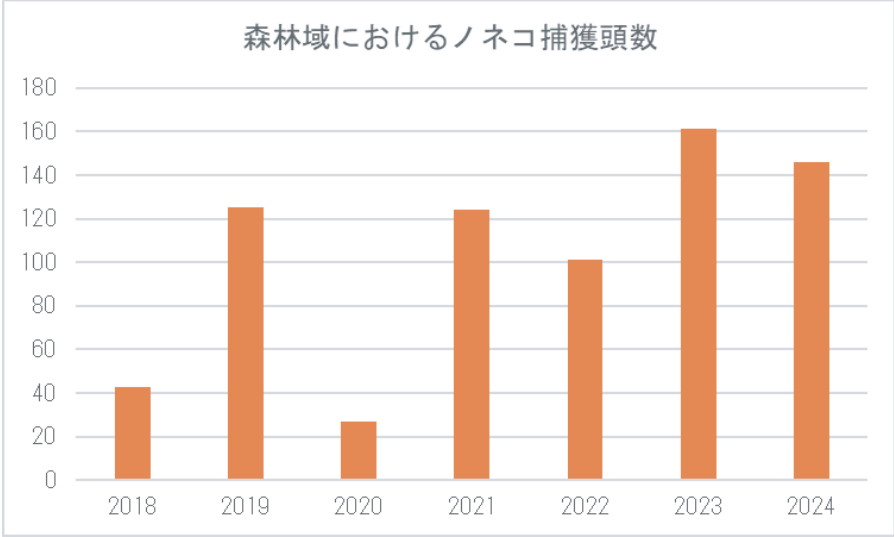
- ・ 概要：ノネコ・ノラネコの発生源になり得る飼い猫の管理状況として、マイクロチップ (MC) 装着状況、不妊去勢手術状況、室内飼養状況について市町村からの提供データを取りまとめたもの
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標13② 動物を採集するための捕獲器等の数



5 鹿児島県Webサイト「ウミガメの上陸・産卵確認状況について」は以下。過去15年間の上陸・産卵確認状況が市町村別に掲載されている。
<https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/kankyo/yasei/umigame/e1040208.html>

◆指標名：ノネコ捕獲頭数

- ・ 概要：「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づく、希少種が多い森林域におけるノネコ捕獲頭数
- ・ 出典：奄美市Webサイト「ネコ対策のこれまでの成果」を元に作成⁶



◆指標名：ノヤギの捕獲頭数

- ・ 概要：ノヤギ対策事業（有害鳥獣捕獲）による捕獲頭数及び、「ノヤギ特区」による狩猟捕獲頭数。
- ・ 出典：構造改革特区評価・調査委員会 第79回専門部会（地域活性化部会）資料⁷

有害鳥獣捕獲頭数											
認定地方公共団体	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4
奄美市	0	0	121	0	0	0	0	80	0	128	0
大和村	12	20	13	31	17	36	24	45	36	39	0
牛嶺村	20	20	20	20	20	20	40	20	20	20	10
瀬戸内町	150	150	150	150	158	150	150	150	186	154	0
龍郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	182	190	304	201	195	206	214	295	242	341	10

※令和4年度は、令和4年10月末時点

※回答は参考値

本特定事業の実施による捕獲頭数（狩猟方法別）											
認定地方公共団体	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4
奄美市	銃	0	0	0	0	0	0	28	2	0	0
瀬戸内町	罠	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
	銃	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0
	くくりわな	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0

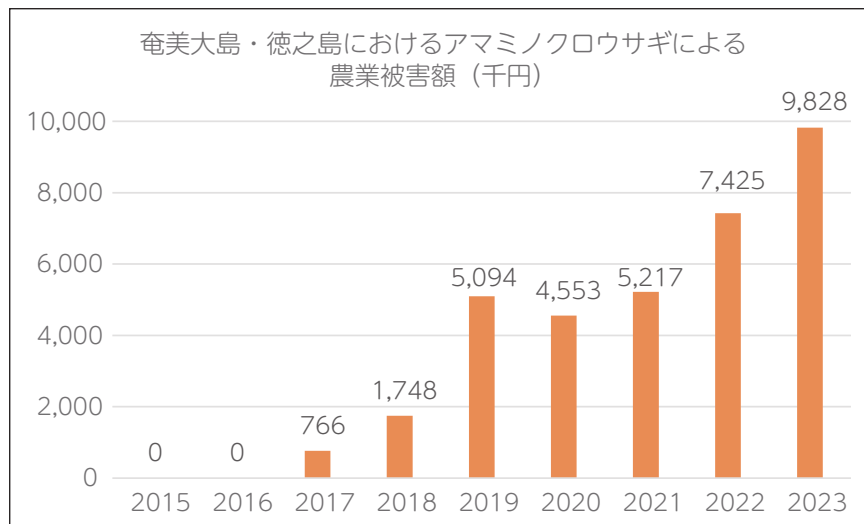
※回答は参考値

6 奄美市Webサイトの「ネコ対策のこれまでの成果」の「ノネコ（島全体）」に、ノネコ捕獲頭数（環境省提供）として掲載されている。
<https://www.city.amami.lg.jp/wnhs/alienspecies/neko07.html>

7 構造改革特区評価・調査委員会の地域活性化部会の会議資料は下記Webサイトで閲覧可能。毎年定期的に集計・公表されているものではない。市町村別データであるため、中間評価・最終評価では、必要に応じて各市町村に情報照会が必要。なお、2025年現在改定中の世界自然遺産地域モニタリング計画では「ノヤギの生息状況」が指標として新設され、ノヤギの分布状況や捕獲頭数が定期的に把握される予定。
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/hyouka.html>

◆指標名：アマミノクロウサギによる農業被害額

- ・ 概要：マングース根絶や森林の回復等を背景としたアマミノクロウサギの個体数増加傾向に伴う農業被害額の変遷
- ・ 出典：奄美群島の概況（鹿児島県大島支庁）第6章 農業. 4 農作物被害. (2) 鳥獣 6－17 鳥獣による農作物被害を元に作成⁸



8 奄美群島の概況（鹿児島県大島支庁）は下記Webサイトで閲覧可能。データは鳥獣別に集計されており、アマミノクロウサギには「ウサギ」が該当し奄美大島と徳之島の被害額の合算であることに留意。
<https://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiiki/oshima/chiiki/zeniki/gaikyou/index.html>

目指すべき姿2. 生物多様性と環境文化が持続的に利活用されている

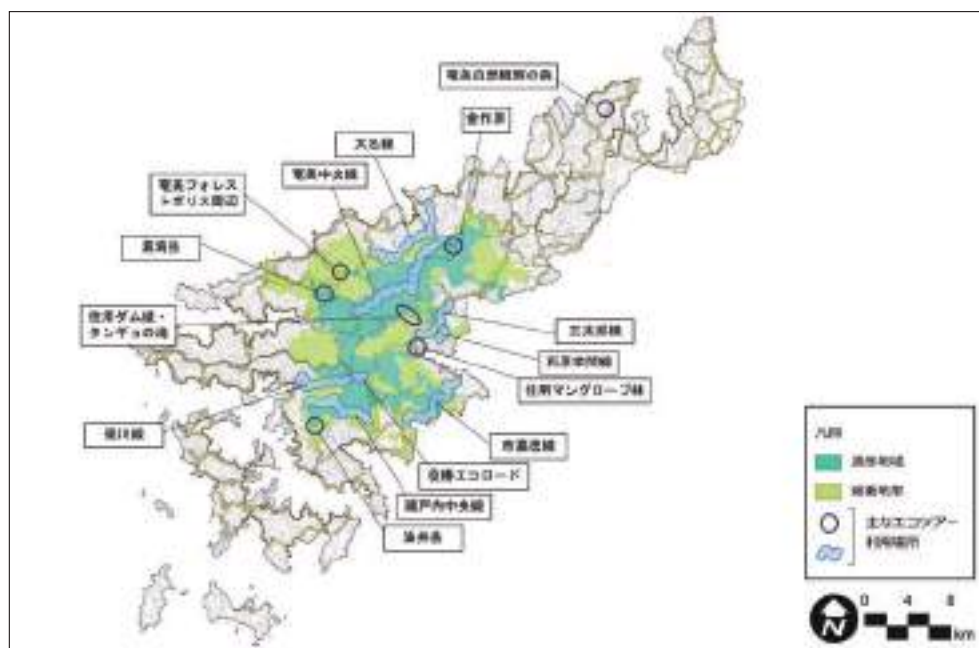
◆指標名：入込客数及び宿泊施設数

- ・ 概要：奄美大島への入込客数（奄美群島外から奄美大島へ入った人数及び、群島内の各島間の移動人数の合計）、宿泊施設数と収容可能人員の変遷。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標17① 島別の入込者数・入域者数（観光統計）、指標17② 宿泊施設の収容可能人数



◆指標名：主なエコツアー利用場所

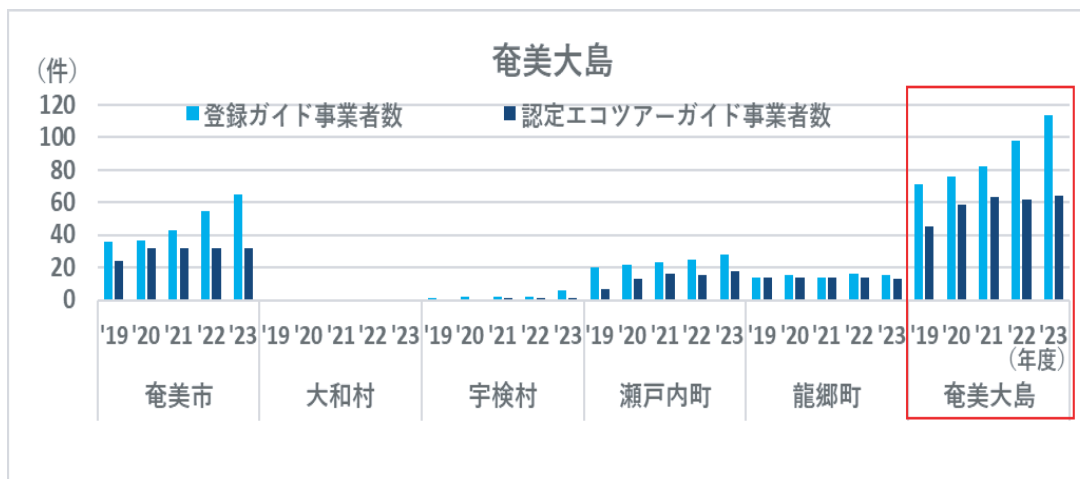
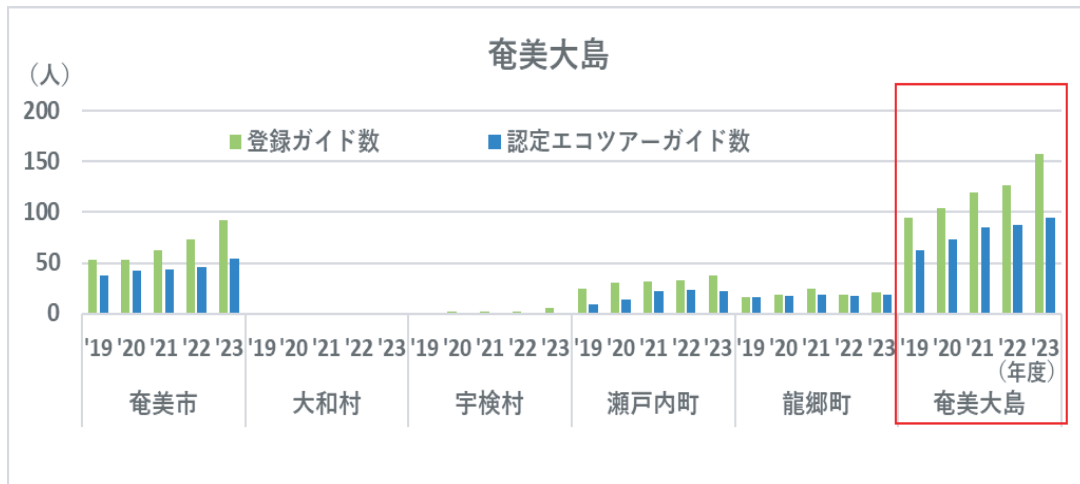
- ・ 概要：奄美大島内でエコツアー等に利用されている自然地域
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標17⑦ 島内の各エコツアー利用場所の利用状況⁹



9 モニタリング計画では「指標17⑥ 主要なエコツアー利用場所の利用者数」もあるが、データが少なく除外した。本戦略の中間評価・最終評価時には十分なデータが揃い、指標としての利用可能性がある。

◆指標名：エコツアーガイド数及びガイド事業者数¹⁰

- ・ 概要：奄美群島エコツーリズム推進全体構想に基づくエコツアーガイドの登録・認定ガイド数、登録・認定ガイドを擁するガイド事業者数。
- ・ 出典：世界自然遺産地域モニタリング計画 指標17⑤ エコツアーガイド登録者数・保全利用協定締結事業者数



登録・認定ガイド数(上)、登録・認定ガイド事業者数(下)

登録ガイド：奄美大島エコツアーガイド連絡協議会に所属するエコツアーガイド。

認定ガイド：一定要件を満たし、所定の講習を修了した登録ガイドを奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定。

登録ガイド事業者数：登録ガイドが1名以上所属する事業者数。

認定ガイド事業者数：認定ガイドが1名以上所属する事業者数。

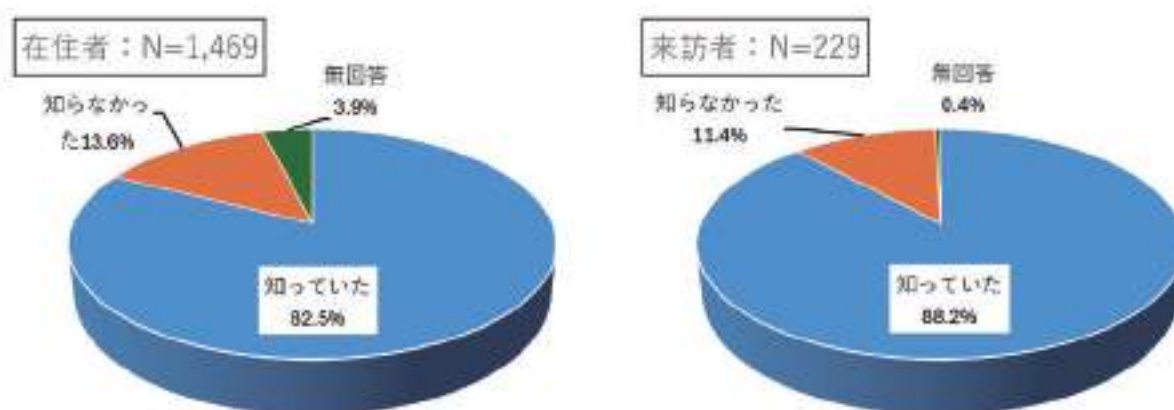
¹⁰ 今回は登録・認定ガイド数のみを対象としたが、令和5年度奄美群島エコツーリズム推進協議会資料などには、認定ガイドの利用者数、認定ガイドの利用者満足度、ガイドが案内する集落の数などの情報も見られ、本戦略の中間評価・最終評価時には十分なデータが揃い、指標としての利用可能性がある。

目指すべき姿3. 人と自然が共生する社会の仕組づくりに取り組む人材が育っている

◆指標名：自然環境に対する在住者及び来訪者等の意識

- 概要：①奄美・沖縄世界自然遺産の4地域が生物多様性の保全上重要な地域であることの認知度、②日本において奄美群島が果たしている・今後果たすべき役割、③過去1年間に参加したことがある自然環境保全活動や講演会など、④奄美群島の自然環境を保全するために来訪者が特に気を付けるべきこと、⑤奄美群島在住者にとっての「島の魅力」、⑥奄美群島の将来の姿への希望。
- 出典：令和4年度奄美群島振興開発アンケート調査¹¹

①奄美・沖縄世界自然遺産の4地域が生物多様性の保全上重要な地域であることの認知度

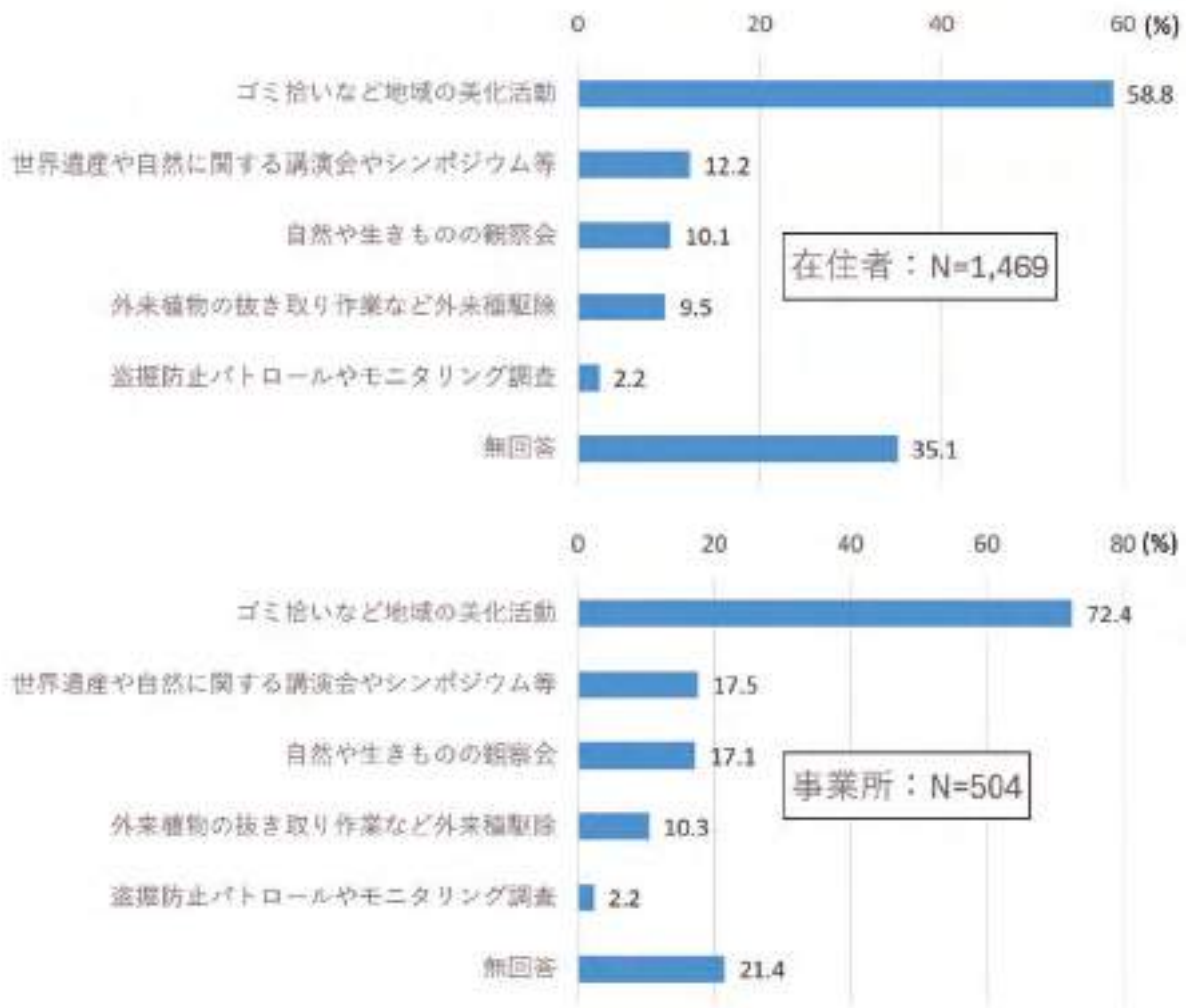


②日本において奄美群島が果たしている・今後果たすべき役割

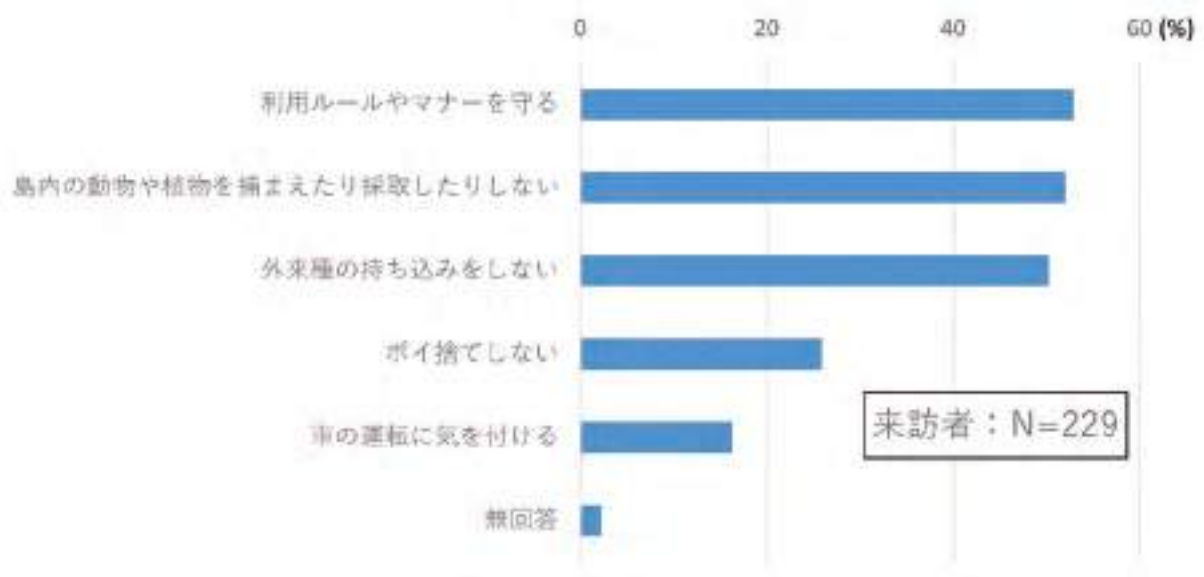


¹¹ 「奄美群島振興開発アンケート」は鹿児島県Webサイトの「奄美群島振興開発総合調査」のページで閲覧可能。奄美群島振興開発特別措置法の期限更新に合わせて5年毎に実施される総合調査の一環として奄美群島在住者、出身者及び事業所等を対象に実施されている。単年度の調査のため、経時的変化は過去の調査結果を入手して比較する必要がある。
<https://www.pref.kagoshima.jp/pr/shima/kaihatsuchosa/index.html>

③過去1年間に参加したことがある自然環境保全活動や講演会など



④奄美群島の自然環境を保全するために来訪者が特に気を付けるべきこと



⑤奄美群島在住者にとっての「島の魅力」



⑥奄美群島の将来の姿への希望



11 奄美大島生物多様性地域戦略 策定から改定までの経過

策定時(2013年～2015年)

(1) 奄美大島生物多様性地域戦略策定運用協議会

開催年月日		概 要	会 場
2013年	10月10日	設置準備会、第1回協議会 (事業計画、予算承認)	奄美市役所 4階 会議室
2014年	2月26日	第2回協議会 (事業経過確認)	奄美市 中央公民館

(2) 奄美大島生物多様性地域戦略策定に係る専門委員会

開催年月日		概 要
2013年	11月 7日	策定方針、策定手順等の検討
2014年	2月 7日	骨子案と重点施策及び行動計画の考え方検討
	8月21日	基本的事項と重点施策及び行動計画内容検討
	10月20日	戦略原案の確認

(3) 地域意見交換会

(第1回目：大切にしたい島の宝物、未来の奄美の姿についてのイメージ作り)

開催年月日		地 域	会 場	参加者
2014年	1月15日	龍郷町	役場会議室	14名
	1月16日	大和村	役場会議室	12名
	1月17日	宇検村	役場会議室	9名
	1月20日	奄美市	奄美振興会館	10名
	1月22日	瀬戸内町	郷土館	12名

合計57名

(第2回目：地域戦略の行動計画に必要なものについての意見交換)

開催年月日		地 域	会 場	参加者
2014年	8月26日	龍郷町	役場会議室	5名
	8月27日	大和村	役場会議室	9名
	8月28日	宇検村	役場会議室	8名
	8月29日	瀬戸内町	郷土館	13名
	9月 2日	奄美市	奄美市中央公民館	3名

合計38名

(4) 地域住民等意見聞き取り

(第1回目：大切にしたい島の宝物、未来の奄美の姿についての意見聴取)

開催年月日		地 域	会 場	参加者
2014年	1月15日	龍郷町	役場会議室	4名
	1月16日・19日	大和村	役場会議室	4名
	1月17日	宇検村	役場会議室	4名
	1月20日・21日	奄美市	奄美振興会館	7名
	1月22日・23日	瀬戸内町	郷土館	5名

合計24名

(第2回目：地域戦略の行動計画・重点施策についての意見聴取)

開催年月日		地 域	参加者
2014年	8月28日	大和村	4名
	8月29日	龍郷町	4名
	8月29日	宇検村	4名
	9月 1日	瀬戸内町	4名
	9月 2日～4日	奄美市	5名

合計21名

(5) 市町村 庁内検討会

(第1回：素案内容検討)

開催年月日		市町村名
2014年	7月23日	奄美市
	7月24日	大和村
	7月24日	宇検村
	7月25日	瀬戸内町
	7月25日	龍郷町

(第2回：原案内容検討)

開催年月日		市町村名
2014年	12月19日	奄美市

(6) パブリックコメント

意見提出者 6名

意見の件数 101件

意見反映の検討結果

A：意見の趣旨などを反映し、案に盛り込むもの	62件
B：意見の趣旨などは、案に盛り込み済みのもの	6件
C：案に盛り込まないもの	27件
D：具体的な事業の実施にあたり参考にするもの	20件
E：その他質問・感想・要望など	0件

意見反映の検討結果については、複数の区分での取り扱いとなるご意見があったため、意見の件数は101件ですが、意見反映の検討結果の合計は115件となりました。

中間改定時(2019年～2020年)

(1) 奄美大島生物多様性地域戦略改定に係る専門委員会

開催年月日		概要
2019年	11月24日	中間評価案及び改定骨子案の検討
2020年	2月 4日	改定案の検討及び専門委員会付帯意見等の提示

見直し時(2025年)

(1) 奄美大島生物多様性地域戦略の見直しに係る専門委員会

開催年月日		概要
2025年	8月20日	最終評価案及び改定骨子案の検討
2025年	11月27日	パブリックコメント実施結果報告及び、改定案の検討

(2) 市町村担当者作業部会(オンライン会議)

開催年月日		概要
2025年	10月15日	重点施策・行動計画の検討

(3) パブリックコメント

2025年11月7日(金)～11月20日(木)まで

改定骨子案の時点で以下の2点について意見を募集した。

(1) 5市町村の計画「奄美大島生物多様性地域戦略」の改定の方向性について。

(2) 奄美大島の生物多様性の保全と持続可能な利用のために、今後10年の間に優先的に実施すべきとお考えになる事業について。

意見提出者 4名

意見の件数 (1)及び(2)ともに4件

意見反映の検討結果

いただいたご意見を参考に、一部を反映いたしました。

12 関係者名簿

平成25年度・26年度奄美大島生物多様性地域戦略策定に係る専門委員会委員

氏名	所属	備考
興 克樹	奄美海洋生物研究会 会長	
岡野 隆宏	元 鹿児島大学 特任准教授、現 環境省	H25年度
小栗 有子	鹿児島大学 生涯学習教育研究センター 准教授	H26年度
小野寺 浩	東京大学 特任教授	◎
喜島 浩介	奄美群島エコツアーガイド連絡協議会 会長	
四宮 明彦	元 鹿児島大学 教授	
清正 斉	NPO法人 奄美野鳥の会	
常田 守	NPO法人 環境ネットワーク奄美 副代表	
中山 清美	元 奄美市立奄美博物館 館長	○
服部 正策	東京大学 医科学研究所奄美病害動物研究施設 特任研究員	
馬場 繁幸	元 琉球大学 教授、NPO法人 国際マングローブ生態系協会	
浜田 太	写真家	
福田 晴夫	元 鹿児島県立博物館 館長	
山下 弘	奄美市盗採防止パトロール員、植物写真家	
山田 文雄	独立行政法人 森林総合研究所 上席研究員	
横田 昌嗣	琉球大学 理学部 教授	

◎委員長、○副委員長

令和元年度奄美大島生物多様性地域戦略改定に係る専門委員会委員

氏名	所属	備考
岩田 治郎	前 一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット 専務理事	
小野寺 浩	鹿児島大学 客員教授	◎
服部 正策	東京大学 医科学研究所奄美病害動物研究施設 特任研究員	
本田 勝規	独立行政法人 奄美群島振興開発基金 理事長	

◎委員長

令和7年度奄美大島生物多様性地域戦略の見直しに係る専門委員会委員

氏名	所属	備考
高梨 修	大和村教育委員会 学芸員	
服部 正策	元 東京大学 医科学研究所奄美病害動物研究施設 特任研究員	
東 美佐夫	元 奄美市 副市長	
星野 一昭	元 鹿児島大学 特任教授	◎

◎委員長

裏表紙写真(奄美大島の自然と人の関わり)

三太郎古道

マリンレジャー

奄美市

龍郷町秋名の水田

龍郷町

大和村

追い込み漁

自然からの恵みを郷土料理に

瀬戸内町

泉 和子

上段：内 容

下段：写真提供者

出典の表記方法についての注解

- ・書籍については、原則として書名及び編著者名を記載しました。ただし、同名のものが複数ある場合には出版年も併せて記載しました。
- ・複数年にわたり継続して出版されている書籍については、書名、編著者名は最新のものを記載しました。
- ・インターネット上の資料については、ウェブページの名称及びウェブサイトの管理者名を記載しました。

奄美大島生物多様性地域戦略

(2025－2034)

～自然と共に生きる奄美のしま創りプラン～

2015年(平成27年)3月 策定

2020年(令和2年)3月 改定・発行

2025年(令和7年)12月 改定・発行

発行 奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町

制作・編集 一般財団法人自然環境研究センター

奄美大島自然保護協議会

事務局：奄美市 市民環境部 世界自然遺産課

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

電 話：0997-52-1111

ファックス：0997-57-1070



地球のいのち、つないでいこう

奄美大島生物多様性地域戦略（2025－2034）